

研究論文

戦争責任論議における加害意識の表出過程

－歴研・日教組・原水禁運動を中心として－

東京大学大学院公共政策学教育部

国際公共政策コース

学籍番号 68074

氏名 八代拓

2007 年 12 月 21 日提出

目次

序文.....	5
第一章 「加害意識の契機」 諸説	
第一節 敗戦と占領統治の影響.....	10
第一項 「真相はこうだ」	10
第二項 「東京裁判史観」	12
第二節 社会運動の時代.....	13
第一項 ベトナム戦争と小田実	13
第二項 沖縄復帰運動	15
第三項 中国の旅	17
第三節 教科書裁判の中で.....	18
小結	24
第二章 歴史学研究会と人民闘争史観	
第一節 歴史学研究会の概要と基本方針.....	27
第二節 戦後歴史学と〈民族〉.....	27
第一項 国民的歴史学運動における民族問題	27
第二項 「歴史を支える者たち」と昭和史論争	29
第三節 人民闘争史観の隆盛.....	32
第一項 人民闘争史観の台頭	32
第二項 紀元節復活・明治百年	33
第三項 第一次教科書裁判	37
第四項 「朝鮮」・「在日」認識	39

第五項	沖縄の経験	41
第六項	人民闘争としてのベトナム戦争	44
第四節	人民闘争史から「新たな歴史学」へ	47
第一項	人民闘争史観の後退と社会史の発展	47
第二項	第三次教科書裁判の争点と加害意識	51
小結		53

第三章 日教組の反戦平和—沖縄における加害の「発見」—

第一節	日教組の設立と「政治化」	56
第二節	戦後政治の中の日教組	57
第一項	「27 度線」の南から	57
第二項	「明治百年」への抵抗	59
第三項	沖縄県民の民族自決と沖縄戦	61
第四項	「アジアの中の日本」としての視座	63
第五項	世代交代と記憶の風化	66
第三節	「朝鮮」への認識と在日コリアン問題	67
第四節	教科書裁判と教師達	71
第一項	教育権の所在をめぐって	71
第二項	加害責任の追及とその挫折	73
小結		77

第四章 原水爆禁止運動と外国人被爆者

第一節	原水爆禁止運動の成立と隆盛	80
第一項	原水禁運動の成立	80
第二項	第一回世界大会から第四回大会まで	80
第三項	国民的運動の分裂過程	82

第二節	社会党の原水禁運動展開.....	84
第一項	原水協からの分離と運動路線の模索	84
第二項	外国人被爆者の「発見」と加害意識	87
第三項	ミクロネシア問題と孫振斗支援運動	90
第四項	ベトナム戦争終結と統一への道標	92
第五項	要約	95
第三節	共産党の原水禁運動.....	96
第一項	分裂と「五項目」の確立・継承	96
第二項	統一計画の挫折と運動の凋落	97
第三項	ベトナム戦争終結と「五項目」の改訂	98
第四項	合意達成と統一の停滞	99
第五項	要約	100
第四節	原水禁運動における加害意識とその特質.....	101
第一項	加害意識の表出過程	101
第二項	加害意識とヒバクシャ	102
結論		106
参考文献		111

序文

「戦前」や「戦時中」という言葉は明確な終わりの区分をもつが、「戦後」にはそれが無い。言葉の上で「戦後」は永久に続くものであり、「戦」から解き放たれることは無い。ゆえに、「戦後」に生きる人々の「戦」に対する議論も終わりを見せない。

現在の日本における「戦後」は、1945年8月15日に始まる¹時代区分であり、「戦」はアジア・太平洋戦争のことを指す。アジア・太平洋戦争は、体験者が生存している近年の事例であるため、その議論は熱情を帯びている。

この戦争は近代的な総力戦として戦われ、戦闘員・非戦闘員を問わず、多大な犠牲を生み出した。戦争が軍事力の行使である以上、その犠牲はある人間が別の人間を殺傷するという形で生み出される。ゆえに、被害と加害という関係が生まれる。この二者のうち、戦後日本で現在に至るまで熱情を帯びた議論の対象となってきたのは、加害の側面である。

2007年3月5日の参議院予算委員会において、小川敏夫民主党議員は慰安婦徴用における強制性の有無に関する質問を行なった。答弁に立った安倍晋三は小川の発言を「日本という国をおとしめるための発言²」と喝破した。政治体制も為政者も異なる60余年前に、他国民に対して行なわれた行為の加害性を主張することが、なぜ「国をおとしめる」ことなのか、説明がなされないまま答弁は終わった。その半年後、安倍は「体調不良」を理由に官邸を去る。

しかし、安倍の認識は突飛なものではなかった。アジア・太平洋戦争に対する加害性をめぐっては、「自虐史観」・「自慰史観」という低俗なレッテルを張り合い、過激な言説による相互排斥の議論が行なわれている。例えば、渡辺昇一は次のように言う。

日本の戦後には、二つの史観があった。先の大戦を「侵略戦争」と決め付け、日本人に自虐的思想を植え付けた東京裁判（極東国際軍事裁判）史観と、この裁判で被告全員の無罪を主張したパール判事の史観である。…（中略）この東京裁判史観が、全く事実でない「従軍慰安婦」や「南京大虐殺」なる虚報を生み出し、今なお中韓から一方的に非難され

¹ 1982年4月13日の閣議決定によって「戦死者を追悼し平和を祈念する日」に8月15日が定められたことによる。同日は玉音放送のなされた日であり、各地での戦闘行動が終焉した日ではない。しかし、現在では8月15日をもって終戦とする認識が強いので、本稿でも「戦後」の起源を同日とみなす。

² 安倍の発言の直後、「速記を止めてください」という議長の指示が入ったため、発言内容は国会の議事録には反映されていない。しかし、テレビ中継のマイクは安倍の発言を拾っていた。また、小川は「私が日本という国をおとしめるための発言だとはどういうことですか、総理。」と、安倍の発言内容を反復して反論を展開しており、その内容は議事録に記載されている。小川の発言内容に関しては、国会議事録検索システム該当部分

http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=4998&SAVED_RID=5&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=9&DOC_ID=6651&DPAGE=1&DTOTAL=3&DPOS=3&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=6600

を参照。 国会ホームページ 2007年12月14日アクセス

る事態を招いているのだ³。

渡辺の言うように、歴史認識はこの二種類しかないのだろうか。「東京裁判史観」なるものは確かに存在するのか。そして仮に存在したとしても、誰が喧伝し伝播させたのか。清水馨八郎は、その諸悪の根源を学校教育における社会科に求める。清水によれば、GHQの教育改革によって、「人類解放の大聖戦」は否定され、「自虐史観」の基本となってしまった⁴。

この議論を発展させると、社会科とくに日本史の研究・教育を戦後担った歴史学者と社会科教師に対する批判にいきつく。保守派論壇誌である『諸君』2002年6月臨時増刊号は、「戦後歴史学は何故不毛の荒野と化したか⁵」という特集を組み、戦後の歴史家達の史観を非難した。また、同誌は学校教師に対しても、「朝日と日教組が『歴史』を決めるのか⁶」、「ザけんなヨ！『文科省&日教組』の言いなりにやったからこうなった！⁷」などと日教組批判を展開した。さらに、戦後教育と並行して進んできた社会運動も「プロ市民の、毎日が『反日』デー⁸」と同誌は批判する。歴史認識が「自虐史観」と「パール史観」の二つしかないのであれば、自分達と異なる戦争観を持った社会運動団体は「自虐史観」の推進者と自動的に定位されるのだろう。そして、これらの諸団体に属する人々は「反日」・「左翼」として恒常的な非難に晒される。

一方、アジア・太平洋戦争に対する戦争認識の契機を東京裁判に置く議論には、否定的な見解もある。例えば、小熊英二は、15年戦争に対する日本人の加害意識の契機を、1966年8月の『日米市民会議』（ベ平連主催）における小田実の演説に求める⁹。小熊は、終戦直後の日本で「民族」と「愛国」を説いたのは左翼であったことを明らかにした大著『〈民主〉と〈愛国〉—戦後日本のナショナリズムと公共性—』において、以下のように述べる。

ベトナム戦争を契機とした日本の見直しは、これにとどまらなかった。人々に戦争の記憶を想起させたものは、空襲に耐えるベトナムの民衆と解放戦線の姿だけではなかった。ベトナムの村を焼き払い、ベトナム人を虐殺し強姦する米兵の存在も、同じく「21年前の

³ 渡辺昇一 「『誇りの持てる国』は東京裁判史観の呪縛を解いてこそ」『正論』2007年1月号 産経新聞社 2007年 p62

⁴ 清水馨八郎 「さらば社会科！教育再生への占領政策の置き土産を一掃せよ—明日の日本のために教育勅語を見直そう—」『正論』2007年4月号 産経新聞社 2007年 p223、228

⁵ 特集 「戦後歴史学は何故不毛の荒野と化したか」2002年6月臨時増刊号 文芸春秋社 2002年 p34-77

⁶ 高橋史郎 「朝日と日教組が『歴史』を決めるのか」『諸君』1988年2月号 文芸春秋社 1988年 p26-44

⁷ 特集 『諸君』2006年12月号 文芸春秋社 2006年 p142-173

⁸ 中島崇 「プロ市民の、毎日が『反日』デー」『諸君』2004年8月号 文芸春秋社 2004年 p164-175

⁹ 高橋純子 「小熊英二氏に聞く—被害と加害の意識の変遷—」朝日新聞取材班『「過去の克服」と愛国心』朝日新聞社 2007年 p295

記憶」を呼び起こしたのである¹⁰。

本当だろうか。言葉も文化も顔つきすらも違う異国の人々が戦火に倒れる姿をテレビで見、21 年前の記憶が呼び起こされ、自己認識が変化するのだろうか。1945 年 8 月 15 日時点で、日本列島には約 7200 万人の人々が存在していた¹¹。外地で終戦を迎えた将兵・植民地在住の日本人を含めれば、その数はさらに増える。多種多様な経緯で戦争を生き延びた人々が、ベトナムを通じて一様な戦争観を抱くのだろうか。『諸君』が批判する「左翼」に関しても同様の現象が見られたのだろうか。そして、そこで表出された加害意識とはどのような内容のものであったのか。

そこで、本稿では加害意識の表出主体として定位される「左翼」に焦点を当て、その戦争観の変遷を追っていく。「左翼」とレッテルを貼られた人々は、60 年に渡り日本の加害性を強調し、旧政治体制を「貶めて」きたのだろうか。国民世論の変化をもたらしたのは、「左翼」団体の活動の所産なのだろうか。

第一章では、右・左両派を合わせた形での国民の戦争観の変遷を概観し、加害意識表出の契機とされる事例を提起する。二章以降では、「左翼」としてのレッテルを貼られてきた歴史学の研究者と教育者、および戦争被害者による市民運動に焦点を当て、15 年戦争と加害性に関する言説の推移を追っていく。その際、第一章で提起した事例と前後して、各団体の言説の変化を検証する。研究者の事例としては歴史学研究会、教育者の事例からは日教組を選出した。選出理由は二つある。第一には各団体が学会・教育界において突出した規模の構成人数を擁し、影響力を行使してきた点。第二には、保守派論壇誌等で、「左翼」とレッテルが貼られてきた点。学会・研究会と比べ、加害責任を提起してきた戦争被害者の団体は、日本では稀である。そこで、国民的規模で興隆し、党派性を帯びていると批判をうけた原水禁運動に着目する。

主要な分析期間は、最大規模の「左翼」運動であるベトナム反戦運動が興隆した 1965 年から、第三次教科書裁判の対象となった検定の行なわれた 1982 年である。仮に、「東京裁判史観」が実在し、「左翼」団体に受容されていたのであれば、65 年段階でもアジアに対する加害意識が言説に反映されていることとなる。一方、65 年段階では加害性に関する言及がなく、82 年に至るまでに言及がなされるようになるのであれば、何を経緯としてどのように「左翼」内部で加害意識が表出されてきたのか、その過程が示されるものとする。

なお、分析手法は、機関紙や大会報告等の公の言説に現れる変化である。変化として、加害意識の「表出」に焦点を当てたい。本論稿における「表出」とは、戦時下における自国民ないし他国民に対しておこなった加害行為の具体的事例の提起や、それに対する反

¹⁰ 小熊英二 『〈民主〉と〈愛国〉—戦後日本のナショナリズムと公共性—』新曜社 2002 年 p590

¹¹ 内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/whitepaper/w-2004/html-h/html/g3320000.html>

2007 年 12 月 15 日アクセス

省・贖罪の意識が反映された言説を指す。戦後 60 年余の歴史を通じ、アジア・太平洋戦争におけるアジア諸国への加害責任論は戦争責任論議において一定の存在を築いた。しかしこれは、それまで存在しなかった加害意識が「形成」された過程とまではいえない。実際に戦線に従事した人々は、加害意識を持っていたかもしれないし、持っていなかったかもしれない。また、戦後世代の人々も、自分自身の手を下した問題ではないとはいえ、かつての日本軍国主義の加害性を胸に秘めていたかもしれない。また、そうでないかもしれない。これらの点で、人々の内なる感情の形成とその変化の時期を特定することは出来ない。だからこそ本稿では加害意識が言説として「表出」し、政治的文脈で語られるようになる過程に着目する。

第一章

「加害意識の契機」諸説

第一節 敗戦と占領統治の影響

終戦後、GHQ による占領統治政策は、日本人の政治的価値観を変容させた契機とされる。占領統治政策によって日本人の戦争観が変容したと主張する声は保守派の中に存在する。特に「日本人再教育プラン」と東京裁判は、その急先鋒として論じられる。

第一項 「真相はこうだ」

第一の日本人再教育プランの代表格として論じられるのが、45 年 12 月 9 日から放送されたNHKラジオドラマ『真相はこうだ』である。『真相はこうだ』の製作者は民間情報教育局（CIE）であった¹²。その目的は、「日本国民に対し、戦争への段階と、戦争の真実を明らかにし、日本を破滅と敗北に導いた軍国主義社のリーダーの犯罪と責任を、日本の視聴者の心に植えつける」ことにあった。ドラマの原作となった『太平洋戦争史』もCIEによるもので、45 年 12 月 8 日～17 日に全国紙に掲載された。内容は、大本営によって隠蔽されていた事実を暴露し、南京とマニラにおける日本の残虐行為が強調するものであった¹³。

『真相はこうだ』の番組中で提示された歴史観は、吉田裕（1995）によれば、以下の五点とされる¹⁴。

- (1) 日本の侵略戦争の起点を 1931 年の満州事変に置き、満州事変－日中戦争－アジア・太平洋戦争を一連の連続した戦争としてとらえる。ただし、台湾・朝鮮に対する日本の植民地統治の問題は、完全に視野の外に置かれている。
- (2) 中国は日本の侵略政策の対象地域としてだけ描かれ、中国の対日抗戦の意義については十分な考慮が払われていない。
- (3) 右の〔(2)の〕点に関連して、アジア・太平洋戦争については、アメリカの巨大な戦力が日本軍国主義の打倒に最大の貢献をしたという立場にはっきりと立っている。このため中国戦線についての叙述が全くみられないだけでなく、東南アジア各地で展開された日本の軍政に対する抵抗運動についても、米軍に協力した「比島ゲリラ隊」を唯一の例外として、その存在そのものが無視されている。（〔 〕内筆者注）
- (4) 軍部を中心とした「軍国主義者」の戦争責任だけが問題にされ、天皇・宮中グループ・

¹² 連合国軍総司令官総司令部（GHQ・SCAP）に設置されたCIEは、日本放送協会の建物内におかれた。その目的は、精神風土や教育、宗教などの文化的側面の非軍事化・民主化にあり、マスコミ統制、政教分離、教育委員会制度等に関し、指導をおこなった。

¹³ 竹山昭子 『ラジオの時代 ラジオは茶の間の主役だった』世界思想社 2002 年 p310-321

¹⁴ 吉田裕 『日本人の戦争観－戦後史の中の変容』岩波書店 1995 年 p32

財界人・新聞人などの「穏健派」は「軍国主義者」に対立する勢力としてだけ位置づけられている。

- (5) 日本国民に関しては、「軍国主義者」が国民に対して「真実」を「隠蔽」したことが強調され、軍国主義的指導者とそれにだまされた国民、という歴史的理解が為されている。

こうした特徴を持つ『真相はこうだ』は多くの反響を呼んだ番組であった。戦時下に何が行なわれ、なぜ日本が焦土と化したのか、人々は情報を求めていた。また、敗戦国民となった自己に嫌悪感を持つ人々からすれば、「だまされていた」という論理の中は戦争責任への免責を見出しえるものだった¹⁵。一方で、アメリカ側が提起した上記の史観は、4ヶ月前まで大本営発表を信じ、殉国の論理に生きてきた人々の反発を呼んだ。ドラマの俳優宛には、「貴様はそれでも日本人か。…（中略）…月夜ばかりじゃないからそう思っとれ」という脅迫文書や「あんな非国民みたいなことがよく言えますね」という非難文が送付された¹⁶。

戦後4ヶ月がたつてはいても、国民精神総動員体制によって喧伝された報国や殉国の論理が、忘れ去られたわけではなかった。大本営発表の虚構性と日本軍の残虐性が提示されたところで、ある者はその事実には驚愕し、ある者は自らの信念との乖離に憤怒した。敗戦の衝撃が覚めやらぬ状況において、新たな史観や価値観が旧時代を否定する形で提示されたとき、人々はまず戸惑い、そしてうろたえたのである。敗戦後の貧困の中で、人々は自分とその家族が生き抜いていくことが何よりの課題であった。その時に、軍国主義や皇国意識へのアンチテーゼを、国民規模で急速に形成するエネルギーが生まれるだけの余裕は無かった。

ゆえに『真相はこうだ』は、一部の日本人の戦争観を変容させることには成功したが、日本国民の世論が急変するほどには至らなかった。『真相はこうだ 質問箱』（46年1月18日～）に受け継がれ、『真相箱』（46年2月17日、6月28日、11月29日）、『質問箱』（46年12月11日～48年1月）へと継続していく。3年に渡る放送によって、初期ほどの反発と混乱は無くなっていった。だとしても、『真相はこうだ』を発端とする一連のドラマシリーズによって、「『真相箱』を構成する物の見方は、今や見事に日本人の中に定着し¹⁷」、「真相箱の呪縛¹⁸」によって日本人の戦争観を規定した、「洗脳というべき検閲と情報操作¹⁹」とまでは言えないだろう。

¹⁵ 鹿野正直 「日本の近代思想」岩波新書 2002年 p74

¹⁶ 竹山 前掲書 p329-330

¹⁷ 櫻井よしこ 『GHQ作成の情報操作書「真相箱」の呪縛を解く一戦後日本人の戦争観はこうして歪められた』小学館文庫 2002年 p11

¹⁸ 櫻井よしこ 前掲書 p61

¹⁹ 櫻井よしこ 前掲書 p441

第二項「東京裁判史観」

「日本人再教育プラン」に続き、占領期に日本人の戦争観を変容させたとされる第二の事例は、東京裁判である。戦争を裁くという法概念が、戦勝国対敗戦国という特殊な関係の中でしか執行されえないという諦観は、71年刊行の『東京裁判』（児島襄）でも提示されていた。児島は戦前の政治体制と政治行為の無責任性を認め、その点に関する検討の機会として東京裁判が意味を持ち得たとする。それにも関わらず、日本人が自らを侵略者として規定し、国家意識と軍事問題に関して極度の萎縮作用しかもたらさなかった裁判の消極的效果を彼は批判した²⁰。

一方、保守による東京裁判批判は、1983年の『諸君』に投稿された「東京裁判史観の呪縛を排す」（志水速雄）に代表される「東京裁判史観」である。志水によれば、東京裁判において被告達に課せられた様々な罪科は、敗戦前の日本を憎み、占領統治政策を称揚させる目的の産物であった。その際志水は、東京裁判の被告を糾弾し、「戦後の日本人は暗黒と汚辱の中から生まれてきたという原罪の意識」を強調する史観を「東京裁判史観」と呼んだ²¹。「東京裁判史観」は91年以降、『正論』や『諸君』、『Voice』、『Sapio』など保守派論壇誌の主要テーマとなり、2005年前後にはこれら各誌のライフワーク的存在となる。ここではアジア・太平洋戦争における日本の防衛的側面が強調され、侵略を虚構とみなす否認主義的論調が張られている。

しかし、こうした今日の「東京裁判史観」は、志水の立場とは異なる。志水が提示したのは、「日本人の過去はアジア人やアメリカ人の血に汚れ、それはどんなことをしても拭い去ることはできないぞ」という極端な急進主義に対する批判であった。戦争の全面否定という急進主義は、一転して戦争の前面肯定という急進主義に繋がらうという危険性を指摘したところに、批判の視点は置かれていた²²。急進主義を批判するからこそ、志水には戦時下における国家戦略の動揺と欠如を批判する余裕があったのである。

一方、「東京裁判史観」を批判してきた人々の間で、「東京裁判史観」が確かに存在するか否かという検証が行なわれてきたわけではなかった。仮に東京裁判と前後して人々の価値観が変わった事例があったとしても、それが東京裁判の結果によるものか否かという実証的な因果付けはなされてこなかった。また、東京裁判の前後で変化した史観が、国民規模で現在に至るまで継続する史観として発展しえたか否かに関しても議論的蓄積がなされなかった。

「東京裁判史観」批判によれば、敗戦と東京裁判を通じて、国民の戦争観は一変するはずだった。しかし、必ずしも東京裁判を契機に国民が反軍国主義の狼煙を上げ、戦時下の行為を糾弾しだしたわけではない。確かに「純真なるがままに、扇動の犠牲となり、しか

²⁰ 児島襄 『東京裁判 (上)』 中公新書 1971年 p ii-iii

²¹ 志水速雄 「東京裁判史観の呪縛を排す」『諸君！』文芸春秋社 1983年 12月号 p143

²² 速水 前掲論文 p144,151

も今は、白骨となっている学生諸子の痛ましすぎる声²³」（傍点筆者）を集めた『きけわだつみのこえ』が刊行されたのは、49 年の 8 月であった。しかし同書の中には、「戦争というものは、いかなる戦争でも、必ず人間を追いつめるものである。相手に銃を突きつけられたら相手も銃をこっちにつきつけるであろうし、相手が銃を突きつけたら、こっちも銃を突きつける²⁴」という戦場のリアリズムが貫かれていた。

また、敗戦後の戦争認識には、戦争を国家の問題ではなく個人の問題として語る傾向や、生存したことへの躊躇いの感情が存在した。戦争責任や反戦思想という国民的思想、および自らが殺めたアジアの人々に対する罪悪感、戦後は文学の中では希薄である。そこに表されたのは、国家や社会という共同体などへの疑念と、戦火に倒れた死者への個人的な眼差しであった²⁵。このように「東京裁判史観」は保守による左翼・革新批判の文脈においてのみ所与とされ、その存在が明確に裏打ちされた概念であったとはいえない。

第二節 社会運動の時代

アジア・太平洋戦争に対する戦争観が変容したとされる時期として、60 年代後半から 70 年代前半にいたる期間を位置づける説もある。この期間は沖縄返還運動やベトナム反戦運動、および安保改定阻止闘争など広義の戦争に関わる社会運動が同時並行的に進んだ時期であった。「日本が中国と戦争をしたことについて、あなたはどのように思いますか」という共同通信社のアンケートに対し、「悪いことをしたと思う」との回答は、67 年の 17.1%から 72 年には 26.4%へ増加する²⁶。

第一項 ベトナム戦争と小田実

変化の一因として頻繁に言及されるのが、「ベトナムに平和を！市民連合」（ベ平連）で主導的地位にあった小田実の議論である。

65 年 2 月の北爆本格化によって激化したベトナム戦争は、世界的な反戦運動を促した。日本では、小田実や鶴見俊輔らの働きかけにより、ベ平連が発足する。各都道府県や市町村、職場や学校ごとに組織されたベ平連は、68～70 年に結成団体数のピークを迎え、その数は 300～350 団体に上った²⁷。

²³ 日本戦没学生記念会 『きけわだつみのこえ—日本戦没学生の手記—』岩波文庫 1982 年 p6

²⁴ 日本戦没学生記念会 前掲書 p7

²⁵ 藤原帰一 『戦争を記憶する—広島・ホロコーストと現在—』講談社現代新書 2001 年 p110-113

²⁶ 吉田裕 前掲書 p125

²⁷ JCA-NET ホームページ 「旧『ベ平連』運動の情報ページ」

<http://www.jca.apc.org/jca-net/whoweare.html> 2007 年 10 月 16 日アクセス

ベ平連が掲げた理念は、日本がベトナム戦争に巻き込まれ、再び戦争の被害者となることに反対すると共に、在日米軍基地の提供等を通じて戦争の加害者になることに反対するものだった。小田は、「戦争の倫理と論理」の中で、日本人の戦争観が被害者としての体験に根ざしており、「自分がかつて加害者たり得たかもしれない」という加害意識が欠落していることを指摘した²⁸。小田の言を借りれば、「公状況」から切り離された「散華」は「難死」として敗戦国に根付く²⁹。大日本帝国のために「散華」した兵士達の姿は、大日本帝国自体が消失したとき、無目的な「難死」として認識される。あらゆる戦争関係者に「難死」を適用したところに被害者としての自国認識は成立した。そのとき、被害性と加害性との交錯が阻害され、一方を主張し他方を捨象するナショナルな原理に癒着することを、小田は危惧した³⁰。

かつて小田は大阪で空襲の恐怖に耐え忍ぶ生活を送っていた。そのため、「日本は被害者であるという意識にもたれかかって」いた。しかし台湾出身の留学生との交流を通じ、中国に対しては「日本は徹頭徹尾、加害者であった」ことを驚愕のうちに見出す³¹。同一の個人ないし国家に加害者としての側面と被害者としての側面が共存するという認識は、小田の思想を特徴づけていった。

こうした加害性と被害性を同一の個人に併存する概念とする小田の議論（以下「加害者／被害者」論と略記）は、ベトナム反戦への加担如何に留まらず、アジア・太平洋戦争下の日本軍兵士の両面性へも言及された。すなわち、国家によって徴用されて戦線への出征を余儀なくされた面で兵士は被害者であり、戦線において非戦闘員をも殺めた点では加害者であった。

「加害者／被害者」論に基づく小田の関心は、加害の対象となった中国や韓国へと向かう。そこでは、日本人が朝鮮半島について語る際、一方では「悪いことをした」と思い、他方では「いや、いいこともした」と思う二つの感情を秤にかける傾向が指摘される³²。

こうした小田のもとに集ったベ平連の参加者は、小田実の言葉を借りれば「『ふつうの市民』としか言いようのないしろもの³³」であった。小田にとって〈ふつう〉とはイデオログや多数派ではなく、個々別々の多様性を帯びた概念であった。小田自身は〈ふつう〉の概念を、運動の推進主体でなくベトナム国民や米兵に対しても投影していた。田畑を焼き

²⁸ 小田実 「戦争の倫理と論理」 『小田実評論集 1 60年代―「難死の思想」―』 筑摩書房 2000年 p37-38

²⁹ 小田実 「『難死』の思想」『小田実全仕事 8 評論2歩き、話し、考え、書き…』 河出書房 1970年 p15

³⁰ 小田実 前掲書 p47

³¹ 小田実 「甘美な逃げ口上」『小田実全仕事 7 評論1ここから出発して…』 河出書房 1970年 p264

³² 小田実 「それを避けて通ることはできない」『小田実全仕事 7 評論1ここから出発して…』 河出書房 1970年 p226

³³ 小田実 「ふつうの市民に出来ること」ベトナムに平和を！市民連合『資料・「ベ平連」運動 上巻』 1974年 河出書房 p11 なお初出は、1965年4月25日付『毎日新聞』

払われ、肉親を爆撃で殺されたベトナムの農民も〈ふつう〉の人々であり、アジア・太平洋戦争下の銃後の日本人とイメージの重なる存在だった。一方、ゲリラ戦に長けたベトナムの恐怖に怯え、非戦闘員とゲリラの峻別が不可能になる状況下で撃鉄を引いた米兵もまた、徴兵制度の下で兵士に仕立て上げられた〈ふつう〉の人々であった。その〈ふつう〉の人々に内在する加害性と被害性という表裏一体の二面性を小田は指摘したのである。

こうした小田の議論を前提として小熊英二はベトナム戦争を通じて日本人のアジア・太平洋戦争に対する認識が変化したと述べる³⁴。すなわち、空襲に耐えるベトナム民衆と解放戦線、および場と名無人を虐殺し強姦する米兵の姿が、日本人に「21 年前の記憶」を呼び起こす。それは「かつての自分が、もう一人のかつての自分を虐殺している光景」であった。こうした認識をもとに、戦争美化の風潮に抗い、アジア・太平洋戦争における「加害」の強調が戦後世代へのメッセージが発せられたと小熊は言う。

一方、吉田は「加害者／被害者」論によって、被害者体験に根ざした日本人の戦争観の見直しを迫ったことは事実であるとしながらも、過去の侵略に対する批判的統括が不十分であった点を指摘する。吉田によれば、中国に対して「悪いことをした」と回答する人々の増加傾向は、日本人の戦争認識を根本的に変容させるほどではなく、ダブルスタンダード³⁵の壁を打ち砕くほどの影響力はもたなかった³⁶。

第二項 沖縄復帰運動

沖縄における施政返還運動は、1946 年 10 月の仲吉良光・神山政良らによってマッカーサー司令部に提出された陳情書によって始まり、50 年 9 月に行なわれた群島知事選挙の各候補による施政方針演説などを通じて表面化した。しかし、50 年代において沖縄復帰を望む声は、組織的に提起された政治的主張には至らず、復帰運動は低迷した。こうした状況を打破すべく、60 年 4 月 28 日、沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）は結成される。復帰協は 63 年の衆議院選挙期間中に 10 万人を目標とした「参政権獲得署名運動」を沖縄各地で展開、本土に向けても「沖縄県民の参政権獲得についての協力要請」を約 200 団体に送付した。また、67 年 7 月 22 日には、「公職選挙法に基づく国政参加を要求する決議」を採択、日本政府、衆参両議院、各政党宛に送付した。同時に「国政参加要請県民代表団」組織し、翌年 7 月以降関係各機関への要請運動を展開した。

また、52 年に米民生府によって設立された立法機能を持つ立法院は、発足時から毎回

³⁴ 小熊英二 『〈民主〉と〈愛国〉—戦後日本のナショナリズムと公共性—』新曜社 2002 年 p590-591

³⁵ 吉田裕が提唱した日本政府の戦争責任に対する認識。対外的には、講和条約 11 条で東京裁判の判決を受諾する形で、必要最小限の戦争責任を認め、アメリカの同盟者としての地位を獲得する。一方、国内においては、戦争責任を事実上否定し、不問に付す。この二つの基準を使い分ける様子を、吉田はダブルスタンダードと呼ぶ。

³⁶ 吉田裕 前掲書 p133-134

のように復帰を決議してきたが、とくに 62 年 2 月 1 日に満場一致で可決した復帰決議は、日米両政府に加え国連加盟各国にも送付され、内外に大きな反響を呼んだ。この決議と前後して、復帰運動の放つ言説には社会主義的様相が目立ち始める³⁷。復帰協では本土の社会党・共産党両党に沖縄返還運動の統一を呼びかけ、両政党を中心として 530 団体の支持を獲得した。自民党が呼びかけに拒否し、全島での超党派的な組織にはなりえなかったが、復帰協は革新運動の担い手として沖縄復帰を要求していった。

復帰協を中心とした沖縄返還運動は、沖縄に暮らす人々に自由や人権、憲法意識などの民主的価値観を浸透させる役目も担っていた³⁸。また、沖縄教職員組合の積極的な平和教育の実践により、反戦平和運動を大衆が担う思想的基盤が整っていった。

60 年代後半における運動の特徴として、沖縄復帰運動が民族主義的復帰運動に加え、反戦平和運動としての側面を強めていったことが挙げられる。この契機となったのは、ベトナム戦争における前進基地として、極東における在沖縄米軍基地の役割が明確に示されたことであった。このため、60 年代後半には沖縄復帰運動をベトナム反戦の一部として捉える動きも生まれた。アメリカによる北爆や対米関係に振り回されがちな本土政府に対して、大衆運動は不信感を示し、B52 の嘉手納基地常駐や原潜寄航、核兵器の存在などを運動の対象としていく。67 年には、復帰協の当該年度運動方針の目標の中で、原水爆基地撤去、軍事基地反対、反戦平和の闘いが明記されるに至る。

71 年 6 月 17 日に調印された沖縄返還協定は、米国資産の買取や返還基地面積の少なさが問題視され、復帰協は同協定の内容に反感を示す。これを契機として、沖縄闘争として民族主義的・マルクス主義的闘争としての側面が強まっていた復帰協の運動方針が再検討され、反戦平和・反安保・反基地闘争に焦点が絞られた³⁹。

沖縄返還運動は、沖縄県と本土の人材交流を推進した。沖縄と本土の交流の過程で、沖縄戦の歴史が掘り起こされ、本土で議論の対象となる。その際、沖縄県民が凄惨な戦史を語り、本土の人間が沖縄に惨禍をもたらした軍国主義の加害性を批判するという構図が見られた。その際、沖縄県民の日本軍や戦争に対する嫌悪感は本土の予想を超えていた。沖縄の県民感情に関して活発に発言をしていたのは太田昌秀である。久米島で 20 人ほどの住民を殺害した兵曹長を遺族が難詰する光景⁴⁰を太田は紹介した。

こうした沖縄戦の事実に、本土日本人は衝撃を受けた。大江健三郎は次のように述べ、本土日本人の自己像再考を促した。

「沖縄についてもまた、沖縄において積みかさねられた犠牲と、それに呼応する『恢復

³⁷ 外間正四郎 「復帰運動の軌跡 日本人としてのアイデンティティを求めて」 大田昌秀編 『写真集 沖縄戦後史』 那覇出版社 1986 年 p 285

³⁸ 与那国ノボル 「戦後沖縄の大衆運動と意識改革」『戦後沖縄の社会変動と近代化 米軍支配と大衆運動のダイナミズム』 沖縄タイムス社 2001 年 p 264

³⁹ 与那国ノボル 前掲書 p 274

⁴⁰ 太田昌秀 『沖縄のこころ』 岩波新書 1971 年 p214

的』な民権の思想とに、本土から全ての拱手傍観していたところの日本人として、あらためて、自分をつきとめてみなければならぬところの 때가、ほかならぬ現在であろう。⁴¹⁾」

大江の指摘にあるような、本土の沖縄に対する無知・無関心に対して、沖縄県民は批判を展開した。その一方で、戦史の語り部として結果として活動を展開する。結果、沖縄戦史の事実が伝播し⁴²⁾、復帰運動に携わる人々は、日本軍国主義の沖縄における加害性を痛感することとなった。

しかし、沖縄戦の掘り起しがアジア・太平洋戦争におけるアジアへの加害意識表出の契機となったという論調は希薄である。沖縄戦は、あくまで軍国主義の暴力性を提起したものの、その認識枠組が即アジアに向けられたわけではない。

第三項 中国の旅

東アジア諸国との関係の中で日本軍の加害性が議論された事例としては、日中国交正常化の過程が代表的である。その議論を世論の面で喚起した文献として、本多勝一『中国の旅』があげられる。1971年6月から7月にかけて約40日間に渡り中国を取材した本多は、その報告を朝日新聞(71年6~12月)および『朝日ジャーナル』、『週刊朝日』に連載する。本多の取材目的は、日本軍が犯した残虐行為の数々を徹底的に究明することにおかれていた⁴³⁾。

広州から北京、瀋陽を経由して南京にいたるルポの過程で、本多は日本軍による強制連行や生体解剖、南京事件に関する現地の証言を得る。これらの証言をもとに本多は日本軍の加害行為を告発した。この連載は、72年3月には『中国の旅』として書籍化される。

『中国の旅』は、中国戦線における加害責任を喚起し、読者に衝撃を与える一方で、感情的な反発の対象ともなった。発表当時、朝日新聞社に送られた批判は、森恭三は二種に大別している。第一は、「戦争はそういう[残酷な行為がなされる]ものだ、日本の恥部とも言わすべき日本軍の残虐行為をあばいてなんになる？」というものの、([]内筆者注)第二は、「記述が一方的で、中国側のみの言い分を紹介している」という中立性と公平性に関わるものであった⁴⁴⁾。批判の中で特に代表的な事例は、南京事件における向井敏明少佐と野田毅

⁴¹⁾ 大江健三郎 『沖縄ノート』岩波新書 1970年 p121

⁴²⁾ 嶋津与志によれば、1973年末の時点で125冊の沖縄戦史・戦記が出版されていた。それらの論調は、1940~50年代の刊行物は戦闘経過中心の戦史であり、60年代刊行のものは悲劇的な死生観を中心とした叙述によるものであった。一方、1970年以降は太田昌秀『創始沖縄戦』に代表される沖縄の住民も視野に入れた形での総合戦史が増加した。

嶋津与志 『沖縄戦を考える』おきなわ文庫 1983年 p109-113

⁴³⁾ 森恭三 「本書によせて いま戦争責任を追及する意義」 本多勝一 『中国の旅』1972年 朝日新聞社 p ii

⁴⁴⁾ 森恭三 p iii

少佐による「百人斬り競争⁴⁵」である。「百人斬り競争」は、両名の遺族が事実無根として起訴するに至る。訴訟は、「一見して明白に虚偽であるとまで認めるに足りない⁴⁶」という一審判決が支持され、原告側請求棄却が最高裁で決定される(2006年12月22日)。この事例は、本多のルポをめぐる激しい批判の一端であった。

日本軍の加害性を告発するルポが全国紙に掲載され、その内容に対して議論が起こったことは、アジア・太平洋戦争に関する加害意識の表出に寄与したと考えることも可能である。しかし、中国戦線に関して「悪いことをした」と回答する世論の変化は、ベトナム反戦の項で記したように、10%程度である⁴⁷。また、ベトナム反戦や沖縄復帰が同時期に進んでいた71～72年の時期に、本多の『中国の旅』こそが加害意識の表出をもたらす主要媒体になりえたかは、疑問の残る点である。

第三節 教科書裁判の中で

東京教育大学教授家永三郎によって、教科書検定の違法性を追及する訴訟がはじめて東京地裁に起こされたのは1965年である。家永は自ら著作した高校用日本史教科書に対する文部大臣の検定が年々思想的審査制を増していると認識し、憤りを感じていた。62年の教科書検定で家永三郎執筆の『新日本史』は検定で不合格、翌63年の検定では約300箇所の欠陥指摘を付帯した検定つき合格となった。こうした処分を受け、家永は提訴に踏み切る。

家永自身は検定処分の取り消しを求める取り消し請求訴訟(抗告訴訟)であったとされる⁴⁸が、提訴を決断した時点では62・63年度の処分を抗告訴訟手続きで追及できる期限が過ぎており、弁護団との同意をもとに国家賠償訴訟の形で争うこととなった⁴⁹。

一次訴訟第一審において焦点が当てられたのは、検定制度の違憲性であった。すなわち、検定制度の思想審査的側面が、憲法21条2項の検閲に当たり、検定によって言論の自由が侵害されたという主張である。この主張の下、弁護団は争点を次頁の4点に大別した。

⁴⁵ 本多勝一 前掲書 p263

⁴⁶ 平成15年(ワ)第9281号 謝罪広告等請求事件 東京地裁判決
出典：南京への道・史実を守る会 百人斬り裁判・夏淑琴裁判支援サイト
<http://andesfolklore.hp.infoseek.co.jp/intisol/hyakunin/hanketu4.htm>
2007年12月14日アクセス

⁴⁷ 吉田裕 前掲書 p133-134

⁴⁸ 家永教科書訴訟弁護団 『家永教科書裁判 三二年にわたる弁護団の総括』 日本評論社 1998年 p57

⁴⁹ 賠償の内容としては、精神的慰謝料として100万円、印税収入等の経済的損失として87万円の計187万円を求めた。

第一次教科書裁判主要争点

法律上の主張	・教科書の発行に先立って文部大臣が内容を審査し、それが当局の意に反する者とされたときには、教科書としての発行を禁じる点で、憲法 21 条 2 項の「検閲」に該当すること ・検定制度は執筆者の学問的判断や教育的配慮への文部大臣の介入を可能にするもので、憲法 23 条「学問の自由」や 13 条および 26 条「教育の自由」の保障を脅かすものである。 ・検定制度は、検定申請された「図書が…教科書用に適すること」(旧検定規則 1 条)を審査するものとされ、その限りで文部大臣が教科用図書の内容を審査することを当然のごとく許容するものとなっているが、これは教育に対する「不当な支配」を禁じ、教育行政は須く教育の条件整備を旨として、教育内容・方法の領域には立ち入るべきでないとした[旧]教育基本法 10 条の趣意に反するものであること。 ・検定制度の法的根拠については、学校教育法 21 条 1 項に「小学校においては、文部大臣の検定を経た教科用図書を…使用しなければならない」と謳うだけで、検定についての内容・手続き・効果等については定めていないこと(法治主義違反)。また実際の検定手続きでは、不合格処分等の理由の満足な説明もない上、執筆者側の異議申し立て権などが保障されていないなど、手続き面で欠陥があること(デュー・プロセス違反)。
民主主義	・民主主義国家においては、国家権力の干渉を免れて自由に学び、成長する教育環境が必要不可欠であって、公教育の内容・方法の領域に対する国家の権力的な介入は慎まれるべきであること。また、戦前の皇民化教育による思想統制の愚を繰り返してはならないこと。
保守思想	・検定制度の運用の実態は、憲法の平和主義・民主主義に反した、特定の価値観に基づく事前的思想審査が一般化しており、本件もその事例であるために違憲違法であること。
事実主張	・「戦前における教科書政策の歴史」から「戦後における文教政策の反動化と教科書検定」にいたるまでの歴史的経緯を踏まえた「思想審査性」に関する事実主張

一方、82 年度検定に対する訴訟である第三次訴訟は、一次訴訟とは争点の様相を異にした。この訴訟の背景には、歴研や日教組が批判した「第二次教科書攻撃」が背後にあるとされる。

80 年 1 月に始まった自由民主党機関誌「自由新報」の連載キャンペーン、『疑問だらけの中学歴史教科書』に端を発した中学「公民」教科書に対する批判は、81 年 6 月の衆参同時選挙での自民党圧勝後、検定の厳格化教科、書調査員の増員などを求める自民党の政策により、更に加速した。

こうした背景の下、中学「公民」教科書の記述が採択段階で文部省の関与により正誤訂正の手続きを利用して書き換えられたり、高等学校「現代社会」の憲法や自衛隊に対する記述に対する検定の厳しさが明らかにされたりした。82 年度の高等学校「日本史」「世界史」「政治経済」などの教科書に対する検定結果は、同年 6 月にマスコミによって報道され、その検定の厳しさが明らかになった。

82 年 6 月 26 日、新聞各紙は文部省の 82 年度検定によって、日華事変における「侵略」という記述が「進出」に書き換えられたと報道した。⁵⁰この結果、中国・韓国などアジア近隣諸国から厳しい非難を引き起こし、教科書検定は外交問題に発展する。

80 年代初頭の中曽根政権下における「80 年代検定問題」は、家永三郎一次訴訟控訴審でも検定制度の違憲性を示す事象として、論じられることとなる⁵¹。

家永三郎の『新日本史』も「80 年代検定問題」の対象であった。80 年度検定と 83 年度部分改訂の際における『新日本史』原稿本に対して、文部省は執拗かつ詳細に条件指示を行った⁵²。この強化された検定に対し、家永は検定制度の違憲性をめぐり、第三次訴訟を提起した。

三次訴訟において、家永教科書訴訟弁護団が争点とした記述箇所は、以下の 8 点であった⁵³。

(1)

争点	草莽隊
原稿記述	朝廷の軍は年貢半減などの方針を示して人民の支持を求め人民の中からも草莽隊といわれる義勇軍が徳川征討に進んで参加したが、後に朝廷方は草莽隊の相楽総三らを「偽官軍」賭して死刑に処し、年貢半減を実行しなかった。

⁵⁰ この報道内容の真偽は現在でも論争が続いている。大手各紙は報道の裏づけが取れていないとして、後日謝罪文を掲載した。

⁵¹ 「80 年代検定問題」を一次訴訟控訴審で言及した人物・書面として、控訴人第九準備書面や江口圭一証人、佐々木潤之介人などがあげられる。

⁵² 家永三郎『「密室」検定の記録－第三次教科書訴訟に至った'80 年度「新日本史」検定の詳細－』教科書検定訴訟を支援する全国連絡会 1983 年

⁵³ 家永教科書訴訟弁護団 『家永教科書裁判 32 年にわたる弁護団活動の総括』 日本評論社 1998 年 p 167~168 より筆者が作成

検定意見	朝廷は年貢を約束していない。調停が約束を破ったような記述は不正確（修正意見）
最終記述	徳川追討の軍には人民の中から草莽隊といわれる義勇軍も参加した。その一つである相楽総三（1839～68）らのひきいる赤報隊は旧幕府領の当年の年貢半減などの方針を高札に掲げて人民の支持を求めたが、朝廷方は進軍途中の相楽ら「偽官軍」として死刑に処した。年貢半減は実行されず、新政府の出現には期待をかけていた農民は、それが期待通りにならないことを知った。

（２）

争点	親鸞
原稿記述	法然・親鸞らは朝廷から弾圧を受けたが、親鸞はこれにたいし、堂々と抗議の言を発して屈しなかった。
検定意見	親鸞が教行信証で朝廷を批判したのは後日の追憶であるから、弾圧当時に批判したかのように読める原稿記述は不適切（改善意見）
最終記述	原稿のまま

（３）

争点	日本の侵略
原稿記述	中国では、西安事件をきっかけとして、国民政府と共産党の抗日統一戦線が成立し、日本の侵略に対抗して中国の主権を回復しようとする態度が強硬にあらわれてきた。
検定意見	「侵略」のように自国の行為につき否定的な価値評価を含む用語は教育上好ましくない。たとえば、「武力の進出」といった客観的な表記に統一すべきである（改善意見）
最終記述	原稿のまま

（４）

争点	南京大虐殺
原稿記述	（脚注）南京占領後、日本軍は多数の中国軍民を殺害した。南京大虐殺（アトロシティ）とよばれる。
検定意見	・ 占領直後に、軍が組織的に虐殺したというように読み取れるので、このような解釈をされぬよう表現を改めよ。 ・ 「混乱のなか」での出来事であったことに必ず言及せよ（修正意見）
最終記述	日本軍は、中国軍のはげしい抗戦を撃破しつつ激昂裏に南京を占領し、多数の中国軍民を殺害した。南京大虐殺と呼ばれる。

(5)

争点	朝鮮人民の反日抵抗
原稿記述	1894（明治27）年、ついに日清戦争がはじまった。その翌年にわたる戦いで、日本軍の勝利がつづいたが、戦場となった朝鮮では人民の反日抵抗がたびたびおこっている。
検定意見	「戦場となった朝鮮では」以下を削除せよ。朝鮮人民の抵抗とは何を指すのか分からない。（修正意見）
最終記述	1894（明治27）年、ついに日清戦争となり、その翌年の戦いで、日本軍は勝利を重ねたが、戦場となった朝鮮では労力、物資の調達などで人民の協力を得られないことがたびたびあった。

(6)

争点	日本軍の残虐行為
原稿記述	（脚注）日本軍は南京占領のさい、多数の中国軍民を殺害し、日本軍将兵の中には中国婦人をはずかしめたりするものが少なかった。南京大虐殺とよばれる。 （脚注）とくに八路軍は華北などに広大な解放地区を作り出し、住民の支持をえて、点と線とをたもっているにひとしい日本軍にくりかえし攻撃を加え、ゲリラ戦の経験のない日本軍をなやませた。このために、日本軍はいたるところで住民を殺害したり、村落を焼きはらったり、婦人をはずかしめるものなど、中国人の生命・貞操・財産などにははかりしれないほど多大の損害をあたえた。
検定意見	「日本軍将兵のなかには中国人をはずかしめたりするものが少なかった」の部分、および「婦人をはずかしめるものなど」と「貞操」の部分削除せよ。軍隊において士卒が婦人を暴行する現象が生ずるのは世界共通のことであるから、日本軍についてのみそのことに言及するのは、選択・配列上不適切であり、また特定の事項を強調しすぎる（修正意見）
最終記述	（脚注）日本軍は南京占領のさい、多数の中国軍民を殺害し、日本軍将兵のなかには暴行や略奪などをおこなうものが少なかった。南京虐殺とよばれる。 （脚注）……このために、日本軍はいたるところで、住民を殺害したり、村落を焼きはらったりして、中国人の生命財産などにははかりしれないほどの多大の損害をあたえた。

(7)

争点	731部隊
原稿記述	ハルピン郊外に731部隊と称する細菌戦部隊を設け、数千人の中国人を主とする外国人を捕らえて生体実験を加えて殺すような残虐な作業をソ連の開戦にいたるまで数年にわたってつづけた。
検定意見	731部隊のことは現時点ではまだ信用にたえうる学問的研究、論文ないし著書などが発表されてないので、これを教科書に取り上げることは時期尚早である。前文削除を命ずる（修正意見）
最終記述	全文削除

（8）

争点	沖縄戦
原稿記述	（脚注）沖縄戦は地上戦の戦場となり、約16万人もの多数の県民老若男女が戦火の中で非業の死をとげたが、そのなかには日本軍のために殺された人も少なくなかった。
検定意見	犠牲者の最も多かった集団自決の記述を加えなければ、沖縄戦の全ぼうは分からない（修正意見）
最終記述	（脚注）沖縄戦は地上戦の戦場となり、約十六万もの多数の県民老若男女が、砲撃戦にたおれたり、集団自決においやられたりするなど、非業の死をとげたが、なかには日本軍に殺された人々も少なくなかった。

上記8項目は、単に検定意見の違法性を争点にしたというだけでなく、その背後にある思想的傾向を浮き立たせることを意識して選ばれたものであった⁵⁴。すなわち、家永側は、天皇制（草莽隊・親鸞）、帝国主義（朝鮮人民）、対外的加害責任（侵略・残虐行為・731部隊）、対内的加害責任（沖縄）といった思想的キーワードを意図的に争点項目に盛り込み、それに反応する検定側の思想審査的側面を立証しようと試みたのである。

一次訴訟・二次訴訟と三次訴訟の論点を比較した際、そこには大きな争点の変化を見て取ることが出来る。一次訴訟控訴審第六準備書面（79年8月13日）においては、個別箇所が、天皇・国家、民衆の動きや生活、文化史、戦争および国際関係、女性史の五つの分野に分類されていた。この場合にも、同分類を用いて、検定の思想審査的側面を論証しようとしている。

一方、第三次訴訟においては、争点八項目のうち6項目がアジア・太平洋戦争期における日本軍の行為に関わるものであり、そのうち5項目は日本軍の加害行為にまつわるものとなっている。天皇制や国家論に関する事項は、草莽隊や親鸞の項目で間接的に議論されているが、一次訴訟で歴史学関係者が重視した民衆の動きや生活については、完全に争点

⁵⁴ 家永教科書裁判弁護団 前掲書 p 169

から外れている。

三次訴訟は、日本軍の加害責任について証言を始める人々の登場を促した。イアン・ブルマは、南京事件の生存者に接触し、いつ頃から戦争体験を公の場で語り始めたのか尋ねた。その生存者は、日本の教科書問題がその契機として 1982 年に語り始めたと答えた⁵⁵。

82 年 10 月にはNHK放送世論調査所が「日本人の平和観」に関するアンケート調査を行い、明治以降の対外膨張の歴史を「侵略の歴史だ」とする回答が 51.4%に達する。この時点で、日本軍の加害性や侵略性を多くの国民は認識するようになったと、吉田は分析する⁵⁶。

小結

前節まで述べたように、日本国民がアジア・太平洋戦争に対して否定的見解を抱き、戦時下における加害行為を自省的に言及することとなった機会は複数あった。占領統治下における日本人再教育プログラムや東京裁判は、「加害意識の契機」として保守イデオログの中で主張されてきた。しかし、上記二例が「加害意識の契機」であるという実証が為されることはなかった。彼らの言説は、あくまで左翼・革新批判の中でのみ影響力を持ち、学術研究に耐えうるほどの実証性を有していたわけではない。

これは、日本人再教育プログラムや東京裁判によって、戦争観を変容させた人が全く存在しなかったことを示すものではない。個々人の中には、これらを契機として価値観の一変を経験した人もいただろう。しかし、その事例は個人的経験の域を得ず、国民的な戦争観の変化として一般化するには、根拠が薄弱すぎる。

そもそも、「東京裁判史観」の存在を示すためには、次の三つの条件を同時に満たす事例を提起する必要がある。第一は、東京裁判と前後して戦争観が変化したこと。第二は、その変化が東京裁判を原因としたものであること。第三は、戦争観の変化が国民的規模で生じたこと。これら三点を同時に満たす実証的事例が一件でも提起されれば、「東京裁判史観」の存在は証明されえた。しかし、その事例は今日に至るまで報告されていない。こうした意味で、「東京裁判史観批判」は存在したが、「東京裁判史観」の存在は確認されていない。

一方、60 年代後半から 70 年代前半の「社会運動の時代」においては、「中国に悪いことをした」という回答は 10%上昇した。この 10%の解釈をめぐり、同時期に加害意識が国民規模で表出したか否かという見解の違いが生まれた。問題は、その 10%がどのような人々によって構成され、それらの人々は同時期の何を契機として認識を変化させたのかである。

無党派を含めた国民全体に関する議論の中からは、10%構成者の性質とその契機が求められることはなく、多様な国民に同一の変化の契機を求めることは困難であった。しかし、個々の組織に着目すれば、その組織がいつ何を契機として変化したのか探ることは可能で

⁵⁵ イアン・ブルマ 『戦争の記憶—日本人とドイツ人—』TBSブリタニカ 1994 年 p156

⁵⁶ 吉田裕 前掲書 p197-199

あろう。そこで、次章以降では歴研と日教組、原水禁運動を事例として、組織としての変化時期とその契機を考察していくことにする。

第二章

歴史学研究会と人民闘争史観

第一節 歴史学研究会の概要と基本方針

歴史学研究会（以下歴研と表記）は、1932年に設立された歴史学研究を目的とした学術団体である。設立以来、講座派マルクス主義の影響を強く受け、第二次世界大戦中にはその活動が停止を余儀なくされた。戦後、活動を再開した歴研は、3つの活動方針を基に、日本の歴史学関係者に影響を与えてきた。第一は、研究者の学術的交流であり、毎年5月または10月の総会と各分科会の活動において、歴史学研究の発展を目指してきた。第二は、月刊の学術雑誌『歴史学研究』の刊行である。第三は総会決議を基にした社会運動としての側面を持つ「科学運動」であり、各時代の政治問題に関して歴史学者たちの意見提示として機能していた。

また、歴研は研究活動・科学運動の総括を『現代歴史学の成果と課題』（以下『成果と課題』）として刊行してきた。『成果と課題』は1949年に初版が出され、54年度までは毎年の一冊ずつ岩波書店から刊行されていた。55年以後は刊行が途絶え、71年と74年に4分冊形態において青木書店から『成果と課題』が再び刊行されることとなった。以後は、82年に四分冊形態、2002年に2分冊形態で『成果と課題』は刊行されている。

本章では、これら『成果と課題』に加え、『歴史学研究』と各年度総会決議等を参照に、歴研の学問的傾向と戦争責任論議への認識変化を辿っていく。

第二節 戦後歴史学と〈民族〉

第一項 国民的歴史学運動における民族問題

戦後歴史学は、46年以降復活を遂げ、50年代初頭には多くの国民の注目を集めた運動を展開する。いわゆる国民的歴史学運動である。国民的歴史学運動は、民主主義科学者協会歴史部会によって1949年から56年にかけて展開された運動であり、「国民のための歴史学」をスローガンとして学生や労働者が組織されていた。運動の根底にあったのは、国家規模の政治経済現象の変遷に焦点を当てた戦前型国史学への反発であった。そのため、「村の歴史」や「工場の歴史」、「母の歴史」などのミクロな対象に焦点を当て、国史学から捨象された人々を主体とした新たな日本史像の創出が目指された⁵⁷。

この運動は、1947年末に石母田正が「村の歴史・工場の歴史」を提唱したことに始まる。当時、戦時中に休刊を余儀なくされた『歴史学研究』は1946年10月に、『歴史評論』は47年2月に復刊し、マルクス主義歴史家達の言論媒体が整いつつあった。また、51年綱領に

⁵⁷ 小国喜弘 「国民的歴史学運動における『国民』化の位相」 東京都立大学人文学部 『人文学報』327号 2002年 p47

基づいて共産党の文化政策がなされ、運動は拡大の契機を得る。時期を同じくして、歴研は、49 年から 54 年の年次報告を『歴史学の成果と課題』として毎年出版、50～56 年の大会報告を別冊で刊行している。そこで、論じられたテーマは、民族の問題であった。当時、主要な歴史家達を擁した歴研は、国民的歴史学運動の中核として、民族について議論することとなる。

この運動が民族と同様に重視した課題は、民衆の歴史の掘り起しであった。石母田正による『中世世界の形成』以来、農村部の地域史研究が各サークルによって推進され、歴史の「大衆化」が目指された。その一環として、東京都立大学歴史研究会によって歴史評論 52 年 10 月号に「石間をわるしぶき⁵⁸」が掲載された。農民との接触の中で、著者達は農民と都市部の大学生との間に埋めがたい格差を感じ取る⁵⁹。その亀裂を縫合するべく、「石間をわるしぶき」は執筆された。

また、岡山県久米郡飯岡村の月の輪古墳調査（53 年 8～12 月）も、この運動の中で行なわれた地域史発掘であった。発掘には研究者に加え、付近の農民や在日コリアンも参加した。それは、（1）村内の民主主義運動の蓄積による連帯意識、（2）戦争体験世代による戦時下の植民地主義への反省、（3）逆コース化への危惧に基づく平和の希求、という意識の所産であるとされる⁶⁰。また、在日コリアンの参加に関しては、「民族の歴史」の発見によって、皇国史観に基づく植民地主義の反省を日本人に迫るところにあった。

以上のように、国民的歴史学運動は、国民＝民族の内部に様々な差異を発見し、その差異を回収して一体的な国民像を立ち上げようとする営為であった。上吉田村と飯岡村の調査に代表されるように、国民の中に存在する多様性の中から統一的国民像を築くことに目的が据えられていた。しかし、この目的は達成されることなく、運動推進主体の内部分裂によって運動は鈍化した。

国民的歴史学運動における「民族」概念は、運動の終盤に向けて批判に晒されることとなった。そもそも石母田は「古代貴族の英雄時代—『古事記の一考察』—」（1948）において、民族の祖たる古代の英雄像を描き、その英雄達を葬った圧制者として天皇を位置づけていた。石母田にとっての「民族」は、少なくとも古代においては制圧の客体に過ぎなかった。ゆえに、石母田が「民族」を超歴史的な概念として歴史の主体に位置づけたとき、理論の一貫性の無さを指摘され、批判を余儀なくされた。

⁵⁸ 加藤文三ら 6 人の会員が埼玉県秩父郡上吉田村（現秩父市）沢戸集落に 12 置換泊り込み、現地農民の聞き取りを通じて編纂した村落史。聞き取りに際し、執筆者達は農民と共に農作業に従事し、農民と自分達との間に同一アイデンティティには回収し得ない差異を見出した。

⁵⁹ 小国 前掲書 p61

⁶⁰ 小国喜弘 「国民的歴史学運動における日本史像の再構築—岡山県・月の輪古墳発掘を手がかりに— 東京都立大学人文学部『人文学報』 337 号 2003 年 p6—8

第二項 「歴史を支える者たち」と昭和史論争

50年代前半の歴史学を特徴づけた国民的歴史学運動は、55年前後に収束し、歴史学は新たな論争に向かうこととなる。50年代後半の歴史学会を賑わせたのは昭和史論争であった。民族・人民といった非抑圧階級の歴史学における位置づけは、国民的歴史学運動後にも「歴史を動かす主体」とされてきた。こうした視座の代表作として1955年、岩波新書から遠山茂樹、今井清一、藤原彰共著の『昭和史』が刊行される。

同書をめぐる論争の発端は、「文芸春秋」(56年3月号)掲載亀井勝一郎による批判論文⁶¹であった。亀井によれば、歴史家は「もし自分がその時代に生きたなら、自分はどうかであったかといふ『対体験』の上に立って判断」すべき「共感の苦悩に生きる人」であり、「文学者にも劣らぬ文章家でなければなら」なかった。

この歴史家像を下に、『昭和史』に対して亀井は四つの側面から批判を加える。第一に、「『国民』という人間不在の歴史」であること⁶²。第二には、描かれた個々の人物に対する描写が乏しいこと⁶³。第三は、戦争における日本側の「死者の声」が反映されていないこと⁶⁴。第四は、日本軍の残虐性には説明が加えられるものの、ソ連の参戦に対して批判が避けられ、ソ連軍の為した残虐行為に対して描写がなされていない点である⁶⁵。

一方で、亀井は「戦後歴史学」に対する鋭い批判を展開する。階級闘争や人民闘争などの史観においては、人間が支配者と被支配者という無機質的な二項対立の集団に分立され、その中間で揺れ動く多くの人々の姿が捨象される。結果、時代に翻弄されて戦場に倒れた兵士の姿や、戦場で表出する人間の残酷さが「人間」の問題でなく、「国家」や「主義」の問題として歴史が描かれる。亀井勝一郎は早期にアジアへの対外的加害責任を指摘してい

⁶¹ 亀井勝一郎 「現代歴史家への疑問 ―歴史家に「総合的」能力を要求することは無理だろうか―」 臼井吉見 『戦後文学史論争 下巻』 番町書房 1972年 p331-340

⁶² 亀井は、アジア・太平洋戦争が「無謀の戦い」であったことを認めつつも、戦争を支持した国民の存在を指摘する。『昭和史』では、戦争を強行した軍部や政治家、実業家とそれに反対して弾圧された共産主義者や自由主義者という二項対立が階級闘争を元に抽象化される。その結果、その中間にあって動揺したはずの国民の姿が消失されているということである。

⁶³ 田中義一や東条英機などの「風刺の絶好の対象」であってさえも、無味乾燥な描写にとどまっている。これは、田中や登場を軍閥の一部としてのみ捉え、個人的特長が封殺されてしまったと評価が下される。

⁶⁴ その是非は別として、アジア・太平洋戦争を「聖戦」と信じ、「天皇陛下万歳」と叫んで戦場に散った兵士は、確かに存在した。こうした死者に対する「共感」がなされず、支配階級による先導の犠牲として位置づけられる点を亀井は批判する。

⁶⁵ 亀井の認識では、「一端戦争に突入すれば、敵味方を問わず、またいかなる美名にもかかわらず、戦争そのものの性質上、人間が残虐にならざるをえ」ない。ゆえに、「戦争は悲惨だ」という説得が為されるべきであるが、『昭和史』ではなされていない。

た⁶⁶。亀井は現代史の根幹に「日本の対中国関係」をおき、そこから中国人への戦争責任を論じると共に、「朝鮮政策」の暴虐にも言及し、「中国朝鮮人」にたいする差別意識を問題視した⁶⁷。亀井の加害責任論は、歴史の「追体験」と「共感」を基にした歴史認識とは関係性の薄い議論であり、ゆえに昭和史論争において加害責任が歴史認識の問題として大きく取り上げられることはなかった。

亀井の批判を受けて遠山茂樹は、『中央公論』（56年3月号）誌上で批判への反論を行った。遠山の問題意識は「歴史学の科学的認識、歴史学の科学性そのものを否定使用とする考え方が、政府の憲法改悪、教育統制と結びついていて」いる点にあり、歴史学と歴史家の科学性を主張している点で、亀井の歴史家観とは対照的である。また、遠山によれば、「歴史と国民の体験的感覚のずれ」を埋めることが歴史学の急務とされる。その事例として、「真相はこうだ」をあげる。遠山は国民の力で戦争を防げなかった理由に問題関心を位置づけ、「時の流れに巻き込まれ流された」人々の姿を想定した。それらの人々は、自己の体験を基にマクロ的な戦局の推移にズレを感じ、そのズレを「だまされた」という理由で埋めようとする精神的営為がはたらく。これが「真相はこうだ」に魅力を感じるとされる。なお、遠山自身はこのズレが各種民間サークル内の議論を通じて埋められることを想定していた⁶⁸。

一方、遠山は歴史における人間の存在を否定はしない。しかし、歴史と文学はまったくの別物であり、歴史学における人間とは「歴史的社会的存在」であって、文学的な人間像とは異なることを主張する。「個性の差を含みこみながら、人間が階級として存在すること、偶然を貫きながら必然性の実現されていくこと」こそが遠山の人間観と「歴史の発展法則」である。遠山は被支配階級の立場に視座を置き、次のように述べている。

「歴史発展は、基本的には、支配者と被支配者との対立・闘争にもとづくと考えるならば、被支配者の立場に立つ批判のほかない。歴史を変革するものの立場に歴史家の目を吸えて、歴史の動きを捉えるからこそ、この歴史批判は内在的であり、しかも客観的である」

すなわち、歴史認識が客観的であるためには「あれやこれやの立場についてはならず、はっきりとした立場」に立つ必要があるため、「歴史の推進主体」としての被支配階級に視座が置かれたのである。

遠山による応答は、歴史学を科学として位置づけ、認識の客観性を重視する価値観が反映されているが、そこには階級闘争的な価値観が反映されている。この階級闘争を前提と

⁶⁶ 大門正克 「昭和史論争とはなんだったのか」 大門正克編『昭和史論争を問う 歴史を叙述することの可能性』 日本経済評論社 2006 p21

⁶⁷ 亀井勝一郎 『現代史の課題』 岩波現代文庫 2005 p 57~60 なお、初版は中央公論社から 1957 年出版

⁶⁸ 遠山茂樹 『『昭和史』論争と箱根会議』 永原慶二・中村正則編 『歴史家が語る 戦後史と私』 吉川弘文館 1997 p5

した人間観および歴史観は、マルクス主義歴史学の中でのみ所与の存在となるわけであり、それ以外の部分からは客観性に欠ける前提という批判を免れない。

上記論争に対し、永原慶二は後に以下のように総括している。

被支配階級としての民衆の複雑な具体像がなお十分可視的に描き出されているとはいえないことも事実であり、表者の多くはこの点を突いていた。遠山たちは歴史の発展は基本的には支配－被支配の対抗の中で展開すると考えるから、被支配者の立場に立つことによってしか批判としての歴史認識は深めることが出来ないと考えており、それゆえに“迷える国民”に基本視点を据えることがなかったということになる。…“迷える、物言わぬ”国民が、結局は戦時体制に合意している状況がどのようにして作り出されていったかは、戦争責任における“加害者”論と関わって。これ以後の研究史の中で問い続けられていく⁶⁹

昭和史論争を通じて、松沢弘陽は国民を、荒井信一は戦争責任を、遠山茂樹は歴史の偶然性と必然性の関係を、それぞれ主体的契機とする重要なテーマを考えた。社会運動研究者の松沢は、国民という方法の問題点を摘出し、民衆や運動、思想の「内因的分析」の必要性を提起した。松沢の提起は戦後歴史学の主体把握に対する根本的批判であり、アジアへの加害を視野に含むものであった。荒井は、亀井勝一郎の提起の中にアジアへの加害責任を考える重要な示唆があると受け止め、戦争の主体的契機と研究者の主体的契機の両方を自覚する必要性を説いた。これに対して遠山は偶然性と必然性というマルクス主義の方法を駆使して歴史の把握を目指そうとした。戦時下の人々が戦争を支持した側面に着目した松沢と荒井、人々を戦争の受動者として位置づけた遠山の間には埋めがたい溝が存在していた。昭和史論争から浮かび上がる戦後歴史学の問題点は、「主体的契機の多義的な意味」を読み解く視点の弱さにあった⁷⁰。

上述のように、『昭和史』をめぐる論争は、「戦後歴史学」の唯物史観への傾倒をめぐる最初期の論争であった。また、昭和史論争を通じ、アジア・太平洋戦争に対する歴史認識問題や教科書問題が表出する契機が開かれた。マルクスに傾倒する歴研とそれに反発する者たちの対立構図は、左派と右派という構図に落とし込まれ、歴史認識や教科書叙述に対するイメージを醸成した。相容れない議論の応酬となった歴史認識・教科書問題の発端は、戦後歴史学という知的風景に起源の一つを持ち、戦後歴史学に対する批判へとつながってくる。

⁶⁹ 永原慶二 『20世紀日本の歴史学』 吉川弘文館 2003 p172

⁷⁰ 大門 前掲書p35

第三節 人民闘争史観の隆盛

第一項 人民闘争史観の台頭

石母田の社会構成史的な方法論に対して反論を述べたのが、羽仁五郎らが提唱する人民闘争史観である。これは、「人民こそが歴史の主人公であり、歴史を発展させるのは人民の闘争である」という史観であった⁷¹。人民闘争史観の提唱者の一人であった鈴木良一は、石母田の歴史観が「人民の歴史に果たす役割の過小評価」とであると主張する。

60年代初頭から羽仁五郎によって「人民の歴史学」は提唱されていたが、それは民衆と民族を歴史の主体とする既存理論と本質的な違いを見せてはいなかった。これに対し、人民闘争史という用語が初めて登場するのは、1967年である。67年5月の大会で江村栄一が行なった報告「日本帝国主義の史的解明—近代史部会の大会参加に当たって」の中で、江村は近代史認識としての人民闘争史を提唱した。江村によれば、帝国主義の発達によって後進国が独立した資本主義国として発展する可能性を閉ざされる。しかし、植民地の民族が反帝国主義的解放闘争を行なうことで社会主義国として発展する可能性がある⁷²。この闘争が人民闘争である。この認識を日本近代史に当て、「歴史を作るのは人民の闘いである⁷³」とする史観こそが、67年に始まる人民闘争史観を基にした歴史解釈の潮流であった。

すなわち、「日本人民の闘争の歴史」を、安保改定やベトナム反戦に代表される「たたかい」に従事する人々の要望する歴史として位置付け⁷⁴、闘争に歴史的正当性を付与することが求められたのであった。なお、人民闘争の提唱を受け、歴研内ではいかなる差異が人民闘争と階級闘争の間に存在するのか議論された。増谷によれば、階級闘争では国家に対峙するものとしてプロレタリアートとブルジョア、農民など複数の主体が縦割りに存在する。ゆえに、それら諸階層間での横の連携は弱い。だからこそ、諸階級・諸階層を人民という形で捉えなおして強力な連携を生み出す必要があるとした⁷⁵。一方、「闘う歴史学⁷⁶」を提唱した犬丸義一は、人民闘争は階級闘争の具象形態である⁷⁷としてマルクス主義理論の中に組み込んだ。これらの議論によって、人民闘争は諸階級を統合した人民による階級闘争の具

⁷¹ 増谷英樹 「人民闘争史研究の課題と方法」歴史学研究会 『世界史認識と人民闘争史研究の課題—1971年度歴史学研究会大会報告—』青木書店 1971年 p3

⁷² 江村栄一 「人民闘争史小論—日本近代史の立場から—」歴史学研究会 『歴史学研究』383号 1972年 p66

⁷³ 増谷英樹 「60年代歴研における『人民闘争史』研究とその問題点」歴史学研究会 『歴史学研究』372号 1971年 p6

⁷⁴ 犬丸義一 「現代日本における歴史学の課題」歴史科学協議会『歴史評論』201号 1967年 p11

⁷⁵ 増谷 前掲 p3-4

⁷⁶ 犬丸義一 前掲 p7

⁷⁷ 犬丸義一 『日本史研究』104号

象形態として定義されることとなった。

なお、人民闘争史観に反映された「人民」の概念は、日本共産党によって頻繁に用いられた概念であった。第4回党大会のスローガンとして掲げられた「人民共和政府」から、「人民共和国憲法草案」や「人民大衆」「人民闘争」などの言説が派生し、左翼的・階級的「人民」概念として定着する。羽仁五郎が「人民の歴史学」を提唱したのも、こうした背景があった。61年の第8回党大会で日本共産党が採択した綱領を契機に「人民」概念は拡大する。「労働者、農民、漁民、勤労市民、知識人、婦人、青年、学生、中小企業家をふくむすべての人民の要求と闘争」を基礎に「アメリカ帝国主義と日本独占資本の支配に反対する人民の強力な統一戦線、すなわち民族民主統一戦線」を結成し、「ソ連を先頭とする社会主義陣営、全世界の共産主義者、すべての人民大衆」と連帯しつつ、「人民の民主主義革命」から「プロレタリアート独裁の確立」へと展開しようとするものであった⁷⁸。

上記傾向の下、人民概念の拡大に伴い、歴史の主体は「民族」から「人民」へと移行する。しかし、両者が被支配階級として解放とアイデンティティの獲得を求め、歴史の主体として歴史叙述に反映された点では、本質的な違いを見せてはいなかった。

第二項 紀元節復活・明治百年

羽仁五郎らによって積極的に宣伝された人民闘争史研究は、1966～67年の「紀元節復活」や「明治百年祭」に対する批判の文脈の中で必要性が強く叫ばれ始めた⁷⁹。世界的に社会運動が興隆しつつも、人民闘争を軸とした通史的研究が存在しない状況の中で、保守イデオロギーと対峙するための方法論が求められたのである。

第一の、紀元節復活の起源は、1951年に遡る。3月9日の参議院予算委員会において、桜内義雄議員は、「独立自由、愛国的精神の高揚ということについて総理に具体的にお伺いしたいのでありますが、これをどういうふうにして高揚せられて行くのか⁸⁰」という質問を行い、紀元節復活を要望した。これを契機として神社本庁や日本郷友連盟⁸¹らは建国記念日

⁷⁸ 加藤哲郎 「20世紀日本における『人民』概念の獲得と喪失」加藤哲郎ネチズンカレッジ <http://homepage3.nifty.com/katote/jinmin.html> 2007年12月12日アクセス

なお、初出は立命館大学政策科学会『政策科学』8巻3号 2001年

⁷⁹ 土井正興 「人民闘争史研究の課題と方法」 歴史学研究会編 『現代歴史学の成果と課題 1 歴史理論・科学運動』 青木書店 1974年

⁸⁰ 1951年3月9日 参議院予算委員会 桜内義雄 発言内容 国会ホームページ http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=26356&SAVED_RID=2&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=1&DOC_ID=8767&DPAGE=1&DTOTAL=2&DPOS=2&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=6349

2007年12月12日アクセス

⁸¹ 1956年設立、防衛庁所管の社団法人。「国防思想の普及、英霊の慰霊・顕彰、歴史及び伝統の継承助長」を基本方針として北方領土返還や自衛隊への援助等をおこなっている。日本郷友連盟ホームページ <http://www2.gol.com/users/goyu/newpage1.htm> 2007/10/29アクセス

制定推進本部を結成、54 年 2 月 11 日以降各地の神社や学校等で紀元節記念式典が挙行された。57 年には、岸政権下において議員立法として、国民の祝日法に「建国記念の日 2 月 11 日 建国を記念し、国を愛する心を養う」を追加する改正案が提出される。同改正案は 9 回目の改正法案として 66 年 6 月、佐藤栄作政権下において採決された。翌 67 年 2 月 11 日には 22 年ぶりに紀元節が復活することとなった。

これら一連の動きに対し、歴史家達は抗議運動を展開した。58 年 2 月 1 日には、歴研、歴史教育者協議会（歴教協）、歴史科学協議会（歴科協）らによって構成された紀元節問題懇親会が声明書を提出した。四項目からなる同声明は、紀元節の史的根拠の不在、皇国的イデオロギーへの回帰、紀元節の違憲性、国民の祝日法の手続き上の問題などが盛り込まれていた⁸²。

この紀元節法案は、3～8 回目の中で実質的審議がなされず廃案ないし継続審議となった。反対運動は、66 年 6 月の法案国会通過後から盛り上がりを見せ、67 年 2 月 11 日に頂点を迎え、『建国記念の日』に反対する歴史家集会から声明⁸³が発せられる。しかし、佐藤伸雄「2 月 11 日のたたかいを振り返って」が指摘するように運動はマンネリ化し盛り上がりの時期も遅すぎた。運動の失敗に関して峰岸純夫は次のような見解を残した。

「紀元節」復活を許した損失は大きかった。特に学校教育の面では、小・中・高と一貫して全体的に反動的改編（財界・文部省のいう「教育改革」）を行っていく道程の中で、ひとつの大きな難工事の「架橋」の完成を意味した⁸⁴。

峰岸の言説に代表されるように、歴史家達は危機感を抱き、保守イデオログとの対決姿勢を強める。その次なる争点が明治百年祭であった。明治百年祭批判は、1968 年を明治維新百周年として政府主催の式典および関連諸事業を行うことを決定した 66 年 3 月 15 日の閣議決定に始まる。政府は、明治期を「世界史にも類例を見ぬ飛躍と高揚の時代」として位置づけ、明治期に築かれた基盤を「大戦禍にもかかわらず世界の奇蹟と驚嘆されるまでに急速に復興し反映している日本の現状が何よりも雄弁に物語っている」と顕彰した⁸⁵。

これに対し、紀元節復活阻止を力及ばず許し、危機感を募らせた歴史家・歴史教育者たちは、「明治百年祭」とその根底に見出した保守イデオロギーに対し、反対運動を展開した。歴研は 66 年 12 月、「近代日本の歴史学の課題」をテーマに臨時大会を開き、松尾章一、佐々

⁸² 峰岸純夫 「60 年代の権力イデオロギー攻勢と国民の歴史意識」 歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1 歴史理論・科学運動』p175

⁸³ 1967 年 2 月 11 日「声明」 『建国記念の日』に反対する歴史家集会」記事 歴史学研究会 『歴史学研究』 324 号 1967 年 p71

⁸⁴ 峰岸純夫 前掲 p177

⁸⁵ 「明治百年を祝う」第一項および第三項 『明治百年祭』関係資料集 (6) 第三階準備会議の内容 歴史学研究会 『歴史学研究』330 号 1976 年 p42 なお、同資料の初出は、内閣総理大臣官房「明治百年記念準備会議第三回議事録」1966 年 11 月 2 日 タイプ印刷 33 ページ

木準之助、和田春樹らが明治百年祭批判を展開する。66～68 年の『歴史学研究』は「明治百年」に関して特集を頻繁に組んだ。

例えば、「座談会『明治百年』と国民の歴史意識」において、荒井信一は「明治百年」に対する中学・高校生の無意識に危機感を抱き⁸⁶、遠山茂樹はその要因を戦後世代と戦前世代のジェネレーションギャップに求めた。また、「明治百年」の推進主体の一つである戦後郷友会の活動の活発化が、地方におけるナショナリズムの再興であるとする⁸⁷。なお、山田昭次は中高生の歴史意識と関連させて在日コリアン蔑視や部落差別を問題提起する生徒のアンケート内容を紹介しているが、その応答は少なくとも座談会の記録には残されていない⁸⁸。

また、同年 3 月号では、「明治百年祭」に関する寄稿が松尾章一、大江志乃夫、伊藤忠史らによってなされた。その中で巻頭報告者の松尾章一は、「明治百年祭」の紀元 2600 年祭との思想的類似性を指摘し、「自民党政府と独占資本の持つ矛盾をおおいかくす『いちじくの葉』」として喝破している⁸⁹。すなわち、歴研は天皇制近代国家としての出発点たる明治期の顕彰に、皇国史観と資本主義的近代化という二つのイデオロギーを感じ取り、警戒したのであった⁹⁰。

67 年 9 月、歴研、歴教協、歴科協は三者の連絡協議会（三者協）を結成し、日本史研究会と連絡を取りつつ運動を展開する。三者協は同年 10 月、「『明治百年祭』反対運動に関するよびかけ」を発表する。そこでは、(1) 太平洋戦争を「大災厄」としかみなさない明治百年の顕彰姿勢、(2) 天皇中心主義、(3) アジア諸国民の犠牲の上に築かれた近代日本の歩みを美化し、アジアの大国として優越視する姿勢、の三点⁹¹が非難の対象となった。

ここで、「アジア諸国民の犠牲」が明記されている点には、着目に値する。しかし、『歴史学研究』ないし『現代歴史学の成果と課題』において議論される犠牲とは、日本帝国主義による暴挙の総体的結果であって、「日本兵」による人為的加害行為としては描かれることはなかった。中塚明は日本軍国主義の対外侵出を「天皇制の生まれながらの軍国主義・侵略主義⁹²」に求めると共に、戦争を「軍部とそれにつらなるごく一部の勢力⁹³」の責任とした。「日本人民」はそれら勢力による犠牲としてのみ描かれた。すなわち、帝国主義とそ
の下で影響力を行使した政治指導者による加害責任を問うたものの、戦後は「人民」と化した兵士の罪は議論の射程に入っていなかったのである。

⁸⁶ 荒井・遠山・永原・中村・三木・山田 「座談会『明治百年』と国民の歴史意識」歴史学研究会 『歴史学研究』 320 号 p3-4

⁸⁷ 荒井・遠山・永原・中村・三木・山田 前掲 p4

⁸⁸ 荒井・遠山・永原・中村・三木・山田 前掲 p5

⁸⁹ 松尾章一 「『明治百年祭』をめぐる情勢」歴史学研究会 『歴史学研究』322 号 1967 年 p3-7

⁹⁰ 歴史学研究会 「『明治百年祭』批判—現代ファシズムの思想と運動— I 『明治百年祭』に対する基本的姿勢」歴史学研究会『歴史学研究』330 号 1967 年 p1

⁹¹ 峰岸純夫 前掲書 p179

⁹² 中塚明 「日本帝国主義とアジア」歴史学研究会『歴史学研究』332 号 1967 年 p31

⁹³ 中塚明 前掲 p34

こうして迎えた 1968 年は、保守思想に対する激しい議論が交わされた年となった。『紀元節』復活以後、対米従属のもとで、国家主義、軍国主義化への傾斜が一層激しく進んでいった」という現状認識⁹⁴に基づき、2 月 11 日には『紀元節』復活・『靖国神社国営化』・『明治百年祭』に反対する中央集会」が紀元節問題連絡会議主催により開催された。神話教育復活の動向は「軍国主義教育の企図」として批判⁹⁵された。5 月 25 日、歴研大会総会は下記の声明を発表する。

われわれはいよいよ明確に「明治百年祭」に反対する態度をしめしていかなければならない。それは、「明治百年祭」が公権力によって特定のイデオロギーや非科学的歴史観をおしつけ国民思想を統制しようとする企図であるばかりでなく、日本国憲法を無視し、国民をふたたび隷従と侵略の道にかりたてる有害なイデオロギーを鼓吹する行事だからである⁹⁶。

上の声明に見られるように、明治を顕彰し大日本帝国と戦後日本の一貫性する明治百年祭に対して、歴研は激しい非難をくり返した。しかし、歴研の活動は「われわれの運動が一定の成果をあげた⁹⁷」という自己評価を下すに留まり、国民的な論議を呼び起こすほどの物ではなかった。「人民主権か天皇主権か、戦争か平和か、独立か従属か⁹⁸」と二項対立的な判断を迫る運動方針は、記念行事を喜々とした祭りとして認識する国民には届かなかったものであった。

以上二つの反対運動は、70 年の安保決議決戦を前にした「反動的」「帝国主義的」イデオロギー攻勢を粉碎するための要求に基づいていた。ここでいう「反動的」ないし「帝国主義的」歴史観批判においては、皇国史観と資本主義的近代化論が非難の対象とされ、それはネオ・ナショナリズムまたはネオ・ファシズムとして規定された⁹⁹。そして、その批判目的は、「歴史学を国民の正しい歴史意識形成に役立て」、人民を歴史の主体に据えた「我々の歴史学」を構築することにあった。60 年代後半の「紀元節」復活、「明治百年祭」への反対運動を通じて、国家史、人民闘争史、民衆意識¹⁰⁰とその運動の歴史、イデオロギー史な

⁹⁴ 歴研委員会 「『紀元節復活』・『明治百年祭』に反対する集会への参加呼びかけ」歴史学研究会 『歴史学研究』 333 号 1968 年 p58

⁹⁵ 歴史学研究会古代史部会 「『神話』教育の復活に対する歴史研究・教育者の課題」歴史学研究会 『歴史学研究』 335 号 p1

⁹⁶ 1968 年 5 月 25 日 歴研大会総会 「明治百年祭に関する声明」歴史学研究会 『歴史学研究』 338 号 1968 年 p1

⁹⁷ 歴史学研究会委員会 「『明治百年祭』反対運動の総括」歴史学研究会 『歴史学研究』 348 号 1969 年 p38

⁹⁸ 歴史学研究会委員会 「『明治百年祭』にたいする本会の基本態度」歴史学研究会 『歴史学研究』 341 号 p1

⁹⁹ 『歴史学研究』 330 号 1967 年 p6

¹⁰⁰ 色川大吉によれば、民衆意識とは「直接生産者大衆の生活意識」として天皇制イデオロ

どが問題にされた¹⁰¹。その状況下において、人民闘争史観は「闘う歴史学」の中核的概念となったのであった。

紀元節・明治百年の推進イデオロギーとして見出されたのは、人民を抑圧し、アジア諸国民の犠牲を生んだ軍国主義であると定位された。その軍国主義に対して闘争を展開する主体として、歴史家は人民の概念を導入した。人民は被抑圧者であって、他国の人民に対する抑圧者としては描かれえない。仮に他国の人民に対する抑圧の様相が叙述されたならば、「万国の人民による連帯」は瓦解することになる。この点を歴史家達が意識していたか否かは定かではない。しかし実情として、「アジア諸国民の犠牲」は、あくまで人民の敵たる帝国主義によるものとして認識された。人民闘争史観に基づき、「人民による加害」を叙述することは、困難であった。

第三項 第一次教科書裁判

人民の闘争を中核に据えた歴研にとって、第一次教科書裁判は人民闘争史観の是非を問われた契機であった。歴研は、「歴史を創造し推進する民衆の立場からではなく、反民衆の立場から見ようとする」文部省と教科書検定に対して、「戦前戦後の研究成果を踏みにじった」として対立意識を高めた¹⁰²。

65年7月12日、遠山茂樹を中心とした歴史学関係者が教科書裁判支援運動のための準備会を開催する。準備会は203人の賛同者を獲得、9月18日に「教科書検定訴訟を支援する歴史学関係者の会」が発足した。12月25日には、「歴史学関係者の会ニュース」が刊行され、機関紙による本格的な情報宣伝活動が始まった。こうした情勢を受け、歴史学研究会は66年5月の総会で「歴研会員は原則として『歴史学関係者の会』に入会して支援する」という委員会提案¹⁰³を採択した。66年度の歴研、歴教協、日本史研究会の各大会では、それぞれ訴訟支援の決議、アピール等が採択された。

ギーに対抗する概念となる。色川の解釈をもととすれば、民衆は直接的生産者として人民に内包される概念であったと考えられる。

色川大吉 「天皇制イデオロギーと民衆意識(序説)」歴史学研究会 『歴史学研究』 336号 1968年 p35

¹⁰¹ 歴史学研究会 「『明治百年祭』批判—現代ファシズムの思想と運動— I 『明治百年祭』に対する基本的姿勢」歴史学研究会『歴史学研究』330号 1967年 p6

¹⁰² 田中彰 「明治維新観研究の現代的意義—教科書裁判・「明治百年」と関連して—」歴史学研究会『歴史学研究』331号 1967年 p1-3

¹⁰³ 66年度総会で決定された家永訴訟の支援は次の二項目4点である。1.家永訴訟の支援 1-1. 歴研主催「教科書問題懇談会」を「教科書検定訴訟を支援する歴史学関係者の会」に改組、および「教科書検定訴訟を支援する全国連絡会」の発足。1-2. 歴研家永訴訟支持声明。1-3. 「教科書執筆者の会」準備。2. 歴史教育・教科書問題への独自の取り組み、「歴史教育と歴史研究」特集、シンポ報告会誌掲載。2-1. 両支援組織への会員の積極参加必要—国民への訴え、反動的「教科書問題協議会」への出現。出典：『歴史学研究』316号 1966年 p3

67 年 6 月には 66 年度の検定における『新日本史』不合格処分をめぐり、行政訴訟として第二次教科書裁判が提訴された。67 年 11 月以降の第一次訴訟証人喚問、68 年 2 月以降の第二次訴訟証人喚問において、歴史学関係者が証人として法廷に登場する。70 年までに主な歴史学関係者としては、松島栄一、吉村徳蔵、大久保利謙、黒羽清隆、丸木政臣、徳武敏夫、遠山茂樹、直木孝次郎、本多公栄、永原慶二、小西四郎、鈴木亮らが証言に立った。しかしながら、こうした貢献は歴史学関係者個々の努力や力量に負ったものとして、組織的運動の成果としては評価されていない¹⁰⁴。また、「歴史学関係者の会」による組織的支援活動は、67 年後半から停滞に至ることとなった。

一方、70 年 7 月 17 日に下された杉本判決は、教科書裁判の支援運動にとって再興の契機となった。第二訴訟の一審判決である杉本判決は、国民の教育権論を展開して、教科書の記述内容の当否に及ぶ検定は教育基本法 10 条に違反するとした。また、教科書検定は憲法 21 条 2 項が禁止する検閲に当たるとし、処分取消請求を認容した。家永の全面勝訴を下した同判決を受け、歴研、歴科協、歴教協の三者は即日合同声明を発表、運動は第二の高揚期へ向かった。12 月には歴研主催のシンポジウム「教科書裁判の勝利と歴史学の課題」が開催され、歴史学関係者の再結集と問題意識の深化が目指された。

72 年 4 月には、四者協主催による「国民の教育権を確立し教科書裁判を支援する討論集会」が開催され、73 年 12 月には四者協に日本史研究会が加わった五者協が「教科書裁判を支援する十二月集会」を主催する。また、73 年 4 月に歴研は『現代歴史学と教科書裁判』（青木書店）を出版し、運動の発展的成果を示している。

65 年以來の教科書裁判支援運動は、74 年 7 月の一次訴訟一審判決、75 年 12 月の二次訴訟二進判決によって、運動の継続を余儀なくされる。この 10 年に及ぶ支援運動の中で、歴史学関係者、特に歴史学研究会が争点とした問題点は、弁護団側の提示した論点のうち、保守思想に関わる事項が多い。第一の争点は、検定制度自体の合憲性を問うものであり、第二は歴史を支える主体に関わるもの、第三は天皇制および戦争責任（特に開戦責任）に関するものであった。特に、人民闘争史観が支配的な地位を占めていた 60 年代末においては、「歴史を動かす民衆」という学会の「通説」を批判した文部省の見解に対する議論が『成果と課題』『現代歴史学と教科書裁判』には色濃く反映されている。

これらの認識は、「教科書裁判は、まさにこのような教科書検定という特殊な権力メカニズムをつうじて展開する、公権力的イデオロギー支配そのものの当否を問うものにほかならない¹⁰⁵」という徳武敏夫の認識に現れていた。すなわち、歴研にとっての教科書裁判一次訴訟とは、「歴史の主體的把握」を偏向とみなす文科省¹⁰⁶に対して展開した、人民闘争史

¹⁰⁴ 北島万次、小沢浩、仲地哲夫、大江志乃夫 「教科書裁判」『現代歴史学の成果と課題 1』青木書店 1974 年 p142

¹⁰⁵ 徳武敏夫 「結審を迎える教科書裁判」歴史学研究会 『歴史学研究』349 号 1969 年 p59

¹⁰⁶ 永原慶二 「歴史教育の自由のために—教科書訴訟判決によせて—」歴史学研究会 『歴史学研究』365 号 1970 年 p59

観の擁護運動としての側面が強く、人民闘争史観の射程から外れる対外的加害責任は焦点の中心には据えられることがなかったといえる。

第四項 「朝鮮」・「在日」認識

歴研は、67 年度総会において在日コリアンへの教育支援を決議で採択している。背景には朝鮮大学校の設立をめぐるなされた論争があった。60 年代後半は、社会党系・共産党系社会運動団体が北朝鮮を賛美する一方で、在日コリアンへの差別が問題視された時期であった。

歴研に関しても、「朝鮮」に対する認識と「朝鮮人」に対する認識は別個の問題として論じられている。それらは、朝鮮半島の史的研究や在日コリアン歴史家の問題として取り上げられた。例えば、74 年度版『成果と課題 第三巻』には、「植民地・民族問題」と題する節が設けられている。対象となる地域は、朝鮮半島と中国である。同項目は、日本の帝国主義的植民地の研究史を概観することを目的としているが、実質的な内容は日本における中国史研究・朝鮮史研究の研究史に留まった。ここで、朝鮮研究史を執筆した中塚明の記述には、日本人歴史家達が在日コリアン歴史家への認識を垣間見ることが出来る。

まず中塚は、一九六〇年代における植民地史の進展を以下のように評価する。

「日本帝国主義の朝鮮侵略ならびに朝鮮の民族運動の研究は、一方におけるベトナム人を先頭とするアジア・アフリカ・ラテンアメリカの諸地域における反帝国主義・民族解放闘争の昂揚と、いま一方でのアメリカ帝国主義の極東戦略体制に従属しておこなわれる日本帝国主義の復活に反対する日本人民のたたかいにねざし、さらに在日朝鮮人の歴史家たちのいちじるしい研究の進展にもたすけられて、まだ研究者の絶対的な少なさはおおうべくもないとしても、一九六〇年代に、質・量ともにかなりの進展をみせることができた。」

107

こうした在日コリアン¹⁰⁸歴史家の研究業績として、金正明編『日韓外交史資料集成』や姜徳相『現代史資料—朝鮮 1～4』などがあげられるが、中塚によればこれらは日本の歴史学界の蓄積としては認められない。中塚は日本における朝鮮史研究の未成熟さに対して以下のように警鐘を鳴らしている。

「在日朝鮮人の歴史家が、朝鮮氏の独自の研究を進めていることをもって、あたかも日本史学会における朝鮮研究が進んだという錯覚に陥ることなく、日本人の研究者が独自に朝

107 歴史学研究会『現代歴史学の成果と課題』第三巻 青木書店 1974 年 p142

108 在日コリアンの呼称をめぐるのは、「在日韓国人」という呼称を求める韓国側と「在日朝鮮人」という呼称を求める北朝鮮側で意見が一致していない。そこで本稿では所属国籍が明確な場合を除き、在日コリアンという名称を用いる。

鮮氏史の研究を開拓しおしすすめることがきわめて大切である。…（中略）…こと朝鮮史に固有の分野で、日本人研究者がきわめて少なく、いつまでも在日朝鮮人の研究におんぶされているような状況は一日も早く改められる必要がある。それは、日本の歴史学の質にかかわる部分だから。」¹⁰⁹

ここには、研究対象地域だけでなく研究業績までもも国境で分割するナショナルな意識と在日コリアに対する他民族意識の併存を見ることが出来る。歴研が在日コリアンに対する他者意識から逃れることが出来ないのであれば、朝鮮半島の人間が韓国併合以降に経験した歴史を追体験することは困難になると言える。

一方、歴研の中でも在日コリアン問題に対してその加害性を問う議論が小規模とはいえ行われてきた。朝鮮人学校など、在日コリアンに関する論争や植民地支配への批判は存在した。しかし、この議論は荒井信一に代表されるように、「朝鮮人学校で、正しい民族教育を受けることによって、自己の民族にほこりを持ち、さらに人間としても疎外から回復する¹¹⁰」という民族主義的な言説に満ちていた。荒井は、日本人の高校生が文化祭に来客した朝鮮人高校生をエアライフルで射殺した事例を取り上げる。この事件とその背後にある差別問題に対して、荒井が提示する解決策は朝鮮人学校の整備による民族教育の発展である。平等な人権保障や差別意識の払拭ではない。

こうした視点は、当時の日朝関係史が持つ叙述方法の問題でもあった。在日朝鮮人科学者協会歴史研究部会は日朝関係史の叙述に関して以下の姿勢を明示している。

正しい朝鮮史、朝日関係史の叙述というのは、いうまでもなくマルクス主義史学の方法論に基づき、朝鮮史を侵略者や搾取階級の歴史としてではなく、人民の歴史として、また社会発展を外部の要因からではなく、基本的に内部諸要因の作用による合法則の過程として述べること、そして朝日関係をその延長上にすえて正しく究明することにほかならない¹¹¹。

朝鮮史を人民の歴史として叙述することは、人民闘争史を提唱する歴研にとって違和感の無い議論である。上記引用の「朝鮮」部分を「日本」に入れ替えると、歴研の人民闘争史観と酷似した史観になる。日朝両国の歴史が人民闘争史として叙述されたとき、日本人研究者に「朝鮮人民」との連帯感が生まれる。しかし、かつての侵略者、支配者としての自己意識は欠落してしまう。そこに60年代の日朝関係史叙述における日本の侵略史とその認識の希薄さが生まれたのであった。

¹⁰⁹ 歴史学研究会 前掲書 第三巻 p148

¹¹⁰ 荒井信一 「朝鮮人学校の問題に関するノート」 歴史学研究会 『歴史学研究』 314号 1966年 p55

¹¹¹ 在日朝鮮人科学者協会歴史研究部会 『『日本歴史』の朝鮮関係叙述の問題点』 歴史学研究会 『歴史学研究』 347号 1969年 p39

この認識は、日朝間で研究者の交流が未発達な時期に形成された見解であった。研究者同士の日朝交流が本格的に開始するのは、72 年まで待たねばならない。72 年 10 月 11 日、日本考古学会・史学界・歴研・朝鮮史研究会の四団体が、「朝鮮の学者を囲む懇談会」を新宿の朝鮮奨学会講堂で開催した。同会合には、北朝鮮側からキム・ソクヒョン、キム・チョルホ、韓国側からキム・ジェーウォン、キム・ウォンヨン、チェー・スヌ、イ・キベクの計八名が出席した。会合全体の参加者は 300 人である。会合は、1970 年に朝鮮史研究会総会で決議された日朝学術交流の推進に基づき、高松塚古墳の国際共同調査を目的に来日した南北朝鮮研究者を招聘したものであった。

会合は高松塚古墳と朝鮮史研究に関する議題が中心を占めたが、「日本は朝鮮の植民地支配の中で、朝鮮文化の抹殺を図り、朝鮮民族による自主的な朝鮮史の叙述や研究を一切弾圧してきた¹¹²」として、植民地支配における皇民化政策を非難した。

また、山田昭次（1973）は、一億層懺悔論における加害意識の不在に加え、国民的歴史学運動の中での在日コリアンと民族の関係を問う議論が希薄であったことを指摘している。山田は「抑圧民族が非抑圧民族から学ぶことの意義を説いた。しかし戦後の歴史学がこの視座を自己の身につけることは今日にいたるまでできていない。¹¹³」として、戦後歴史学における朝鮮史研究・植民地研究の遅れを指摘する。小田の議論も、「抑圧民族の人民はレーニンが指摘した諸条件によって現実を見る目が曇らされている。だからこそ人民も共犯者となる。¹¹⁴」人民闘争史観に適合する形で解釈された。

このように、60 年代歴研の「朝鮮」ないし「在日」への認識は、金日成体制への賛辞と「朝鮮民族」の日本における民族的権利の保障という観点から言及がなされていた。アジア・太平洋戦争における民族文化抹殺や抑圧の歴史に関して、歴史が掘り起こされてくるのは 72 年の研究者同士の人材交流を契機とした。抑圧の歴史が掘り起こされてもなお、その抑圧をもたらしたのは帝国主義的理念であり、個々の日本人の人権意識や加害意識が問われることはなかった。

第五項 沖縄の経験

歴研の沖縄戦に対する言及は乏しい。70 年代初頭の『歴史学研究』に掲載された沖縄関連の論文は、安保とベトナムという地政学的な立場をとる返還政策に対する反論が大半を占める。それは 71 年 10 月 15 日に発せられた「反人民的『沖縄返還協定』に反対する」声明に集約されていた。歴研は、協定を「アメリカと呼応してアジアにおける反共軍事体制

¹¹² 石上英一・矢沢康祐 「『朝鮮の学者を囲む懇談会』について」歴研『歴史学研究』393 号 青木書店 1973 年 p57

¹¹³ 山田昭次「戦後の歴史学・歴史教育における民族問題と朝鮮認識」歴研『現代歴史学と教科書裁判』青木書店 1973 年 p111-118

¹¹⁴ 山田 前掲書 p124

の確立を企図」した「反民族的・反人民的な屈辱的取り決め」として批判した¹¹⁵。しかし、その声明では沖縄戦には全く触れられていない。

沖縄戦や沖縄戦に関する僅かながらの記述は、1970年2月の歴史学研究357号「安保体制の新段階と歴史学の課題」という特集に見ることができる。特集の中で「沖縄史研究の課題」と題する3本の論文が投稿された。これらの論文には、沖縄返還運動期における歴研の沖縄認識が示されている。第一は、金城正篤・西里善行「『沖縄歴史』研究の現状と問題点」である。金城らは、「沖縄の歴史は、究極には日本歴史の一環である」として日本の一部として沖縄を位置づけつつ、本土の沖縄に対する差別の歴史研究を発展させる必要性を示す。この際、大田昌秀が主張した、加害者としての日本人、被害者としての沖縄人という構図に批判を展開する。金城らが着目するのは、沖縄内部の支配階級による人民に対する加害性である。そこで、研究蓄積が浅い沖縄農村部における階級闘争・階級対立の研究に必要性を見出した¹¹⁶。

第二の黒羽清隆「沖縄認識と歴史認識」も、沖縄県民に対する差別意識に着目する。黒羽は、沖縄戦における日本軍の民間人に対する暴虐行為の根底に、沖縄県民への蔑視という歴史的経緯が存在したことを、沖縄戦を叙述する際の必要不可欠な視点として提示した¹¹⁷。

注目すべきは、第三の儀部景俊「沖縄における戦争責任」である。儀部は、「一般的に、加害と加担とは、ともに侵略戦争に対して人民大衆のかかわる両側面であり、このことはすでに太平洋戦争の経験で明らかである。戦時下における日本人民は、自ら加害者であると同時に、それを拒否しない限りにおいて加担者でもあった。¹¹⁸」として沖縄戦における日本「人民」の加害性を戦争責任問題として提起する。その背後には、沖縄を「祖国防衛の盾」としてみなし、沖縄戦を悲劇と殉国の地としてみなす保守イデオロギーに対する批判意識が存在していた。一方、儀部は既存の階級対立構造に基づく人民闘争史観を真っ向から否定していたわけではない。戦後の一億総懺悔論によって、天皇に対して敗戦責任を負う「階級的立場—人民大衆の立場」が形成され、政治指導者層の責任が棚上げにされてしまったことに問題を見出す。それは人民の敵たる支配者層の「反動的思想攻勢」による欺瞞として位置づけられた。こうした欺瞞を打ち砕くために、儀部は沖縄を悲劇の地としてではなく、被害の地として描くことを提唱したのである。

儀部の議論は、小田実の「加害者／被害者」論に類似した問題意識を見出すことができる。それは、人民が帝国主義によって被支配者としての恥辱を強いられた被害者であると共に、帝国主義に加担した加害者であることを提唱したことである。人民の加害性を浮き

¹¹⁵ 1971年10月15日 「声明：反人民的『沖縄返還協定』に反対する」歴史学研究会『歴史学研究』378号 1971年 p80

¹¹⁶ 金城正篤・西里善行「『沖縄歴史』研究の現状と問題点」歴史学研究会『歴史学研究』357号 1970年 p47、p56

¹¹⁷ 黒羽清隆「沖縄認識と歴史認識」歴史学研究会『歴史学研究』357号 1970年 p62

¹¹⁸ 儀部景俊「沖縄における戦争責任」歴史学研究会『歴史学研究』357号 1970年 p65

彫りにすることで、人民を兵士として派兵した政府の加害責任は明確となる。こうした両面性を帝国主義打倒の手段として階級対立構造の中に落とし込んだところに儀部の独自性がある。また、沖縄に対する対内的加害責任を明確に認め、アジアに対する対外的加害責任を主張する理論的基礎を整備した点で、人民闘争史観に彩られた『歴史学研究』においては異彩を放つ研究であった。儀部が示した「人民の加害性」は、70年代以降の人民概念の変容と衰退の萌芽であろう。

71年には、沖縄返還に関する座談会が主催され、佐々木隆爾・新里恵二・遠山茂樹の三名が討論を行なった。その中で、新里は沖縄県民が戦争体験を語り始めたことを指摘する。新里はこの動きを、「沖縄戦における日本軍の残虐行為について思いを新たにし、かつ、それを沖縄戦の経験が無かった世代にも、語り広める必要性¹¹⁹」を感じ始めたことの現れであると分析する。遠山は、沖縄県民による戦争体験収集の動向を認めつつ、「本土にあって、いかなる戦争体験を媒介にして、戦争体験を国民思想の原点としてよみがえらせるか¹²⁰」を課題とした。しかし、沖縄県民による戦争体験の伝承は、それ以前からも行なわれていることだった。また、遠山の発言の中には、沖縄戦は本土日本人の戦争体験として根付き得ないという前提が置かれていた。遠山は、「歴史学が何らかの寄与をしようとするれば、人民闘争史についてのこれまでの考えをもう一度検討しなおしてみる必要がある¹²¹」と言葉を結んだ。沖縄返還運動は、沖縄県民と本土日本人の同一性が強調された運動だった。遠山が沖縄県民を人民概念の射程に内包させ、本土日本人と同様のアイデンティティを付与していたかは疑問が残る。

また荒井信一は、防衛庁戦史研究所戦史室刊『沖縄方面陸軍作戦』と名嘉正八編『沖縄の証言』および『沖縄県史』を比較し、『沖縄方面陸軍作戦』における民間人犠牲者への記述の少なさを指摘した。その上で荒井は、『沖縄の証言』・『沖縄県史』が「日本軍の沖縄作戦の反人民的性格を、ようしゃなくえがいており、民衆の運命に無関心な防衛庁戦史の立場をあらわにしている¹²²」と賞賛した。

10月の声明は、11月15日付「『沖縄協定』に反対し、沖縄の非軍事化を訴える歴史研究者・教育者の声明¹²³」や、12月22日付「『沖縄協定』の『成立』の不承認を宣言し、沖縄の即時全面返還を要求する声明¹²⁴」などでも受け継がれる。

沖縄戦を対象としない研究や運動の方針に対して疑義を呈したのは、沖縄在住の歴史家が構成する沖縄歴史研究会であった。沖縄歴史研究会は、沖縄戦に関する記事・論文約200

¹¹⁹佐々木隆爾・新里恵二・遠山茂樹 「討議 日本ナショナリズムの現在—沖縄『返還』批判—」 歴史学研究会 『歴史学研究』377号 1971年 p50

¹²⁰佐々木隆爾・新里恵二・遠山茂樹 前掲書 p50

¹²¹佐々木隆爾・新里恵二・遠山茂樹 前掲書 p50

¹²² 荒井信一 「二つの沖縄戦史—防衛庁戦史と『沖縄県史』—」 379号 p61

¹²³ 1971年11月15日「『沖縄協定』に反対し、沖縄の非軍事化を訴える歴史研究者・教育者の声明」 歴史学研究会 『歴史学研究』380号 1972年 p61

¹²⁴ 1971年12月22日 「『沖縄協定』に反対し、沖縄の非軍事化を訴える歴史研究者・教育者の声明」 歴史学研究会 『歴史学研究』 380号 1972年p61

点を検証し、「県民の立場からは不満足なものが多い¹²⁵」と憤慨した。彼らによれば、それらの記事・論文は戦闘状況の記述に終始し、戦火の中で苦しむ沖縄県民の姿が描かれていない。日本軍の残酷性に関しては、「その民間人軽視・蔑視の思想は、死を美德とする思想とともに、本土・沖縄を問わなかった」と酷評が為される。その上で、沖縄歴史研究会は、歴研の沖縄戦に関する取り組みの立ち遅れを指摘した¹²⁶。

こうした沖縄返還以前における歴研の沖縄返還論からは、反米路線の人民闘争としての側面は浮き上がってくる。しかし、沖縄戦が生んだ犠牲に関しては言及の乏しさが目立つ。

『歴史学研究』掲載の個々の論文には沖縄戦が事例として挙げられたが、それが歴研の返還運動における公式な見解となるには至らなかった。

日本による加害性が顕著に見出されるのは、78年の大城将保「沖縄—歴史と文学 同化志向から自立志向へ—」においてである。大城は一般住民に対する手段自決強要やスパイ嫌疑による処刑、異民族蔑視などの加害行為が、戦場という極限状況の中で沖縄と日本の間に底知れない亀裂を生み出したと指摘する¹²⁷。人民や階級といった用語も用いずに、沖縄県民の悲痛な歴史をたどる大城の記述には、沖縄復帰運動時とは異なった歴研の方針を読みとることができる。

第六項 人民闘争としてのベトナム戦争

1967年、歴研大会総会においてベトナム反戦を主張する声明が出される。同声明の中で、歴研は次のように米軍の北爆と日本の援助を位置づけた。

「ヴェトナム戦争」は、久しい間、帝国主義・反革命の侵略が、以下に残虐・兇暴なものであるかを全世界に示してきた。抗議の声はすでに全世界をおおっている。だが、アメリカは依然としてこの抗議の声を無視して、不屈のベトナム人民の闘争に対して、さらに軍隊を増強し、さらに大量の爆弾を投下し、さらに非武装地帯に兵を進めることで侵略戦争を拡大し続けている。そしていまやアメリカの侵略戦争継続を支える重要な柱をなしているのはわが日本である¹²⁸。

ベトナム反戦を「アメリカによる侵略戦争」とし、日本の「侵略戦争への加担」を糾弾

¹²⁵ 沖縄歴史研究会 「沖縄の戦後史と歴史研究者の課題」 歴史学研究会 『歴史学研究』 380号 1972年 p38

¹²⁶ 沖縄歴史研究会 前掲書 p41

¹²⁷ 大城将保「沖縄—歴史と文学 同化志向から自立志向へ—」 歴史学研究会『歴史学研究』 457号 1978年 p20—27

¹²⁸ 1967年5月27日 歴史学研究会大会総会「声明」 歴史学研究会『歴史学研究』 326号 1967年 p1

する声明は、歴研に限ったことではない。しかし、ベトコンの活動を「人民の闘争」として規定したところに、歴研の人民闘争史観に基づく解釈の特徴がある。

ベトナム戦争に対する歴研の解釈は、大きく分けて二種に大別できる。一方は、上記のように人民闘争史観に基づくベトコンへの支持表明であり、他方は、冷静な戦況分析である。

第一の人民闘争史観に基づくベトナム戦認識は、片倉穰の「ベトナム人民の抗米救国闘争¹²⁹」という位置付けに代表されている。遠山茂樹は1963年の大会報告「東アジアの歴史像の再検討」を契機に世界史像の再考を提唱し、資本主義の発達過程において「人民の主体性」が必然的発展を遂げるとの認識に至った¹³⁰。「人民の主体性」は「ベトナム人民」を主体として歴史を叙述する傾向を生む。例えば、石母田正は次のようにベトコンの勇士を語っている。

それにしてもジャングルの中でたたかわれるゲリラ戦、恐るべき不安と孤独と恐怖にたえてたたかわれる戦争は、個々人の主体的意思の堅固さなしに考えることもできず、その戦争の主体が17、8才の少年でなる場合に、共同体の内部でどのような教育と生活が、かかる青年層を生み出し得たのかを考えざるを得ない。ヴェトナムにおける階級闘争と民族解放闘争は、その闘争の課題や内容において有機的に統一されているばかりでなく、その統一は、古い自然生的諸組織を新しいものにつくりかえてゆく目的意識的な努力にささえられているのだろう¹³¹。

石母田の言説は、ベトナム戦争に対する反戦メッセージではなく、ゲリラ戦を戦い抜くベトコンの勇猛さとその教育制度に対する賞賛である。これは「教育の反動化」として戦時下の軍国主義教育を批判してきた歴研の中にあって異例とも言える言説である。しかし、「ヴェトナム人民の闘争が、歴史研究者一人々々の胸の中によびおこしている波紋と連帯感¹³²」として北ベトナムの兵士を人民闘争として叙述する方法は、他の歴史家によっても用いられた。「ベトナム人民」とは、あくまでベトコン兵士の別称に過ぎなかった。

69年5月の大会総会では「ヴェトナム民主共和国の歴史家と人民への連帯のメッセージ」が満場一致で採択される¹³³。「私たち日本の歴史家の熱烈なあいさつを全ヴェトナムの戦う歴史家と人民の皆さんにお伝えください」と結ばれた同メッセージからは、平和思想を垣

¹²⁹ 片倉穰 「中国支配下のベトナム（1）—中国諸王朝の収奪に関する試論的考察—」 歴史学研究会 『歴史学研究』380号 1972年 p17

¹³⁰ 遠山茂樹 「東アジア歴史像の検討」 歴史学研究会 『歴史学研究』281号 1963年

¹³¹ 石母田正 「ヴェトナム人民の闘いから日本の歴史家は何を学んでいるか」 歴史学研究会 『歴史学研究』339号 p68

¹³² 石母田 前掲 p68

¹³³ 1969年5月24日 歴研大会総会決議「ヴェトナム民主共和国の歴史家と人民への連帯メッセージ」 歴史学研究会 『歴史学研究』350号 1969年 p2

間見ることが出来ない。歴研は、在日米軍基地提供をアメリカによる侵略戦争への加担として非難していたが、その非難は戦争のもう片方を支持する者の言説でしかない。

70 年の『歴史学研究』にはベトナム人留学生の手記¹³⁴が掲載され、南北統一を主張したデモの概要が紹介された。また、韓国の特需景気が韓国軍介入の所産として批判され、日韓共同宣言を締結した日本もその片棒を担いでいるとして「新植民地主義」が危惧された¹³⁵。南ベトナムのチェー・キ政権は非民主的な傀儡政権として描かれ、その文脈の中で「ベトナム人民は、なによりも平和を願っている¹³⁶」と主張された。

人民闘争的なベトナム戦解釈が主張される一方で、ベトナム史研究は歴研において停滞していた分野であった。片倉は「従来ベトナム史とくに前近代史の分野では人民の要求にこたえうる研究に乏しく、そのためわが国の歴史研究者の手によって推奨に値するベトナムの通史がいまだに書かれていない現状¹³⁷」を反省した。そこに当時ベトナム戦争以前の歴史に関する論稿¹³⁸が『歴史学研究』に集中して掲載される理由があった。また、研究蓄積と理念の溝を埋めるかのように、ベトナム戦争の記述は冷静かつ詳細に報告された。

以上のように、人民闘争の具象として革命や解放運動を掲げ、その一例としてベトナム戦争を位置づける観点からは、ベトコンの「英雄的」な闘争過程を強調する史観が成立する。そこからは、闘争対象であるアメリカへの敵愾心を煽ることで、アメリカに対峙するベトコンの姿が描かれることとなる。ゆえに、闘争主体である「英雄的ベトナム人民」がゲリラ戦の狂気の下で悲惨な体験を余儀なくされ、戸惑い、逃げ惑う姿は現れてこない。さらに、ベトナム史の通史的研究の不在は、人民闘争史以外の史観によってベトナム史を解釈する余裕を失わせ、ベトナム戦争を人民闘争として単純化された対立構造に収斂させていった。こうした傾向を補完するために叙述された歴史が、事実の羅列に近い形での戦

¹³⁴ 江村栄一 「祖国の平和と統一を願う在日ベトナム留学生のたたかい」 3 歴史学研究会 『歴史学研究』 56 号 p41

¹³⁵ 佐々木隆爾 「アジアにおける新植民地主義の新たな局面について—ベトナムへの大量派兵以後の南朝鮮支配体制の変化を中心に—」 歴史学研究会 『歴史学研究』 363 号 1970 年 p1

¹³⁶ ビン・シン「在日ベトナム留学生からの報告」歴史学研究会 『歴史学研究』366 号 1970 年 p45-47

¹³⁷ 片倉穰 前掲書 p17

¹³⁸ 片倉穰 「ベトナム前近代の奴婢—身分としての奴婢をめぐる基礎的考察—」 歴史学研究会 『歴史学研究』 356 号 1970 年 p19-40

グエン・マイ 陸井三郎訳 「ベトナムにおけるゲーティン・ソビエト運動 1930-31 年」 歴史学研究会 『歴史学研究』 366 号 1970 年 p35-40

吉沢南 「ベトナム史学会における前近代史研究の一成果—ディン・ザーチン著『ベトナムの国家と法権力の歴史に関する初稿』第一巻—」 歴史学研究会 『歴史学研究』 366 号 1970 年 p28-34

吉沢南 「民主主義とベトナム独立同盟 (ベトミン) およびその運動」 歴史学研究会 『歴史学研究』 386 号 1972 年 p36-47

藤田和子 「ベトナム 8 月革命の考察」 歴史学研究会 『歴史学研究』 366 号 1970 年 p1-15

局推移であった。真保潤一郎の戦況報告は、各戦線における進軍の推移と和平会合の内容紹介に焦点が当てられ、当時のジャーナリズムが伝えた戦時下の惨状に関しては「情報過多の中から何をとりだすか¹³⁹」として捨象された。

人民闘争史によるベトナム戦解釈からは、加害者と被害者の表裏一体性を示唆する議論は生まれてこなかった。また、通史的解釈の模索によって、アジア・太平洋戦争下における日仏両軍による経済的被害の事例は掘り起こされた¹⁴⁰が、人的被害の事例までは言及が為されがたかった。これらの意味で、歴研においてはベトナム国民や米軍の姿とアジア・太平洋戦争期の日本国民・日本軍の姿を重ね合わせる論調は生まれえなかった。

第四節 人民闘争史から「新たな歴史学」へ

第一項 人民闘争史観の後退と社会史の発展

歴史学研究会による社会経済史研究の重点化に対しては、50年代から60年代にかけてすでに歴研内部から批判や反省が生まれていた¹⁴¹。また、研究対象の細分化や問題意識の分散傾向も問題視された部分であった。また、68年には遠山茂樹『戦後の歴史学と歴史意識』によって、マルクス主義理論全般の後退が指摘された。しかしこれらの言説は、少数意見であった。

人民闘争史観の衰退過程は歴研によって公式に言及されているわけではない。しかし、80年代初頭には、人民闘争史観およびマルクス主義歴史学の限界が議論されるに至った。1980年には二度に渡って「戦後社会主義の転換点」と題される特集が組まれ、スターリン批判や大躍進政策に対する再解釈¹⁴²が試みられた。

浜林正夫は、「現代の世界がいかに混迷をきわめているように見えようとも、人類史をつらぬいているものが生産力の向上と、自由と生活向上をめざす人民の不断のたたかいであったことを疑うことはできない。¹⁴³」と人民闘争史観を是認する。その一方で、浜林の論文では全体の六割を新興してきた社会史の研究概要に当てられている。

¹³⁹ 真保潤一郎 「インドシナの戦火が提起するもの」 歴史学研究会 『歴史学研究』 366号 1970年 p16

¹⁴⁰ 藤田和子 前掲書 p3

¹⁴¹ 木谷 前掲 p3

¹⁴² 中西治 「ソ連における新路線・スターリン批判の形成過程—1952年～1956年—」、小杉修二 「中国『大躍進』政策の形成—『社会主義強国論』から『反ソ主義強国論』へ—」 歴史学研究会 『歴史学研究』 477号 1980年 p2~15、p31~46

¹⁴³ 浜林正夫 「人民闘争史と民衆史・社会史の方法」 歴史学研究会『現代歴史学の成果と課題Ⅱ 第一巻 歴史学と歴史意識』 青木書店 1982 p53

日本における社会史研究は、1974 年に刊行された阿部勤也『ハールメンの笛吹き男¹⁴⁴』を契機として始まり、社会運動史や民衆生活史、女性史、被差別部落史などの諸方面に展開を見せた。社会史研究は、研究内容や研究手法の多様性から必ずしも統一された定義があるわけではない。また、人民闘争史研究と社会史研究の間に明確な境界線が引かれていたわけではなく、両者の研究対象や方法論に関しては重複する部分もある。一方、社会史研究の歴史学上の意義に関しては、生産関係によって規定された社会経済史中心の歴史学に精神史の重要性を再考する機会をもたらしたと、山口昌男や弓削達は評価する。その点で、民衆の行動や思想の歴史を分析する際に階級闘争を所与の前提とするか否かが、人民闘争史と社会史を分ける点であると考えられる。

階級闘争が前提とされたとき、国家と人民という二項対立が不可避的に設定される。ここで言う人民とは、資本主義国家に立ち向かう闘争主体であって、それ以上細分化し得ない一枚岩的な存在として認識されえた。しかし、階級闘争が所与のもでなくなったとき、そこで規定されていた人民にも多様性が見出されることとなる。

特に、75 年の国際婦人年を経て浮上した女性の人権意識や 73 年の在日コリアン被爆訴訟（別章で後述）に代表される在日コリアン差別問題は、人民の中に差別の構造が内在することを白日の下に晒した。こうして、かつての歴史家が切り捨ててきた問題が社会史の研究対象として浮上してくることとなる。

市川房枝編『日本婦人問題資料集成』（ドメス出版）や朴慶植編『在日朝鮮人問題資料集成』が編纂され、個別具体の問題として散在していた社会的弱者の視点を体系化した。女性史研究の進展は教科書裁判にも反映され、80 年 11 月 10 日の「教科書検定訴訟を支援する 11 月集会」においては西村汎子によって、家永教科書における助成し記述の豊富さが指摘された¹⁴⁵。板垣雄三と中村平治は米騒動を事例に、日本の民衆による闘争が「アジアの非抑圧人民の運動を結び付けている相互関連」を見出せず、国際性に乏しかった¹⁴⁶と指摘した。81 年の大会全大会は「世界史における地域と民衆¹⁴⁷」と題され、「人民」という用語に代わり「民衆」が用いられた。

また、1985 年出版の『講座日本歴史』シリーズ最終巻である「歴史における現在」において、矢沢康祐は日本の多民族性を指摘し、在日コリアン差別に対する問題を提示している。12 万に上る在日コリアンが存在しながらも日本を「単一民族国家」としてみなす 80 年代初頭の言説に対し、矢沢は危機意識を抱く。そこには、韓国併合後の皇民化政策に始まる「同化政策」に対する批判と、差別に晒された在日コリアンへの視点、これら問題群に対する無関心層への危機意識が反映されている。

¹⁴⁴ 阿部勤也 『ハールメンの笛吹き男』平凡社 1974 年

¹⁴⁵ 斉藤純 「教科書検定訴訟を支援する 11 月集会参加記」歴史学研究会 『歴史学研究』p63

¹⁴⁶ 板垣雄三・中村平治 「20 世紀アジアにおける帝国主義世界体制の衰退と平和の問題」歴史学研究会 『歴史学研究』495 号 p10

¹⁴⁷ 吉田裕 「1981 年度大会にむけて」歴史学研究会 『歴史学研究』492 号 1981 年 pp48

矢沢の言説で注目すべきは、在日コリアン問題の解決策ないしは問題意識の伝播のために戦後歴史学が無力であったことを次のように指摘する点にある。

「日本の国家史、政治史、社会史、民衆史、人民闘争史、経済史等々、日本の歴史研究と歴史叙述が、その民族問題、あるいは沖縄を含む「民族的」問題の解明に向けられ、組み立てられているかと言えば、残念ながら、そうはいえないのが現実である。もしもそれが行なわれているならば、日本民衆の民族問題や『民族的』問題に対する意識は、もう少し変わっているであろう¹⁴⁸。」

矢沢の言説は、国民的歴史学運動において提起された「民族」の、「周縁」の視点を伴った復刻版といえよう。なお、解決策として記される「方法として民族問題、『民族的』問題を意識化していくことが重要である¹⁴⁹」という一文を裏返すと、歴史学において一定期間にわたり民族の問題が意識されてこなかったことが想定しえる。

それは、戦後歴史学における民族の問題は、すなわち「たたかい」の主体としての「人民」の問題と同値され、支配階級と対峙する一枚岩的な存在として位置づけられていたことによる。その意味で、矢沢が指摘する多民族社会としての日本認識の欠如という批判は、戦後日本の歴史家にとっても免れることの出来ない問題であった。

こうした「周縁」の視点を獲得し、社会史研究が台頭してくることで、70～72年の三年間にわたり人民闘争史を大会の統一テーマ（70年度「歴史における国家権力と人民闘争」、71年度「世界史認識と人民闘争史研究の課題」、72年度「歴史認識における人民闘争の視点」）として掲げてきた歴史学研究会も、73年からは民族と民主主義、国家、地域と民衆などのテーマ（73年度「歴史における民族と民主主義」）を掲げるようになり、「人民闘争による歴史」から脱却をしていくこととなった。

歴研の社会経済史偏重傾向は、82年度版『成果と課題』において木谷勤によって反省の対象となった。「学問内部の問題であるのかそれともマルクス主義を取り巻く政情の変化、とくに現実の社会主義諸国での事態の混迷によるものなのか¹⁵⁰」という問いの下で、木谷はマルクス主義歴史学の停滞に言及した。その際、世界史認識の変化、国家史研究の進展、社会史研究の台頭という三点から、歴研内部におけるマルクス主義的方法論からの乖離が指摘される。マルクス主義は政治体制選択の手段としての魅力を失い、国民の価値観の多様化が生じていた。「戦争か平和か、資本主義か社会主義か」というかつての二項対立は力を失い、核抑止体制の下での「人類滅亡か、生存か¹⁵¹」という全人類的視野が導入された。

¹⁴⁸ 矢沢康祐 「多民族社会としての日本」歴史学研究会・日本史研究会『講座 日本歴史 13 歴史における現在』東京大学出版会 1985 p28

¹⁴⁹ 矢沢 前掲書 p28

¹⁵⁰ 木谷勤 「1970年代の歴史学」歴史学研究会『現代歴史学の成果と課題Ⅱ 第一巻 歴史学と歴史意識』青木書店 1982年 p4

¹⁵¹ 松崎徹 「原爆・平和教育の当面している課題」歴史学研究会『歴史学研究』472号

「反動攻勢」として歴研が規定した勢力に対して、国民は無関心を呈し始め、その無関心こそが「運動に対する最大の敵」として危惧された¹⁵²。80年代初頭のこうした状況の中で、歴史家は「研究対象を思いっきり広げ、より包括的な歴史像を構築¹⁵³」する必要を感じ始めていたのである。

木谷は80年代初頭の歴史学の課題を三点に分けて指摘する。第一に、世界史認識は「あらゆる既成理論や概念を相対化しつつ、捉えなおすように迫られている¹⁵⁴」という言葉を用い、マルクス主義を既成理論として相対化の対象とした。第二の国家史研究に関しては、「既成の国家や政治に関する社会科学の諸概念も当然大胆に再検討し、研究の進展にともなってその有効性を高めてゆかねばならない。¹⁵⁵」として、国家史研究に対する抜本的な見直しを提唱する。第三は社会史研究であり、「70年代歴史学の諸潮流を、戦後歴史学の主流を成してきた学問傾向への反省ないし批判として生まれたもの。¹⁵⁶」として定位する。

上記三点の指摘からは、戦後歴史学を再考する必要性が提示された。戦後歴史学を支えてきたマルクス主義は、既成理論として再解釈すべき対象となった。ゆえに、マルクス主義的階級闘争に理論上の居場所を見出していた人民闘争史観も、再考の対象を免れなかった。

この前提の上、社会史研究は3つの方法によってなされた。第一は、国家や政治体制を社会というレベルから捉えなおすもので、階級を生産関係によるものでなく共通の利害関心やイデオロギーでくくられた機能的な概念と位置づける研究。第二は、人民闘争や社会運動を政治から切り離し、その指導部ではなく底辺の大衆の具体的な生活・意識から明らかにしようとする研究手法。第三は、前近代における被差別階級等の「周縁の人々」に焦点を当てようとする研究である。

こうした研究手法の導入を経て、70年代後半における歴研ではマルクス主義歴史学再考が議論されることとなり、マルクス主義的生産関係の相対化の中で、それまで得られることのなかった民衆意識や周縁の人々の歴史像に研究関心が移行した。それは、人民闘争史から脱却し、民衆内部の多様性への視角を獲得へと繋がる動きであった。

歴研『成果と課題』2000年版は、80年代初頭の歴研における理論的变化に言及が為される。成田龍一は、社会史に代表される1980年前後から台頭してきた「新しい歴史学」によって、従来の歴史学が相対化され、歴史学の方法論や歴史の概念そのものが再考されたとし、次のように述べる。

1979年 p63

¹⁵² 大平聡 「右傾化の流れに抗して思想の自由を守る 2.11 集会参加記」歴史学研究会 『歴史学研究』479号 1980年 p62

¹⁵³ 斉藤純 「教科書検定訴訟を支援する 11月集会参加記」歴史学研究会 『歴史学研究』478号 1980年 p63

¹⁵⁴ 木谷勤 前掲 p11

¹⁵⁵ 木谷勤 前掲 p12

¹⁵⁶ 木谷勤 前掲 p20

「1980年代を通じて出来たことは、「学会」をまとめあげる共通の理解が希薄になってきたということであり、あらたな対抗の軸が登場してきたことである。『戦後歴史学』という従来の歴史学への二方向からの批判は、こうして歴史学の三派の鼎立状況を生むこととなった¹⁵⁷」

成田によれば、この「新しい歴史学」は1980年代初頭において、近代史の分野では「微風程度のもの」であって、従来の問題意識と叙述のスタイルとが圧倒的な影響力を占めていた。しかし、同時期において人民闘争史観が後退し、新たな史観が模索された点で、近代史における「新しい歴史学」の萌芽は確かに存在した。

第二項 第三次教科書裁判の争点と加害意識

歴研は三次訴訟における検定と自民党による要求を「第二次教科書攻撃」として呼称し、「日本の経済成長を自画自賛し、発展した国家を守るために防衛力を強化し、可能なら憲法改正によって軍隊を保持できるようにしたい、そのためにも国民の愛国心を高めようとするもの¹⁵⁸」と批判した。

80年11月の教科書裁判支援集会では、「感性的に戦争の悲惨さを教えるのではなくて、その原因についても論理的な筋道をもって理解させる必要がある¹⁵⁹」との主張がなされた。その背後には、「日本の資本主義発展が他のアジア諸民族の犠牲の上に遂行されてきている¹⁶⁰」という加害者としての自己認識が存在した。

11月には「“教科書の統制に反対し、国民のためのよい教科書をめざす10000万署名”」が主催される。この署名運動の呼びかけ文は、三点の主張¹⁶¹から成る。第一は、教科書攻撃が、恒久平和・戦争放棄・国民主権、基本的人権の尊重という理念に反しているということ。第二は教科書攻撃が研究・教育の国家統制を目的にしているということ。第三は、戦前の日本社会のあり方に対する反省が不在であるということ。ここには一次訴訟に見られたような歴史主体論や反帝国主義的論調は影を潜めている。また、二次訴訟上告審に対

¹⁵⁷ 成田前掲書 p292

¹⁵⁸ 君島和彦「歴史教育と教科書問題」歴史学研究会『現代歴史学の成果と課題 1980－2000 I 歴史学における方法論的展開』2002年 青木書店 p347

¹⁵⁹ 山田渉 「教科書検定訴訟を支援する11月集会参加記」歴史学研究会 『歴史学研究』491号 p62

¹⁶⁰ 江口朴郎・西川正雄 「20世紀のアジアにおける平和と民衆」歴史学研究会 『歴史学研究』495号 1981年 p2

¹⁶¹ 1981年10月2日 歴史学研究会委員会 「“教科書の統制に反対し、国民のためのよい教科書をめざす1000万署名”への、御協力をお願い」歴史学研究会 『歴史学研究』498号 1981年 p69

しては、裁判敗訴となれば教科書攻撃がさらに強まるとの危機意識が提示されている¹⁶²。

82 年 8 月には、社会科教科書執筆懇談会が設立され、佐々木潤之介が代表世話人となった。設立に際しては「教科書検定訴訟を支援する歴史学関係者の会」に事務局が置かれ、設立までの事務担当に当たった。執筆者懇談会は教科書検定規則に則った正誤訂正方法での修正を要求したが、文部省はこれに応じなかった。三次訴訟における支援運動は、君島が「すべての『解決』は先送りにされた¹⁶³」と嘆いたとおり、要求事項に対する文部省の対応は得られなかった。三次訴訟の法廷においては、黒羽清隆、斉藤一幸、宮原武夫、渡辺賢二、石山久夫などによって教科書記述に関する証言がなされた。同年 11 月には、「歴史教科書についての文部大臣談話」において教科書検定に「近隣諸国条項」を加えること、正誤訂正を受け付けないこと、教科書記述には教育現場で対応させること、次回の改定検定を一年繰り上げること、などが明らかにされる。

三次訴訟に対する「懇談会」は、社会運動として十分な成果を生んだものではないが、三次訴訟を通じて歴研内ではアジア・太平洋戦争期に関する多数の研究が生まれた。三次訴訟においては、争点の大半がアジア・太平洋戦争期にかかわるテーマであったために、各テーマごとに弁護団と歴史研究者の共同研究会が組織されたのである。洞富雄や藤原彰らによる南京事件調査会、松村高夫らによる七三一部隊に関する研究、沖縄戦に関する研究が進み、事件の存在を否定する人々との論争を展開した。

これらの研究を通じて戦時における日本軍の加害性が浮き彫りにされることとなった。82～83 年には『昭和の歴史』シリーズが小学館から刊行され、全 11 巻のうち 3 巻分がアジア・太平洋戦争に当てられた。その中で木坂順一郎は以下のように述べる。

「踏まれた足の痛さは踏まれた者にしかわからないといわれている。確かに他人にたいする加害をみとめることはつらいことであり、また加害を自覚することは困難であるかもしれない。しかし、戦争がつねに被害と加害の両面性をもっているかぎり、私たちはこの二つの側面を明らかにすることが必要なのではなかろうか。¹⁶⁴」

木坂が戦争の加害と被害の両面性を指摘するとき、そこには人民闘争史観では捨象された人民自身による加害行為が明記されていた。同様の指摘を、日中戦争部分を執筆した藤原彰も以下のように行なっている。

「軍が治安作戦の一環として、大量殺戮や部落の燃滅による無人地帯化を、組織的にこないさえもした。…（中略）そして、直接の加害者となったのは、動員された日本兵で

¹⁶² 吉田裕 「7.9 教科書裁判口頭弁論と中央大会」歴史学研究会 『歴史学研究』496 号 1981 年 p62-63

¹⁶³ 君島 前掲書 p349

¹⁶⁴ 木坂順一郎 『昭和の歴史 7 太平洋戦争』小学館 1982 年 p17

あった」「占領軍をむかえることとなった日本各地では、大きな混乱が起こった。日本軍が中国で行なった強姦や暴行から類推し、占領軍から婦女子が辱められるのではないかという恐怖感が広がった」「この加害者体験は、日本人の心のなかに、大きな痛みとして残っているはずのものである」¹⁶⁵

このように、人民闘争史観やその背後にあったマルクス主義歴史学が衰退する中で描かれた加害性は、かつての帝国主義論とは距離を置いたものとなった。被害者である「される側」や客体としての「にとって」の視点を重視する言説¹⁶⁶が鹿野政直によって提起されたのも 82 年である。すなわち、「アジア諸国の犠牲」は帝国主義の所作ではなく、人間としての兵士によってなされたものと認識されたのである。加害の主体が人民の敵たる日本帝国「主義」でなく、人民たる日本「兵」であるならば、かつて兵士として戦争に関与した往年の歴史家たちも、その加害主体に組した存在として自己規定をせざるを得ないこととなる。三次訴訟は、こうした歴史家の自己規定とそこから生まれる加害意識表出の契機となったといえる。

小結

歴史学研究会は国民的歴史学運動において「歴史を進める主体」として民族を定位した。国民的歴史学運動が失速した後、民族は諸階級を統合した人民として再生する。階級闘争の具象たる人民闘争により歴史が発展するとした人民闘争史観は、67 年の提唱から 70 年代前半に至るまで、歴研所属の歴史家達の史観を規定した。人民闘争史観からは、被支配者として支配者と「たたかう」人々の姿が強調される。それは、「アメリカ帝国主義」と闘うベトコンの雄姿に代表されるように、戦争を戦い抜く人々の姿を叙述する有効な手法だった。

しかし、支配者と対峙する人民としての自己規定は、人民たる自分自身が闘争の過程で他国の人民を支配し抑圧するのではないかという想定を欠いたものであった。北朝鮮との「人民同志の連帯」からは、かつて日本が朝鮮に対する支配者・抑圧者であり、加害行為を行なったという自己認識が欠落していた。67～68 年の紀元節復活・明治百年祭に際しても、これら施策の背後に想定した軍国主義イデオロギーは、「日本人民」の対立項としてのみ描かれた。

こうした人民闘争史観は、日朝間の人材交流による歴史の掘り起こしやマルクス主義の

¹⁶⁵ 藤原彰 『昭和の歴史 5 日中全面戦争』小学館 1982 年 p20

¹⁶⁶ 鹿野政直 「国民の歴史意識の変化と歴史教育」 歴史学研究会『現代歴史学の成果と課題Ⅱ 1 歴史学と歴史意識』青木書店 1982 年 p60

衰退による過程で、再考を迫られることとなる。「新たな歴史学」の一翼を担った社会史研究は、マイノリティーや弱者にも歴史叙述の焦点を当てた。人民として一枚岩の一体性を想定された人々の中に存在した支配－被支配の関係性は、人民闘争史観の限界を歴史家達に想起させた。

自分が支配者・抑圧者として加害行為を行なったかもしれないという想定は、アジア・太平洋戦争下における日本軍の加害行為を対象とした藤原彰や木坂順一郎の研究を生み出した。これら二名の歴史家は、自己の体験を研究対象としたわけではない。しかし、日本兵の加害行為の事実を収集する問題関心の根底に、元兵士としての自己認識があったのかもしれない。かつて中国戦線で非戦闘員に対して撃鉄を引いたのは、帝国主義でも資本主義でもなく、生身の人間だった。その撃鉄の感触と他者の生命を奪った鉛玉の記憶は、確かに「日本人民」の胸中に残存していた。こうした問題関心を反映し、中国戦線への加害意識が大規模に表出された事例が、第三次教科書裁判であった。

民族から人民闘争、戦争の記憶に至るまで、歴研はいくつもの流行を経験した学会だった。その流行は、特定色のフィルターを通じて過去の事実を解釈するというものである。緑色のフィルターを通じると、赤い文字は目立つが緑色の文字は消えて見える。同様に人民闘争というフィルターを通じると、加害者としての自己認識は透明化してしまい、帝国主義が目立って見えた。透明化して関心の払われなかった部分が、再び意識化されるのは、フィルターが変わった時である。歴研に関してそれは、人民闘争が衰退し、第三次教科書裁判が新たなフィルターとして流行し始める時であった。

第三章

日教組の反戦平和

— 沖縄における加害の「発見」 —

第一節 日教組の設立と「政治化」

日本教職員組合（日教組）は戦後教育改革の過程で生まれた学校教職員の組合である。戦後教育改革が進む 1945 年 12 月、GHQ によって教員組合の結成指令が発せられた。これを受け、同月には全日本教員組合（翌年以降、全日本教員組合協議会）が、翌年には教員組合全国同盟（教全連）が結成される。同様にして結成された大学専門学校教職員組合協議会は、47 年 3 月 23 日、全教協との合流を決議する。全教協は全教連との教育問題会議を経て、4 月 22 日には三団体の統一問題に関して正式調印がなされた¹⁶⁷。ここに、学校教職員が所属するものとしては当時最大の労働組合である日教組が誕生した。

日教組の結成大会は、1947 年 6 月 8 日に奈良県橿原スタジアムで開催された。大会は日教組教職員規約と行動綱領に関する議論を中心に進められ、両者が発表されるに至る。宣言は、「今ここに全日本の教職員五〇万の総意によって大きな歓喜と期待のうちに日本教職員組合を結成した」と宣言した¹⁶⁸。組合規約は日教組の活動目的を以下の三点に表明する¹⁶⁹。

- 一、われらは、重大なる職責を全うするため経済的、社会的、政治的地位を確立する。
- 一、われらは、教育の民主化と研究の自由の獲得に邁進する。
- 一、われらは、平和と自由を愛する民主国家の建設のために団結する。

これらの目的を達成するため、同規約 6 条で活動目的を定め¹⁷⁰、各都道府県の教職員組合が組織され（同規約 7 条）、地区ごとに協議会が設置された（同規約 8 条）。

職員の待遇が第一項にあげられたのは、終戦直後の教師を取り巻く苛酷な環境に由来している。空襲で校舎が焼かれて教育施設は不足し、同僚が戦火に倒れて人材難に陥っていた。また、食糧難と貧困の中で、教師自身が生活を送ることも困難になっていた。このような状況の下、日教組の当面の課題は賃金闘争や団体闘争に設定されたのである¹⁷¹。

48 年の第二回大会では、「労働協約に関する件」、「過重大衆負担反対に関する件」について、具体的方針が策定された。一方、「教育の復興と民主化に関する件」は小委員会に付託

¹⁶⁷ 日教組「結成大会の概要」日本教職員組合『日教組二〇年史 資料集』1970 年 p3

¹⁶⁸ 1947 年 6 月 8 日 日教組結成大会 「宣言」 日教組 前掲書(1970 年) p7

¹⁶⁹ 1947 年 6 月 8 日 日教組結成大会「日本教職員組合設立規約」 日本教職員組合『日教組五〇年史 資料集』1997 年 p428

¹⁷⁰ 6 条の言及する日教組の事業内容は次の 6 項目である。日本教職員組合規約第六条によれば、日教組の事業内容は次の 6 点である。(1)教職員の待遇並びに労働条件の維持改善、(2)学術研究の民主化、(3)民主主義教育の建設、(4)教職員の文化教養、(5)他団体との連絡提携、(6)その他。

¹⁷¹ 小熊英二 『〈民主〉と〈愛国〉—戦後日本のナショナリズムと公共性—』新曜社 2002 年 p359

されるに留まった¹⁷²。第三回定期大会は、「教育復興と民主化に関する件」について具体的方針を定められたが、それは養護学級設置と養護教諭の配置に関するものだった¹⁷³。翌 49 年には、教師の生存権・労働基本権に加え、教育行政の民主化が議題に上った。

日教組にとって転機となったのは、1950 年であった。朝鮮戦争勃発に伴う警察予備隊の設置や公職追放解除、レッドパージなど、いわゆる逆コースの中で、日教組は政治問題への言及を強めていく。第四回臨時大会（50 年 2 月 5 日）において、「反動的な教育行政、不当な人事、経営の独裁化¹⁷⁴」を防ぐための「闘争の目的」が発表された。なお同年、日教組中央委員会は全面講和を求める「講和に関する声明書」、戦争不介入を示す「平和声明書」を発表する。翌 51 年 1 月、中央委員会は「再び教え子を送らない決意」を表明し、全面講和・軍備反対・政治経済の自主性回復・民族の完全独立という「平和四原則」を発表した。この「再び教え子を戦場に送るな」というスローガンは、以後の日教組運動において中核的な概念となり、毎年の大会で掲げられることとなった。以後、「民主教育を守るたたかい」や「平和と民主主義を守るたたかい」の中で、天皇制や安保闘争、教育の国家統制などに関する反対運動が展開されていく。

第二節 戦後政治の中の日教組

第一項 「27 度線」の南から

ベトナム戦争で北爆が本格化した 1965 年、7 月の日教組第 28 回定期大会挨拶で宮之原貞光（日教組中央委員会委員長）は、ベトナム反戦を日教組における労働運動の一部に組み入れるよう呼びかけた。宮之原は「無^マコ^マのベトナム人民に対するナパーム弾、有毒ガスの使用」を続けるアメリカの北爆を侵略行為と規定し、アメリカに協力する日本の姿勢を「ベトナム侵略の片棒をかついでいる」として糾弾した¹⁷⁵。

同 65 年 4 月 28 日には、沖縄返還国民運動会議（沖縄連）主催の海上大会が開催され、日教組からも代表団が送られた。その際、沖縄連が運動目標としたのは、(1)施政権の即時返還、(2)沖縄の原水爆基地化と核持込の禁止、(3)沖縄の植民地化反対、(4)日本国憲法の即時適用、の四点であった。日教組代表団の報告書面には、「異民族支配にいかりを¹⁷⁶」と

¹⁷² 1948 年 3 月 6~8 日 「第二回臨時大会」 日本教職員組合『日教組二〇年史 資料集』1970 年 p10

¹⁷³ 1949 年 2 月 3~5 日 「第三回定期大会」 日本教職員組合『日教組二〇年史 資料集』1970 年 p11

¹⁷⁴ 1950 年 2 月 5 日 「闘争の目的」 日本教職員組合『日教組二〇年史 資料集』1970 年 p14

¹⁷⁵ 宮之原貞光 「戦争の危機と教組運動の課題」 日教組『教育評論』172 号 1965 年 p17

¹⁷⁶ 大津幸夫 「沖縄返還のたたかいを全組織で」 日教組『教育評論』172 号 1965 年 p41

記され、ベトナム戦争との関連の中で反米色の強いものとなっている¹⁷⁷。

復帰運動は反米意識を基調として進められたが、この運動は一方で沖縄戦における日本軍国主義の罪過を掘り起こした。坂本良六（福島県高校全入協議会長）は、沖縄戦の死者における非戦闘員の比率の高さをあげ、以下のように記している。

「本職の戦闘員に防空壕や山寨をおい出されて、砲爆撃の下にさらされた非戦闘員には、唯一の自衛は襲い掛かる敵とたたかう以外に手がなかった。が、それ以上に彼らを〈勇敢〉にしたのは、戦争とは戦って死ぬもの、という観念以外に、人間の生き方を知らなかったのである。¹⁷⁸」

また、慶良間諸島における民間人自決のエピソードが紹介された。紹介されたのは、米軍上陸時に三人の子供の首を鎌で切り落とし、自らも自害を試みたものの失敗し生き延びた 32 歳の女性である。エピソードをもとに、坂本は非戦闘員の最大の死亡理由を「生きて虜囚の辱めを受けず」という戦陣訓にも似た強迫観念であると分析している。そして、この強迫観念を推進した主体とその責任に関し、次のような言及がなされる。

「生き恥をさらすな、皇国国民であることを忘れてはならない—この軍国主義教育の徹底したところで、母親が愛児の首を利鎌で切り落とし、じぶんもノド笛をかき切って相果てるといふ悲劇が起こったわけだろう。そして、この軍国主義教育を計画し、組織し、強制、強行したのは、当時の日本の政治—政府だったのである。¹⁷⁹」

坂本が悲劇の原因を軍国主義や強迫観念といった理念に求めたように、初期の沖縄返還運動において沖縄県民は、表立って日本兵の暴力性を強調しなかった。むしろ、沖縄県民の日本国民としてのアイデンティティを強調するところに特徴があったのである。例えば、喜屋武真栄（沖縄教職員会事務局長）は、次のように記している。

「たとい住民九万二千余人の犠牲の上に、敗北と飢餓と焦土のどん底から得た幾多の冷厳な体験を通してこの島の生き残った人びとの心の帰趨は決まっていたのである。施政権はしばし一歩をゆずっても、精神的資産と基本的権利は『日本国民として』自己を確立しようとの決意が貫いていたのである。¹⁸⁰」

すなわち、「敗北と飢餓と焦土」が誰によって、どのような経緯で沖縄にもたらされたの

177 「平和のアピール ベトナム戦争に反対し平和を擁護するために」『教育評論』172 号 1965 年 p43

178 坂本良六 「沖縄の教育は今」日教組『教育評論』174 号 1965 年 p72-75

179 坂本良六 前掲書 p73

180 喜屋武真栄 「戦後沖縄の教育」日教組『教育評論』180 号 1966 年 p75-76

かを詳細に語りだすと、そこではアイデンティティーを同一視する日本への非難にたどり着く。沖縄県民の大和人に対する異民族意識が存在していたとしても、復帰運動の中では「日本人」として自己規定をしなければ、運動の分裂に繋がりがねなかった。しかし、沖縄教組と連携した以上、沖縄県民が持つ戦時下の記憶が伝わってくるのは不可避的なことである。そこで、沖縄戦の民間人犠牲者を日本軍国主義の所産として糾弾しつつも、沖縄と日本の間に同一のナショナル・アイデンティティーを求めるといふ振れた議論が併存することとなる。

森田俊男（国民教育研究所所長）は、沖和返還運動を支える思想を、沖縄県民と本土日本人との「日本国民としての統一」に求め、本土日本人の沖縄への無関心を「明治政府^マの沖縄差別政策と教育政策」の結果と定位した¹⁸¹。また、学校教育現場においても生徒の沖縄認識を問う授業が社会科などで教えられ、「民族的誇りにみちて沖縄・小笠原が日本であることを教え、沖縄県での祖国復帰[の要求に]にこたえ、沖縄・小笠原返還運動の鮮烈に加わらなくてはならない¹⁸²」（[]内筆者）との自己規定がなされた。しかし「民族的誇り」の文脈からは、米軍の統治政策を非難する言説が本土の教室で飛び交うことがあったとしても、沖縄戦における日本軍と沖縄県民の関係に関する授業がなされる可能性は高くない。一方、沖縄の側からは必ずしも「民族的誇り」が日本人との同一化を意味したわけではない。中野好夫は沖縄県内の高校生のうち、92.5%が日本政府の沖縄政策や県民への差別に対して不満を持っていることを報告している¹⁸³。中野は、沖縄戦による民間人犠牲者を、日本政府による「最大の裏切り」とし、その道義的責任を求めた¹⁸⁴。

第二項 「明治百年」への抵抗

66 年、歴史学者の間で議論となっていた紀元節復活と明治百年祭が日教組においても問題視される。それは、前述のように沖縄県民へ道義的責任を果たすべきだとの主張が行なわれ、戦時下の日本軍国主義の対内的加害性が提起される文脈においてであった。

遠山茂樹は『教育評論』に寄稿した論文中で、「紀元節の歴史は、天皇中心の国家主義と軍国主義の歴史ときり離すことはできない¹⁸⁵」として、その復活に反対している。佐藤伸雄も、紀元節復活が自民党素心会や神社本庁、郷友連盟などの右派勢力によるものであり、その復活を法的に保障すれば思想・表現・学問等の基本的人権が侵害されうると危機意識を提示した¹⁸⁶。9 月 17 日には、九段会館で行われた「“紀元節復活” 反対国民集会」の場に

¹⁸¹ 森田俊男 「沖縄解放と国民教育の課題」日教組『教育評論』189 号 1966 年 p74-76

¹⁸² 原忠彦 「沖縄・小笠原をどう教えるか」日教組『教育評論』189 号 1966 年p81

¹⁸³ 中野好夫 「沖縄を忘れないために—日本人の道義的責任—」日教組『教育評論』190 号 1966 年 p13

¹⁸⁴ 中野好夫 前掲書 p10,13

¹⁸⁵ 遠山茂樹 「紀元節の思想」日教組『教育評論』190 号 1966 年 p53

¹⁸⁶ 佐藤伸雄 「紀元節復活の動向と意図」日教組『教育評論』190 号 1966 年p55-56

において、歴史家の羽仁五郎は「最近の日本の中国侵略戦争および太平洋戦争」中に 2 月 11 日に総攻撃が強要された事例を紹介し、軍国主義との関連性を論じた¹⁸⁷。紀元節復活が軍国主義の表象とされたとき、沖縄返還運動の中で沖縄戦の悲劇性を一部とはいえ提起し、その道義的責任を日本軍国主義に求めた日教組が、紀元節復活に反対しない理由は無かった。以後、68 年の明治百年に至るまで、日教組の中でも紀元節復活・明治百年祭に対する反対運動が展開されていく。

なお、ベトナム戦争に関しては前年に引きつづき宮之原貞光が反戦活動を奨励し、ベトナム戦争を「第二次世界大戦以来の最大の世界平和のピンチ¹⁸⁸」として危機意識を鼓舞している。また、沖縄をはじめとする在日米軍基地からベトナムへ爆撃機が飛び立つ状況から、佐藤政権の「ベトナム侵略戦争への加担」が批判の対象となった。その背後にあるイデオロギーとして、日教組は軍国主義の復活に反対し、太平洋戦争において日本軍がベトナムへ進出した過去の事例を引き出したのであった¹⁸⁹。このように、60 年代後半の教育評論における戦争関連の記事は、ベトナム・沖縄・紀元節および明治百年といった三つの事例を中心に展開していく。

1967 年は、翌年に控えた明治百年祭が問題視された年だった。大江志乃夫は、「日本のいわゆる近代化を賛美することによって、現在の支配体制を賛美し、その支配の永久化を目指すイデオロギー・カンパニア」として明治百年祭を非難した。大江によれば、明治百年祭の背後にある保守思想は、アジア諸国に対する新植民地主義の普及、国民思想の軍国主義化、青少年を対象とした教化、の三点に狙いが定められていた¹⁹⁰。大江の言説は、歴史学研究会における発言と同様に、軍国主義の復活を阻止するために戦時下において日本軍国主義によって国民が強いられた受難を想起させる論法を用いている。そこには、日本軍国主義によって受難を強いられた人々としてのアジアの存在は表明されていない。

一方、大江とともに第 16 次教研全国集会において特別報告を行なった星野安三郎は、意見を異にする。星野は、日本政府による精神障害者調査団（中川一郎団長）の報告をもとに、沖縄戦のトラウマと米軍基地の騒音、および貧困によって、本土の二倍近い精神疾患発生率があることを報告した。その上で、沖縄県民に対して「歴史的にわれわれは、本土の者として反省しなければならない」と述べた¹⁹¹。星野の場合、中国戦線への言及は無いが、沖縄戦による現在に至るまでの被害に対し、自省的姿勢をみることができる。

明治百年として迎えた 68 年は、反軍国主義に彩られた言説が飛び交った年となった。松

187 羽仁五郎 「紀元節復活を陰謀する政府をたおそう」日教組『教育評論』193 号 p23-32

188 宮之原貞光 「ベトナム反戦と日教組運動」日教組『教育評論』191 号 1966 年 p13

189 岡倉古志郎 「ベトナム戦争の重大化と日本人民の課題」日教組『教育評論』193 号 1966 年 p21

190 大江志乃夫 「国民の主権剥奪ねらう明治一〇〇年の思想」日教組『教育評論』197 号 1967 年 p28-29

191 星野安三郎 「沖縄は日本の教師に二つの責任を要請する」日教組『教育評論』197 号 1967 年 p26

尾章一は、明治百年を「われわれ歴史学研究者、歴史教育者にとって、戦後の科学的・合理的な歴史学の貴重な成果を全面的に否定しようとする国家権力の側からの挑戦¹⁹²」として徹底抗戦の姿勢を訴えた。松尾は、高杉晋一と中谷武世の対談において交わされた「日露戦争を日本の侵略戦争だという日本人がいるに至ってはあきれはてたものです」という見解を支えた明治百年の概念の根底に、ファシズム復活への道を感じたのであった¹⁹³。こうした保守イデオログに対して梶谷喜久は、アジア・太平洋戦争期において「武力で侵略したのは日本であって、中国が日本へ侵攻してきたのではない¹⁹⁴」と反論した。また、68年5月の第34回日教組大会において発せられた「運動の重点と展望」においては、「反民主的・軍国主義的教育内容」への反対闘争を展開することは教師にとって「当然の任務」と規定される¹⁹⁵。

第三項 沖縄県民の民族自決と沖縄戦

一方で、明治百年を沖縄よりも重視する運動路線に対しては、沖縄の教師達から反論が起こった¹⁹⁶。沖縄の教師達の要請を受けて、本土の教師達は沖縄を訪れ、現地住民から戦闘体験を聞く動きを始めた。そこで、本土の教師達が痛感したのは、沖縄戦に対する自らの無知であった。西川一郎は、生々しい戦争体験に衝撃を受け、「本土の人間が、沖縄の戦争体験が実感としてわかったといったら嘘になる。¹⁹⁷」と吐露し、「本土の完全な無関心の時代¹⁹⁸」を担ったことに対し、自省の見解を見せた。菊池嘉継（宮崎県教組青年部長）もまた、「南部戦跡に立って涙を流し、国際通りに行つてわれを忘れて、外国製品を買いあさる」同情論的シンパを非難し、自身にも「きびしく自己反省しなければ」戒めている¹⁹⁹。

さらに彼らを驚かせたのは、日の丸を掲げ本土復帰を願う沖縄県民の姿だった。それは、「日の丸を掲げ、君が代を歌えるようになりたい」と涙を流す沖縄県民に対して、「国家権力への批判をうしなつたナショナリズム²⁰⁰」という批判を一部では喚起した。しかし、より顕著であったのは、日教組が軍国主義の表象として非難してきた日の丸を振り、日本人としてのアイデンティティを主張する沖縄県民²⁰¹に対する戸惑いであった。沖縄の教師

¹⁹² 松尾章一 「『明治百年』と戦争への道」日教組『教育評論』211号 1968年 p11

¹⁹³ 松尾 前掲書 p12

¹⁹⁴ 梶谷喜久 「ベトナム和平と日本の選択」日教組『教育評論』215号 1968年 p15

¹⁹⁵ 槇枝元文 「今年度日教組の重点と展望」日教組『教育評論』218号 1968年p45

¹⁹⁶ 知念正直 「明日の日本のためにスクラムを組む—本土教師に訴える—」日教組『教育評論』219号 1968年 p37

¹⁹⁷ 西川一郎 「沖縄への内面の旅」日教組『教育評論』219号 1968年 p49

¹⁹⁸ 西川 前掲書 p52-53

¹⁹⁹ 菊池よし嘉継 「知らなさすぎた沖縄のこと」日教組『教育評論』219号 1968年 p27

²⁰⁰ 新里恵二 「沖縄近代史のなかの教職員層—その民族意識の様態にふれつつ—」日教組『教育評論』219号 1968年 p25

²⁰¹ 菊池 前掲書 p27

達は「日の丸をかかげることも復帰を叫ぶこともタブーとされていた²⁰²」時代を生き抜いてきた。知念正直(沖縄高教組副委員長)が言う「私たちは永久平和を願って日の丸をかかげています²⁰³」という見解と、本土の教師達の見解は著しく乖離していたのであった。

沖縄と本土の間に乖離が存在したものの、日教組は沖縄戦において本土防衛の美名の下に「女子学生にまで犠牲を強要した厳然たる事実²⁰⁴」をもって、日本軍国主義を非難しつつ復帰運動を展開することとなった。

沖縄県民の生身の姿が提示され復帰運動が大詰めを迎える 68 年においては、ベトナム反戦は沖縄に付随する問題として扱われていた。沖縄の基地撤去を要求する以上、沖縄を中継基地として展開したアメリカのベトナム戦争は、非難の対象となる。「沖縄の問題は、…(中略)ベトナム人民にかかわりのある重大な意義を持っており²⁰⁵」という知念や、「沖縄返還(復帰)の要求が実はベトナム人民の抵抗闘争と同じもの²⁰⁶」という岩垂寿の言葉の中に、沖縄をベトナムに従属させる見解を汲み取れる。しかし、同年の『教育評論』は、圧倒的に沖縄に対して多くの言説を割いたのであった。

69 年 1 月には宮之原によって沖縄をベトナムの一環として組み入れる年頭教書が発表される²⁰⁷。沖縄からも「沖縄の激動、それは祖国復帰に向かってベトナム戦争をやめさせ、基地を撤去させるエネルギーのとどめようのない民族の魂の奔流である²⁰⁸」との声が上がった。しかし、同月 28 日に教育研究全国集会が発表した「国民のみなさまに訴える」においては、「ベトナムにおけるアメリカ帝国主義の手痛い敗北²⁰⁹」と記されるのみで、国民への請願内容には組み込まれていない。森川金寿(日教組顧問弁護士)はベトナムを訪問し、米軍の侵攻をジェノサイドと規定しつつも、「日本国民のこの点についてのたたかいがまだ充分でない²¹⁰」ことを訴えた。このように、ベトナム問題の中で沖縄を捉える運動方針が提示されつつも、日教組のベトナム反戦運動は沖縄返還運動に比べて盛り上がりを欠いていた。3 月 28 日、宮之原は方針を転換、「1969 年度の運動の最重点を沖縄(安保)・賃金・教育におきたいと考えている²¹¹」と表明するに至った。

沖縄問題への重心シフトと前後して、学校現場の教師達は代表団の沖縄訪問や沖縄史の教育実践を始めていた。悲惨な戦争を生き抜いた沖縄県民の中には、語り部として本土の

202 宮里テツ 「沖縄に夜明けを」日教組『教育評論』221 号 1969 年 p68

203 知念 前掲書 p39

204 岩垂寿善男 「『沖縄集会』の成功をめざして」日教組『教育評論』211 号 1969 年 p24

205 知念 前掲書 p37

206 岩垂寿 前掲書p24

207 宮之原貞光 「1969 年の展望」日教組『教育評論』225 号 1969 年 p12

208 波照間洋 「沖縄闘争と本土」日教組『教育評論』225 号 1969 年 p32

209 教育研究全国集会 「国民のみなさまに訴える」日教組『教育評論』226 号 1969 年表紙裏

210 森川金寿 「戦争犯罪は続いている—パリ会談下のベトナム—」日教組『教育評論』230 号 1969 年 p17

211 宮之原貞光 「1969 年度の運動の展望について—日教組第 36 回定期大会を迎えるにあたって—」日教組『教育評論』230 号 1969 年 p19

教師達に戦争体験を紹介する者たちも現れた²¹²。語り部達の話をも参考にして、「ひめゆりの悲劇」などを収録した『沖縄読本』が出版され、本土の教師によって平和教育の中に取り入れられた²¹³。教研集会は「沖縄を正しく教える」運動の展開を決定した²¹⁴。一方で、大阪教組は春休みを利用して 200 人の代表団を沖縄に派遣した。しかし、「何度来たっておまえらに沖縄の本当の心がわかるものか」という現地の声にショックを受ける²¹⁵。前年から議論されてきた土教師と沖縄県民の乖離を、宮之原は「沖縄闘争のくみ立て方について、本土側と現場側のズレを感じました²¹⁶」と語っている。

一方、返還に反対する本土の若者世代が現れたのもこの時期においてである。彼らは、ウチナンチュ ヤマトンチュ 沖縄人と大和人を別個の民族として、沖縄人の「民族自決」を必要視し、返還運動と対立した。一方、日の丸を振って本土復帰を願う沖縄県民は、アメリカ人という「異民族支配」から脱することこそが「民族自決」であると考えていたのである²¹⁷。

「民族自決」に関する論争は、植民地略奪闘争に関する議論を喚起した。日教組の平和教育において「朝鮮、台湾、中国などへのわが国の戦前の植民地政策をどう教えてきたのか。²¹⁸」という自己批判が部分的に生まれた。日高六郎が、1 月に表明した朝鮮・中国への侵略批判²¹⁹は、同年 8 月に教師達からの賛同として帰ってきた。しかし、個々の教師の中にもこうした概念が根付いていたわけではない。教師達が感じていた戦争責任は、教え子を戦場に送り、教え子の「首を絞った²²⁰」自身の罪悪感に還元され、教え子がアジアの人間の首を絞ったことまでは想定されていなかった。

第四項 「アジアの中の日本」としての視座

²¹² 上江州トシ 「沖縄教職員婦人部のたたかい」日教組『教育評論』 232 号 1969 年 p36

大田昌秀 「沖縄の施政権返還と『日本人教育』」日教組『教育評論』 228 号 1969 年 p12

²¹³ 若狭蔵之助 「沖縄・安保と私たちのとりくみ」日教組『教育評論』 234 号 1969 年 p44-49

²¹⁴ 隅元勇 「『沖縄で学ぶ』カリキュラムと実践」日教組『教育評論』 232 号 1969 年 p50

²¹⁵ 大阪教組柳川小分会青年部 「沖縄を教える 運動の中から」日教組『教育評論』 232 号 1969 年 p34

²¹⁶ 宮之原貞光 「七〇年闘争を教育労働者はどうたたかうか」日教組『教育評論』 234 号 1969 年 p12

²¹⁷ 喜屋武真栄 「沖縄から本土の教師への訴え」234 号 日教組『教育評論』 1969 年 p23

²¹⁸ 岡広延 「大阪における沖縄略奪闘争」234 号 日教組『教育評論』 1969 年 p59

²¹⁹ 日高六郎 「思想反動と歴史の捏造—戴天仇の詩についての感想—」日教組『教育評論』 1969 年 225 号 p11

²²⁰ 望月宗明 「日教組は『平和』とどうかかわってきたか」日教組『教育評論』 1970 年 240 号 p34

沖縄返還と基地撤去を求めてきた返還運動にとって、安保延長の引き換えとして基地を維持した形での「核抜き・本土並み」返還は到底容認できないものだった。70 年の安保改定に際し、『教育評論』数々の反対意見を掲載した。喜屋武真栄は、「いかに『即時無条件返還』を熾烈に願っている沖縄県民いえども、核を枕に、爆弾を抱いて、毒ガスを吸ってでも早く復帰したいとは思っていない²²¹」と喝破した。また、林茂夫は安保改定と道米同盟をアジアに対する新たな植民地主義・帝国主義として非難した²²²。七〇年安保の時期における日教組の沖縄に関する言説は、ベトナム戦争との関係よりも広域のアジアとの国際関係の中で捉える傾向があった。

アジアとの国際関係の中で日本軍国主義を糾弾する言説は、翌 71 年にも引き継がれた。『教育評論』に寄稿した大内兵衛は、「一日も早く中国に対する侵入、すなわちいわゆる大東亜戦争の責任について中国 7 億の人民に頭を下げて許しを得るのが正しい道である²²³」として謝罪の必要性を訴えた。また梶谷喜久はソンミ村虐殺事件を事例に日本軍の加害を取り上げた。その上で「日本は侵略戦争で惨害を与えた中国をはじめ、アジアの社会主義諸国と民族解放勢力に敵対する政策をとって恥ようとはしない²²⁴」と日本政府の姿勢を批判したのだった。彼らの論稿は中国戦線における具体的な加害内容にも言及され、日本政府の謝罪を必要視する視座を形成していった。沖縄戦の悲劇から日本軍国主義の加害性が提起されたのと同様に、中国戦線における加害もようやく掘り起こされ、軍国主義批判の言説に組み入れられたのである。

71 年は沖縄返還を翌年に迎えていたが、佐藤・ニクソンによる日米共同声明で表明された返還内容に対して復帰協や日教組の反応は冷淡であった。儀間進は、返還の悲願達成を喜ぶことなく、「無表情の沈黙から不安、怒りへと」変わった沖縄県民の姿を報告している²²⁵。日教組は、沖縄返還を日米軍事同盟による海外進出のテコとして批判し²²⁶、沖縄への差別意識払拭を目指す従来の方針²²⁷を維持する。その上で、「72 年の返還で、全てが終わるのではない²²⁸」として運動の継続を滲ませた。

一方、72 年は日教組にとって運動方針の大きな転換をもたらした。紀元節・明治百年・安保改定が実施され、沖縄返還が望まぬ形とはいえ現実のものとなり、従来からの課題は

²²¹ 喜屋武真栄 「沖縄の無条件全面返還を一日米共同声明―」日教組『教育評論』240 号 1970 年 p27

²²² 林茂夫 「『太平洋新時代』への道―70 年代の日本とアジア―」日教組『教育評論』240 号 1970 年 p30

²²³ 大内兵衛 「日本とアジア」日教組『教育評論』258 号 1971 年 p21

²²⁴ 梶谷喜久 「危険きわまりない日本の進路」日教組『教育評論』255 号 1971 年 p19

²²⁵ 儀間進 「祖国に復帰する沖縄の心」日教組『教育評論』261 号 1971 年 p25

²²⁶ 新崎盛暉 「七二年返還とは何か―“本土並み”返還の現実―」日教組『教育評論』261 号 1971 年 p19

²²⁷ 岡本恵徳 「『差別』の問題を通して考える沖縄―副読本『人間』をめぐる問題―」日教組『教育評論』261 号 1971 年 p30-33

²²⁸ 村松喬 「沖縄返還をどうとらえるか」日教組『教育評論』261 号 1971 年 p15

ベトナム反戦のみとなった。そこで、日教組の関心は高物価や公害問題、中教審の教育路線など国内問題へ向かっていく。1月の時点で宮之原が課題としたのは、差別的賃金制の打破、民主教育の擁護、公害教育の重視の三点であった²²⁹。この意識は日教組大会にも引き継がれる。「新しい日教組運動にあたって」と題された声明において、中教審路線を国家主義と能力主義に傾倒していると批判し、運動の第一項目に位置づけた²³⁰。

新路線を特徴付けた要素の一つとして、加害・被害論の受容があげられる。大江健三郎や小田実、吉川勇一などが組織した「昭和一ケタの会」は、小田が提唱した「加害者/被害者」論をベ平連ニュースや新聞各紙を介して普及させていた。日本人が味わった戦争の悲惨さはアジア人に強制した悲惨さと表裏一体のものであり、ゆえに日本人は被害者と同時に加害者でもある、という小田の議論を用いて望月宗明（日教組情宣局）は以下のように述べる。

「昭和一ケタ」の世代は、痛苦の思いを込めて「被害者であるとともに加害者なのかわれわれの立場ではないのか」とみずからに問い直すのである。このあたりを原点にしっかりとおさえなければ、中教審路線と対決する教育労働者の本来的なあり方を追求してみても無駄な作業に終わるだろう²³¹。

彼の言葉を日教組情宣局の公式声明とするならば、日教組は72年1月をもって小田実の「加害者／被害者」論を自己認識の面では受容を表明したこととなる。沖縄返還運動の中で教師達が認識した日本軍の加害事実、七〇年安保・沖縄返還を経て、アジア人に対する加害と贖罪の意識を提起した。そして、その個別具体の加害行為が、加害と被害の一体性という抽象的概念に昇華されたのであった。

一方、ベトナム反戦に関しては日教組代表団が72年3月にベトナムを訪問したものの、その報告は冷静な軍事情勢の推移とベトコンの現状に終始し、「われわれはもっと何かしなければならぬ²³²」という毎度の教訓を得るに留まる。ベトナム戦争をアメリカ帝国主義による侵略戦争としてみなす論調はなおも続き、アメリカの加害性のみが強調された²³³。そこでは「加害者／被害者」論に基づいて、アメリカ兵やベトコンを解釈する視点は垣間見られない。

なお、72年以降『教育評論』における戦争責任論議は急速に減少していく。ベトナム戦

²²⁹ 宮之原貞光 「71年を迎えて」日教組『教育評論』255号 1971年 p12-13

²³⁰ 槇枝元文 「新しい日教組運動の出発にあたって」日教組『教育評論』265号 1971年 p10-11

²³¹ 望月宗明 「加害者・被害者ということ一状況をきりひらく“日本の教育労働者”一」日教組『教育評論』269号 p31

²³² 三原大乘 「戦争と生産、戦争と教育を併進《ベトナム民主共和国訪問記》」日教組『教育評論』276号 1972年 p85

²³³ 佐々木坦 「崩壊するニクソンの“平和”一大詰めのベトナム戦争一」日教組『教育評論』278号 1972年p16-22

争に関しても時事問題欄の掲載²³⁴や、75 年 8 月に日高六郎が「ベトナム人民はついに勝った」「世界の大多数の人々は、このベトナム人民の勝利に共鳴し、感動した」と主情的な寄稿²³⁵を行なう程度であった。

第五項 世代交代と記憶の風化

表出してきたアジアに対する加害と贖罪の認識は、反軍国主義の運動路線を後押しした。学校における日の丸・君が代の問題もまた、この文脈で論じられるようになる。松島栄一は次のように述べている。

「中国をはじめとする東アジアの諸国・諸国民に対して、この戦争の十五年間を通じて、どのように強い・残虐行為などの印象を与えているか、を思いめぐらすとき……（中略）……『日の丸』の方は、単純・簡明な白地に日の丸であるといっても、それだけに、侵略の事実と重なっている²³⁶」

松島に代表されるように、日の丸・君が代は軍国主義に加えアジアへの加害行為の表象として日教組内で扱われ始めた。一方、日の丸を振って本土返還を願った沖縄の教師達は困惑した。松根貞雄（沖縄県教組中頭支部教文部長）は、「正直いって沖縄における『日の丸』掲揚反対闘争は、一定の矛盾と複雑さを持っている²³⁷」と書き残している。その矛盾に呼応するかのようには大城立裕（沖縄資料編集所所長）は、本土と沖縄の民族上の差異を強調する。また、復帰運動の中で「祖国に対して幻想を育てられ、そして沖縄は日本である、沖縄人は日本人に他ならないんだという、素朴極まる教育に育てられた沖縄の子供たち²³⁸」が、戦争体験世代の沖縄県民と異なった認識を持っている現状を指摘した。

こうしたアジアへの加害意識が様々な政治問題に対して投影される一方で、加害の記憶は風化していった。戦争経験を忘却しないためにも、日教組は平和教育の問い直しを主張し始める²³⁹。戦後生まれの教員が急増する中で、かつて軍国主義教育を担った教員は「教え子を戦場に送り出した」ことを自己の戦争責任として吐露した。戦争体験を掘り起こすことを目的とした授業が組まれ、父母の戦争体験や戦没者遺族の聞き取り、被爆者の実態調査などを生徒の課題とした授業²⁴⁰が各地で展開された。

²³⁴ 岩崎信行 「ベトナム和平成る」日教組『教育評論』286号 1973年 p86-87

²³⁵ 日高六郎 「ベトナム人民勝利に思う」日教組『教育評論』324号 1975年 p20-25

²³⁶ 松島栄一 『『君が代・日の丸』/その歴史的 understanding のために』日教組『教育評論』360号 1978年 p24-25

²³⁷ 松根貞雄 「復帰運動の矛盾を克服して」日教組『教育評論』360号 1978年 p40

²³⁸ 大城立裕 「沖縄の歴史と文化」日教組『教育評論』360号 1978年 p45

²³⁹ 松枝元文 「平和教育の問い直しを」日教組『教育評論』375号 1979年 p16-19

²⁴⁰ 長友脩「父母の戦争体験を授業に」p26-28、小竹尚武「戦没者遺族の聞き取り調査」p29-32、松本尚三「戦没者調べをもとに」p32-34、上田圭子「自主的に学ぶ『ヒロシマ』の心」

しかし、調査の対象となったのは、日本人である父母であり、日本人の被爆者だった。当然そこからは死線を彷徨った戦場の思い出や、苦しかった銃後の暮らし、政府の保証制度の不備など被害の記憶に関する言説が噴出した。一方、自らの子供に向かって、他国民を殺めた加害の記憶を語る元兵士は稀であった。自分自身を「人殺し」として自責の念を吐露するならば、自分の子供に「人殺しの子供」という罪科を背負わせることになる。戦場の記憶は父親の胸中に留められた。

ゆえに、戦争の被害に関しては生々しい体験が口承されたものの、加害に関しては60年代に沖縄を訪れた教師達のような衝撃は生まれることは困難であった。80年代初頭には、加害意識は戦争体験者たちの手から離れ、反軍国主義を構成する運動理念の一つに回収されつつあった。

第三節 「朝鮮」への認識と在日コリアン問題

『教育評論』を概観すると、1969年以降「朝鮮」という語を含む題名で約20本の記事が投稿されている。このうち三分の一は76年以前のものであり、残りは85年以降のものである。77~84年には記事が無く、この期間を分水嶺とした前後では、「朝鮮」と題された記事の性格は大きく異なっている。

76年以前においては、在日コリアンの教育環境整備やチェチェ思想賛美に傾倒した記事が目立つ。一方、85年以降は、「在日朝鮮人の存在が見えはじめた一差別する教育から共存する教育へ」などセンセーショナルな題名のもと、チェチェ思想賛美は影を潜める。ここでは、在日コリアンの差別問題や強制連行、朝鮮・韓国人被爆者などアジア・太平洋戦争期における日本の政策とその遺産に関わる事例に焦点が絞られている。こうした変化は、日教組内で何故発生し、どのような経緯で認識が変化していったのだろうか。

69年の『教育評論』では、社会科の教科書における課題が記されている。そこでは、「朝鮮…帝国主義の植民地支配とそれによって作り出された民族的偏見を明らかにすること、および朝鮮における民族解放闘争を学習する中で労働者階級の国際主義について理解を深めること²⁴¹」が課題とされている。この課題のもと、「朝鮮人民の、日本帝国主義に対する独立運動が、抹殺され、日本が『保護』の名の下に植民地支配を強めていった点」を社会科教科書に導入することが目指され、「日本帝国主義の植民地支配下の収奪と搾取についても、これを朝鮮人民にたいする“恩恵”のように捏造する手口」が批判の対象となった²⁴²。

この時期において、『教育評論』にとっての「朝鮮」は、主に北朝鮮のことを示し、韓国

p35-38、翠町中学校生徒活動部「被爆の実態を明らかにする」p39-42

以上『教育評論』394号 1980年

²⁴¹ 原忠彦 「朝鮮（教科書研究—5—社会（特集））」日教組『教育評論』228号 1969年 p88

²⁴² 原忠彦 前掲書（1969） p90

に関する言及は、65 年の日韓共同宣言を批判する文脈の中において使われるのみである。例えば、朴尚得は両国への認識を同誌において以下のように述べている。まず、北朝鮮に関しては、「こんにち朝鮮人民は、偉大な領袖金日成元帥を首班とする朝鮮労働党と共和国政府のまわりに一つの思想、意思でかく団結し、アメリカ帝国主義社のどのような侵略にも対処できる鉄壁の防衛力をつちかっている。」と金日成とチェチェ思想の賛美が中心となる。一方、韓国に対しては、「アメリカ帝国主義者とそのかいらい朴正熙一味の朝鮮における新しい戦争挑発と南朝鮮人民にたいするファッショ的弾圧を決して許さない」という反米・反韓の色彩の強いコメントが為されている²⁴³。

71 年には東京の私立武蔵野高等学校における在日韓国人三世の少女に対する入学取り消し処分が同誌に掲載された。ここでは、「差別の解消に大きな役割を果たすべき教育が、むしろ、差別を助長する方向に機能している」と差別に対する教育問題として「朝鮮」が取り上げられている。その中で、稲富進（大阪府城陽中学校教諭）は、「在日朝鮮人の民族的権利保障というスローガンをかかげても、実態的には動いていかない現実の厳しさがある²⁴⁴」とコメントしている。日本社会に根付く差別構造が厳然として存在することが提示されると共に、現場の教師にとって差別解消を目指した教育がいかに難しいものであるかが垣間見られよう。

しかし、稲富のような現場視点の「朝鮮」認識は、日教組が公式に発する言説としては稀有な例であった。72 年には日教組代表団 10 名が新聞記者 5 名と共に北朝鮮を訪問し、チェチェ思想への賛辞はさらに強化される。11 月 16 日、日教組と朝鮮教育文化職業同盟は次のような共同声明を発している。

「日本教職員組合代表団は、チョソン労働者階級と人民が敬愛する首領キム・イルソン首相の賢明な指導のもとに、革命とあらゆる分野において首領の偉大なチェチェ思想を立派に具現し、14 年という短い期間に工業化の歴史的課題を輝かしく実現することによって、自らの国を自立的で現代的な工業と発展した農業をもつ社会主義国に発展させ、偉大な教育者であるキム・イルソン首相のチェチェ的な教育思想と社会主義教育学の原理を貫いて 10 年生高等中学義務教育を実施したことをはじめ、人民教育の事業において目ざましい成果を収めたことを高く評価し、チョソン労働党第五回大会が提示した六ヵ年計画の雄大な課題を高くかけ、社会主義の完全な勝利と祖国の自主的平和統一を促進させる闘争に新たな成果があると心から念願した。²⁴⁵」

²⁴³ 朴尚得 「朝鮮をめぐる最近の情勢ーアメリカ帝国主義の戦争挑発とファッショ暴圧について」日教組『教育評論』231 号 1969 年 p75

²⁴⁴ 稲富進 「在日朝鮮人子弟の教育と教育労働者の課題」日教組『教育評論』279 号 1972 年 p85

²⁴⁵ 1972 年 11 月 16 日 日教組・チョソン教育文化職業同盟 「日教組訪朝団のチョソン民主主義人民共和国訪問に関する共同コミュニケ」『日教組四十年資料集（一九七〇～一九八五年）』日本教職員組合 1988 年 p764

この声明における修辞は外交儀礼的要素があるとはいえ、チェチェ思想と金日成への賛美が強く反映され、北朝鮮の教育体制を模倣するために訪朝した代表団の目的意識が投射されたものとなった。

代表団の帰国後、『教育評論』において座談会が組まれた。奥山えみ子（日教組婦人部長）をはじめとして、「若く、明るく、勉強する国²⁴⁶」という北朝鮮認識が提示され、チェチェ思想が貫かれた教育体制を模倣すべき議論がなされた。そこでは、訪問当時の北朝鮮の状況が主に語られ、アジア・太平洋戦争期との連続性については、日教組側からの言及は乏しい。毎日新聞記者の田中正延は「過去において日本人が誤った朝鮮人支配をやってきたことの残滓」、「かつての日本が朝鮮を植民地支配をした抑圧の歴史」とコメントをする²⁴⁷。一方、日教組側からは、北朝鮮における識字率の議題に対し、「それは日本字で？」（奥山えみ子）、「朝鮮総督府時代のものだから」（福島昭男）というやり取りがなされるに留まる²⁴⁸。

なお、差別問題に関しては、「日本の被支配国民という立場から三〇年、今なお、日本で生きるためには様々な権利を剥奪されているのが在日朝鮮人である²⁴⁹」との規定がなされる。この投稿記事では、在日コリアンの中学卒業以降の進路を改善するために、在日コリアン同士の団結を求めている。また、団結を促そうとする活動においても、在日コリアン内部で陰湿な差別が行なわれている状況が報告されている。

かつて日教組は、総評をはじめとする 75 団体と共に「在日朝鮮人の帰国事業と民族教育を守る連絡会議」を結成し、帰国事業を促進した主体の一つであった²⁵⁰。ゆえに、帰国事業が終了した 84 年以後には、こうしたチェチェ思想賛美の論調が影を潜め、日本国内における差別問題が中心に据えられた。85 年には「在日朝鮮人の存在が見えはじめた」と題するエッセイが掲載され、国籍を理由に教諭としての内定取り消しを受けた梁弘子^{ヤンホンジャ}の事例が紹介される。このエッセイの中で、執筆者である小沢有作は「在日朝鮮人の存在が見えないということが、実は最大の民族差別である²⁵¹」として、在日コリアン問題を軽視してきた文部省を批判した。

87 年には『教育評論』において在日コリアンの差別解消を目指す特集が組まれた。原水禁運動において孫振斗裁判を支援してきた中島竜美によって、外国人被爆者に対する「渡

²⁴⁶ 福島えみ子他「座談会 貫かれたチェチェ思想—朝鮮民主主義人民共和国を訪問して—」日教組『教育評論』287号 1972年 p85

²⁴⁷ 福島えみ子 前掲書 p91,p92

²⁴⁸ 福島えみ子 前掲書 p88

²⁴⁹ 三宅よし子 「連帯と支えが道をひらく—在日朝鮮人の進路保障—」日教組『教育評論』287号 1972年 p83

²⁵⁰ 1968年5月7日 日教組第34回定期大会「平和と独立民主主義を守るたたかい」『日教組20年史資料編』労働旬報社 p1160

²⁵¹ 小沢有作 「在日朝鮮人の存在が見えはじめた—差別する教育から共存する教育へ—」日教組『教育評論』456号 1985年 p57

日治療制度」廃止（86 年末）が非難された²⁵²。田中宏（愛知県立大学教授）は在日コリアンの生徒が日本名を捨て本名を名乗ることの困難性を、日本社会の“病める姿”として問題視し、現場教師による差別解消策を求めた²⁵³。駒崎亮太（神奈川県湘南高校教諭）は、「攻めるほうが強く（だから正しく）、攻められるほうが弱い（だから悪い）」という生徒達の戦争認識を指摘し、この傾向の下で在日コリアンの生徒が戸惑う様を報告した²⁵⁴。これらの在日コリアン問題に対する言説をもとに、稲富進は以下のような総括を行なっている。

「広島や長崎で数万人もの朝鮮人が被爆した事実、そしてその背景に日本帝国主義の苛酷な朝鮮侵略があったことを想起すれば、反戦・平和の運動をたんに被害の立場から追及するにとどまらないで、アジア諸地域・諸民族にたいする加害の立場にもあった日本という視点からのとりくみの方向を明らかにすることが重要だと考えた²⁵⁵」

稲富の総括は、アジア・太平洋戦争における被害と加害の両面性を提示し、外国人被爆者の存在や、戦前の朝鮮支配の問題に対して、81 年の第三次教科書裁判で争点となった加害性を盛り込んだ内容となった。中曽根政権下の保守政治とそれに対する反動という文脈の中で、日教組が機関紙に掲載する言説としては、稲富の総括は不自然な物ではない。しかし、日教組は 70 年段階ですでに日本兵の加害性を国際的視野に基づき糾弾していた。同様の視野が朝鮮半島に向けられた時期として、87 年は遅すぎた。そして上述の総括内容も、70 年代の議論的蓄積を十分に反映しているとはいいがたい。戦時下の被害と加害を表裏一体とする議論は、66 年段階で小田実が提示していた。また、孫振斗裁判は 72 年に始まり、78 年 3 月に結審している。アジア・太平洋戦争における侵略性を争点とした教科書裁判三次訴訟も、起訴からすでに 6 年が経過していた。この意味で、87 年に組まれた在日コリアン特集は、他団体が提示してきた議論に対する鈍い反応の所産であった。

以上のように、日教組による「朝鮮」認識は、北朝鮮の金日成体制およびチェチェ思想への賛美から、アジア・太平洋戦争下における戦争責任の一角として変遷してきた。在日コリアンの被差別状況や進路保障などは、現場の教師達によって 60 年代から問題視され、その解決に向けて議論と実践が続けられてきた。しかし、在日コリアンを取り巻く外交関係や戦争責任の問題に関しては言及が乏しく、反軍国主義運動で培われた加害意識が反映されるまでには時間がかかりすぎた。

²⁵² 中島竜美 「被爆ナショナリズムはもうたくさん—— “” 朝鮮人被爆を抹殺してきた戦後政治の構図」 日教組『教育評論』483 号 1987 年 p42-44

²⁵³ 田中宏 「在日朝鮮人教育をめぐる現状と課題—日本社会の“病める姿”を反映—」 日教組『教育評論』486 号 1987 年 p18-23

²⁵⁴ 駒崎亮太 「副読本『わたしたちと朝鮮』にこめる想いとそれへの応え」 日教組『教育評論』486 号 1987 年 p43

²⁵⁵ 稲富進 「在日朝鮮人教育運動と実践の発展を目指して」 日教組『教育評論』486 号 1987 年 p33

第四節 教科書裁判と教師達

第一項 教育権の所在をめぐる

家永三郎が一次訴訟を提起した後、教科書裁判支援組織である「教科書検定訴訟を支援する全国連絡会」が組織され、日教組は「連絡会」に参加する。以後、「連絡会」の運動に準じて、日教組は教科書裁判に参加していく。しかし、教科書の記述に対して日教組内で恒常的な議論が行なわれていたわけではない。日教組大会や『教育評論』において、教科書裁判に関係する言説が交わされるのは、各判決の前後に集中している。

第一の波は杉本判决（二次訴訟第一審）が下された 1970 年である。裁判には 5 名の日教組所属教員が証人として出廷し、『教育評論』で経過報告が組まれた。また、各地の教組や高教は、ビラやパンフレットの作成や勉強会を主催した。杉本判决は検定不合格処分を取り消しを求め、「子どもの教育を受ける権利に対応して子どもを教育する責務をになうものは親を中心として国民全体である」として教育権は国民に所属するとした²⁵⁶。判決直後、日教組は「戦後の民主教育の精神と国民の教育権をあきらかにしたものであり、現場教師に大きなげみを与え、同時に子どもたちに真理・真実の学習を保障する上で大きな役割を果たした²⁵⁷」と声明を発表した。

7 月 17 日の判決から一ヵ月後の 70 年 8 月、『教育評論』は別冊特集号を組み、杉本判决を諸手を挙げて歓迎した。特集号における言説は、杉本判决に基づく「国民の教育権」の所在に焦点が絞られた。日高六郎は、「[臨時ニュースが]判決は国民の教育権をみとめたといったえたと、私は身内に電光がはしるような感じがした。やがて私は涙ぐんだ²⁵⁸」([]内筆者注)と自身の感動を伝えている。東幸一郎（東京都立大森高校定時制分会）は、思わず眼頭が熱くなった²⁵⁹と述べ、米沢純夫（東京都九段小学校分会）は「文部省困るんじゃないか」「大体、でかい面しすぎるよ」と現場教師の声を報告した。

宮之原貞光は「教育権は教師を含む国民にある²⁶⁰」として、運動の更なる発展を課題と

²⁵⁶ 裁判所ホームページ 昭和 42(行ウ)85,検定処分取消訴訟事件,昭和 45 年 07 月 17 日,東京地方裁判所 判決文全文

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/F6D14CC07FE3086749256D41000B0CF9.pdf>

2007/12/01 アクセス

²⁵⁷ 1970 年 7 月 17 日 「杉本判决に対する日教組声明」 日教組『日教組四〇年資料集』1988 年 p537

²⁵⁸ 日高六郎 「家永裁判勝利の意味するもの—70 年代の国民教育と国家教育—」 日本教職員組合『教育評論』70 年 8 月臨時増刊号 p10

²⁵⁹ 東幸一郎 「自主編成に結びつけて」 日本教職員組合『教育評論』70 年 8 月臨時増刊号 p55

²⁶⁰ 宮之原貞光 「とびらのことば」 日本教職員組合『教育評論』70 年 8 月臨時増刊号 p5

して掲げた。尾山宏（日教組顧問弁護士）も「わが国における国民の教育権の確立の重要な契機、一過程²⁶¹」として、一審の成果と上級審への展望を行なった。一方、橋本章男（日教組副委員長）は、勤評論争以来の日教組の活動路線の成果として勝訴を評価しつつ、「日教組は全体として六〇万の組織の地力が必ずしも、十分に発揮されなかった面がある²⁶²」として総括した。

このように、杉本判決に関する日教組の反応は、「教育権」の所在を国民に求めた判決趣旨に対する賛辞に終始していた。それは、本多公栄が文科省の教育観として批判した、(1)教育権は国家にある、(2)教師は権力の伝声管である、(3)子供は資本の要求どおりに育てる、という3項目²⁶³に対する勝利宣言であった。

第二は、74年7月16日の高津判決（一次訴訟第一審）直後である。高津環裁判長は、国家の教育権を認めて教科書検定制度を合憲としつつ、「文部省の検定基準に照らしても一部に不当な点が認められる」として、国側に10万円の損害賠償の支払いを命じた。一次訴訟の証人27人のうち13人（現場教師10人、教組関係3人）を送った日教組は、杉本判決と対立する高津判決へ攻勢を強めた。日教組は即日抗議声明を発表、「本日の判決は、本質的には政府・自民党による司法の反動化に屈し、憲法、教育基本法に違反した極めて政治的な反動判決である²⁶⁴」と表明した。

判決を受け、『教育評論』上にも批判が展開された。浅羽晴二（東京都高井戸中学分会）は、「残念ながら高津裁判長には、戦前の教育によるひどい後遺症のためか、歴史感覚に乏しく、歴史的現実を見ぬく力はなく、この一〇年間の膨大な資料は、彼らにとっては馬耳東風であった²⁶⁵」と激しく非難する。杉本判決が示唆した「教師による教育の自由」を否定した高津判決は、教師達の戸惑いを生むこととなった。それは、永井憲一の「教師の教育の自由をどの程度に認め、あるいは制限ないし否定しているのか、ということについてははなはだ曖昧で不明確²⁶⁶」という言葉に集約されていた。

74年7月当時、「連絡会」の構成人数は杉本判決時の900名から4年の間に2万名へ拡大していた。しかし、高津判決によって原告側が不利になったことを受け、「訴訟支援全国連の組織と運動は、まだきわめて不十分²⁶⁷」とされ、更なる運動拡大が目指された。

²⁶¹ 尾山宏 「教科書判決の内容とその意義」 日本教職員組合『教育評論』70年8月臨時増刊号 p16

²⁶² 橋本章男 「教科書闘争をどう進めていくか」 日本教職員組合『教育評論』70年8月臨時増刊号 p45

²⁶³ 本多公栄 「信託の重みを痛感」 日本教職員組合『教育評論』70年8月臨時増刊号 p53

²⁶⁴ 1974年7月16日 「高津判決に対する日教組声明」 日教組『日教組四〇年資料集』1988年 p576

²⁶⁵ 浅羽晴二 「教育現場からの怒り」 日本教職員組合『教育評論』310号 1974年 p83

²⁶⁶ 永井憲一 「高津判決の内容と問題点」 日本教職員組合『教育評論』310号 1974年 p75

²⁶⁷ 徳武敏夫 「裁判闘争の経過と展望」 日本教職員組合『教育評論』310号 1974年 p80

第二項 加害責任の追及とその挫折

第三の時期は、三次訴訟開始前の 1981 年である。80 年の『教育評論』は 3 月号の特集のみで教科書問題が扱われ、浅羽千之助や渡辺正夫らによって支援活動の概要と総括²⁶⁸が記されるのみであった。しかし、自民党保守派議員による教科書記述への批判は、日教組の反軍国主義運動再開を促すこととなった。「第二次教科書攻撃」と呼ばれた一連の動きには、歴史認識に留まらず、血縁的共同体としての家制度擁護など保守イデオログが総花的に盛り込まれていた。公民教科書は老人福祉施設の写真を掲載したことを理由に、「老人ホームを推進している」とのレッテルが張られた。国語教科書に至っては「おおきなかぶ」がロシア民話であることを理由に自民党調査局政治資料研究会議の非難を受けた。

4 月 28 日、日教組は文部省に対して要求書を提出し、82 年度供給本の書き換えへの動きを非難し、84 年度版供給本の書き換え要請を受け入れないよう要請する²⁶⁹。また、6 月には教科書攻撃が「平和や民主主義を一層発達させようとする観点ではなく、自民党の党利党略の立場」で為されているとの見解を発表した²⁷⁰。7 月 17 日には、教科書問題についての運動方針が発表され、各自治体内での教科書無償措置・教科書攻撃の不当性に関する決議要請に加え、検定制度廃止・国定化反対のための運動が呼びかけられた²⁷¹。

これらの影響を受け『教育評論』には、再び反軍国主義的な論調が目立ち始める。『教育評論』6 月号では、教科書攻撃に関する特集が組まれた。本多公栄によれば、「第二次教科書攻撃」の展開は、教科書内容に対する偏向キャンペーンに加え、教科書内容の強制的な書き換えと検定制度の見直しに自民党の目的が据えられていた²⁷²。星野安三郎は、検定教科書によるなし崩しの改憲が自民党の企図であるとし、「政治家・権力者による嘘やデマは大きな力を持つが、それには一定の限界がある²⁷³」と述べた。福島昭男は自民党の教科書攻撃を「軍国主義化の中心課題」と位置づけ、総力を挙げて立ち向かうよう呼びかけた²⁷⁴。

²⁶⁸ 浅羽千之助「教科書検定一過去・現在・未来」、渡辺正夫「教科書採択を私たちの手で」小林和「教科書裁判の現況と支援活動」、豆田敏夫「広域採択の弊害にぶつかって」、その他では吉原とよ、大塚靖子、福田元信などの寄稿。

以上、『教育評論』392 号 1980 年 p20-46

²⁶⁹ 1981 年 4 月 28 日 「中学校社会科分野の『前面書きかえ』を中心とする教科書問題に対する要求書」 日教組 『日教組四〇年資料集』1988 年 p578

²⁷⁰ 1981 年 6 月 11 日 「今日の教科書問題に関する要請書―「偏向教科書」攻撃に関する見解―」 日教組 『日教組四〇年資料集』1988 年 p580

²⁷¹ 1981 年 7 月 17 日 「教科書問題についての一九八一年度運動方針」 日教組『日教組四〇年資料集』1988 年 p584-586

²⁷² 本多公栄 「教科書攻撃の虚構とそのねらい―良い教科書とはあにか―」 日本教職員組合 『教育評論』406 号 1981 年 p33

²⁷³ 星野安三郎 「憲法と教科書について」 日本教職員組合『教育評論』406 号 1981 年 p38-42

²⁷⁴ 福島昭男 「体制あげての攻撃に総反撃を」 日本教職員組合『教育評論』406 号 1981

三浦孝啓（日教組情宣局）は、教科書攻撃の黒幕を統一教会系団体である世界平和教授アカデミーに求め²⁷⁵、大森典子（教科書裁判原告弁護団）は、「訴えの利益なし」とする国側と徹底抗戦する姿勢をアピールした²⁷⁶。

翌 82 年 4 月 8 日、最高裁は二次訴訟上告審において、東京高裁差し戻しを決定した。「本訴が昭和五一年三月三十一日の経過により訴えの利益を喪失した²⁷⁷」とする判決は、日教組にとって容認できないものであった。尾山宏（日教組顧問弁護士）は、文部省側が「訴えの利益」を持ち出した理由を、「文部省が勝たないまでも、負けなための方策²⁷⁸」と分析した。しかし、差し戻しが決定された時点では、彼の分析は現実的な影響力を持つものではなかった。「教科書にかけられている全面的な攻撃も、この憲法改正へ路線であり、その布石²⁷⁹」として 3 月に「教科書攻撃」への対抗姿勢を見せた日教組は、苦しい立場に追い込まれることとなった。8 月、日教組は緊急要求書を文部省に送り、要求事項第一項で「日本国の侵略戦争と植民地支配にたいする深い反省を明確にすること²⁸⁰」を求めた。9 月にはこの要求が「政府にはアジア諸国民に対する戦争や植民地支配による加害責任の自覚が欠如している²⁸¹」という政府批判へと発展する。

83 年 1 月、軍縮教育国際シンポジウムにおいて、槇枝元文は教科書裁判支援を訴えた。その際、槇枝の演説を特徴付けるのは、アジア・太平洋戦争下の日本軍による加害の具体的事例に言及したことである。彼は次のように海外からの参加者に教科書問題を紹介する。

「日本軍による南京大虐殺を、中国住民の暴力的抵抗、反撃に対する措置として合理化したり、朝鮮人民の植民地解放、民族独立の運動を単なる暴動と書きかえさせるなど、いくつもの歴史の改ざんが行なわれているのであります。これらは、すべて日本が帝国主義時代に犯した歴史的犯罪行為を、教科書のなかで隠蔽し、あるいは薄め、あるいは美化し、

年 p46

²⁷⁵ 三浦孝啓 「教科書攻撃をめぐる背景」 日本教職員組合『教育評論』406 号 1981

年 p46

²⁷⁶ 大森典子 「さしせまる教科書裁判のたたかい」 日本教職員組合『教育評論』406 号 1981 年 p50

²⁷⁷ 裁判所ホームページ 「昭和 51(行ツ)24, 検定処分取消, 昭和 57 年 04 月 08 日, 最高裁判所第一小法廷」 判決全文

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/372B204C8FADD6AA49256A8500311FC1.pdf>

2007/12/01 アクセス

²⁷⁸ 尾山宏 「最高裁判決の評価と裁判の今後」 日本教職員組合『教育評論』420 号 1982 年 p46

²⁷⁹ 槇枝元文 「平和・軍縮教育の積極的なとりくみを」 日本教職員組合『教育評論』417 号 1982 年 p20

²⁸⁰ 1982 年 8 月 31 日 「教科書問題に対する緊急要求書」 日教組『日教組四〇年資料集』1988 年 p596

²⁸¹ 1982 年 9 月 4 日 「社会科教科書執筆者懇談会『声明』」 日教組『日教組四〇年資料集』1988 年 p597

さらに合理化して、誤った歴史を後世に伝えようとすることに外なりません。²⁸²」

一次訴訟・二次訴訟において、日教組は日本軍国主義の侵略性を問題視してきた。しかし、南京などの具体的事例に踏み込んだ言説を公式に表明するのは、82年8月以降のことであった。

日教組の公式声明や楨枝の発言を受け、『教育評論』には具体的加害行為を紹介する記事が掲載された。中国を旅した富山妙子（画家）は、皇民化教育の中でも朝鮮名を貫き通した女性の生涯や、徴用された慰安婦の存在を紹介した。その上で、「戦争責任を追及できなかった私たち市民²⁸³」としての自己像を見出した。川副忠子（長崎県古河小学校分会）は、日教組「平和と民族の分科会」の活動報告を行なった。ここでは、「沖縄・ヒロシマ・ナガサキの悲惨な体験をなぜしなくてはならなかったのか、戦争責任を明らかにしなくてはならない」という対内的加害問題に加え、在日コリアンやアイヌなどマイノリティーへ配慮した教育の重要性が指摘されている²⁸⁴。

こうした戦時下の加害性が教科書裁判の中に盛り込まれる一方で、戦争の加害責任を伝える教育が浸透したわけではなかった。戦争体験の風化が叫ばれる風潮の中では、「どうもシラケムードが漂ってしまう。…（中略）…いくら戦争の被害や悲惨さを伝えたところで、唱える側の加害性について、やはり気配りが必要なのである²⁸⁵」というのが、現場教師の声であった。また、80年代初頭には、教師の多くが戦後生まれとなり、教師自身が「戦争を知らない子供たち」と自己規定するほどであった²⁸⁶。終戦時に新卒として教員になった人々も、82～83年には還暦を向かえ、教育現場から遠ざかった。教師達の間に進んだ世代交代は、戦争体験の風化の一端を担ったのである。こうして、教科書裁判に関する『教育評論』の言説は81年を最後に下火となり、83年には一切姿を消す。84年、85年には戦争体験風化の防止として記事が掲載されるのみである。

以上のように、日教組の教育裁判に対する運動と言説は、各訴訟の判決前後において集中しているものの、それ以外の期間に関しては蓄積の浅い領域であった。一次訴訟と二次訴訟に関しては、「国民の教育権」が争点となり、教師の教育の自由が認められるか否かが争点となった。それは、日教組が教師の就労環境を最大の争点とした組織であることからして、当然の帰結であったといえる。三次訴訟の前には、日本軍の加害性を強調した議論

²⁸² 楨枝元文 「『教え子を戦場に送らない』決意新たに」 日本教職員組合『教育評論』427号 1983年 p46

²⁸³ 富山妙子 「戦争の惨禍」 日本教職員組合 『教育評論』428号 1983年 p28-29

²⁸⁴ 川副忠子 「高まる戦争への足音を前にして」 日本教職員組合『教育評論』429号 1983年 p46

²⁸⁵ 越田稜 「『戦場』を駆ける子どもたち―教える側に問われているもの―」 日本教職員組合『教育評論』450号 1984年 p22

²⁸⁶ 例えば、村上治昭「僕らは戦争を知らない」、遠藤光江「戦争を知らない者であっても」、古城正美「戦争を知らない世代の平和への思い」など。以上、『教育評論』458号 1985年 p48-55

が行なわれたが、世代交代や記憶の風化も手伝って、恒常的なトピックとは成りえなかった。

また、80 年代初頭においてこうした傾向が生まれたのは、上述の理由だけによるものではない。当時の教師達が直面していたのは、シンナーや暴力行為によって「荒れる学校」の問題だった。教師達は非行をくり返す生徒達の対応に追われ、教科書や軍国主義など教室の外側で生じる政治問題にまで手を広げる余裕など持てなかったのである。荒れる学校を舞台とした TBS ドラマ「スクール☆ウォーズ」が人気を博したのも、84～85 年のことであつた。ドラマ中で「ここは学校じゃない、戦場だ」と語った熱血教師も、実際の戦場を知らない戦後生まれの若者だった。

「その後、非行とか、校内暴力、家庭内暴力がクローズアップされてきたために教育行政と教育現場との根本的なあり方を問う教科書裁判がだんだん意識から落ちていったことも、否定できない事実²⁸⁷」

とは、皮肉にも家永自身が 82 年に日教組に語った言葉である。

²⁸⁷ 家永三郎 「信念を貫く授業を」 日本教職員組合『教育評論』420 号 1982 年 p43

小結

終戦後の GHQ による教育改革は、教育現場を激変させた。教育勅語に基づき報国の理念を提唱していた教師達は、終戦を境として自由と民主主義を賛美し始めた。学校教育は軍国主義から民主主義へと一変する。しかし、これは教師達の突然の変化に戸惑う生徒達の視点である。

特高や配属将校に睨まれていた教師達は、解放の息吹の中で民主主義を賛美し、教育勅語を信奉した軍国主義的教師も葛藤の末に教育方針を変えた。すなわち、僅かの間に教師達の価値観や信念が 180 度転換したわけではなく、既成の価値観をある者は表出し、ある者はひた隠したに過ぎない。例えば、金沢嘉市は、「まことに恥ずかしく見苦しいことではあったが、私は教師という仕事にしがみつき、子どもにわびながら教科書に隅を塗らせた²⁸⁸」と当時の葛藤を自責の念と共に明らかにしている。

金沢のような教師を仕事にしがみつかせたのは、食糧難や貧困など終戦直後の混乱であったのだろう。生きていくためには、定期的に給与を得られる地位を離れるわけにはいかなかった。しかし、その教師も苛酷な就労環境と低賃金に悩まされていた。日教組が設立されたのは、こういう状況の下である。

当初、賃金と就労環境を争点としていた日教組は、逆コースの嵐の中で政治色を強め、軍国主義批判を展開し始める。それは、民主主義的・自由主義的教育擁護という日教組の姿勢を形成した時期でもあった。同時に、マルクス主義が日教組内部で多くの構成団体に影響をもたらし、反米色が強まっていく。こうした思想的傾向が「アメリカ帝国主義」批判として噴出した事例こそが、沖縄返還とベトナム反戦であった。

特に沖縄返還に関しては、民族自決の理念に基づき「27 度線」の撤廃を要求した。その過程において、本土教員は沖縄教組との密接な関係を持ち、沖縄戦における日本軍の暴虐や、戦争のトラウマと差別に苦しむ県民の姿を発見する。1965 年、本土の沖縄に対する無関心の中で、沖縄を訪問した教師達は自らの衝撃と反省をもとに、沖縄戦における「友軍」の加害事実を広める言説を展開した。

一方、ベトナム戦争に関しては、大会決議で反戦姿勢が提示されたものの、具体的施策は小規模な訪問団を送る程度であった。沖縄のように密接な人材交流があったわけでもなく、訪問団もベトナム語に精通していたわけではなかった。結果、『教育評論』に記載された記事は、冷静な軍事情勢の推移が中心となり、反戦運動事態も宮之原が不十分だったと評価するに留まった。沖縄問題をベトナム反戦の観点から捉えようとした日教組の方針は、転換を余儀なくされる。

こうした沖縄に対する加害認識は軍国主義批判を促し、保守勢力が推進した紀元節復活や明治百年祭にたいする反対闘争を生み出した。特に 70 年の安保争議の後には、71 年にはアジアとの国際関係に対する視野が広がり、反軍国主義運動の中でアジアへの加害が語ら

²⁸⁸ 金沢嘉市 「再び過ちをくり返さないために」 381 号 1979 p20

れ始めた。その際注意すべきは、教師自身の従軍経験が公式の場で語られたわけではないことである。教師達の感じた戦争責任は、教室で殉国の理念を喧伝し、教え子を戦場で死なせたことに対する良心の呵責であった。実際に戦線で加害行為を行っていない教師達がアジアや沖縄への加害を語るとき、それは日本兵という匿名の存在がいかに残酷であったかを伝聞に基づき述べることとなる。教師達の間で、戦死した教え子と残忍な日本兵が同一者であるという想定は希薄であった。兵士の加害責任は、日本兵の帰属する日本国に対して求められ、反軍国主義的理念の中に組み込まれていく。

沖縄に対する言及は、72年の返還以後影を潜める。一方、72年には「昭和一ケタの会」との関係の下で、小田の「加害者／被害者」論が日教組情宣局員によって提示された。小田の議論は、日教組内では沖縄戦における加害の解釈として扱われ、朝鮮人強制連行に対しては適用されてなかった。在日コリアンへの差別問題はたびたび取り上げられたが、彼らが在日たる理由が本格的に論じられるには、85年まで待たねばならない。

ベトナム戦争の終結後、日教組の関心は公害問題や中教審路線にシフトし、アジアへの加害意識は日の丸・君が代問題の中で、間接的に言及されるに留まった。同時に、70年代後半は教員の世代交代が進み、戦争の記憶が急速に風化していく時期でもあった。

81年には「第二次教科書攻撃」に対し、アジアへの加害意識欠落が指摘され、82年から南京事件など具体的な事例名を出した形での政府に対する加害責任追及が始まる。戦時下の加害行為を争点とした教科書裁判三次訴訟は、こうした論調の中で支援体制が組まれた。しかしそれも沖縄返還運動における加害事実の発掘ほど大規模かつ情熱的に行われたものではない。教員の世代交代に加え、非行による学校教育の荒廃は、現場教師達を戸惑わせ、教科書問題への余力を奪っていった。

このように、「再び教え子を戦場に送らない」というスローガンの下で行なわれた日教組の平和教育運動は、65年の沖縄において日本軍の加害性を「発見」し、70年安保を経てその加害意識をアジアの人々対しても表出し始める。加害意識は軍国主義を批判する理念として定着していく傾向にあったが、戦後生まれの教師が増加するにつれ、それらの言説は個人の戦争体験から離れ、政治的側面が強調されるようになったのである。

第四章

原水爆禁止運動における 外国人被爆者

第一節 原水爆禁止運動の成立と隆盛

第一項 原水禁運動の成立

1954年3月1日に行われたビキニ環礁における米国の水爆実験は、第五福龍丸に乗船していた23名の乗組員を被爆させた。この第五福龍丸被爆事件を問題視した杉並の主婦たちは1ヶ月で20万の署名を集め、全国的な原水爆禁止運動の端緒を開く。戦争の記憶が残存し、占領期間が終了した直後のこの時期においては、民主化と独立によって開放された大衆のエネルギーが、言論として噴出する可能性が開かれていた。

杉並の署名集めは、杉並生協や教職員組合、土建労組、都職労杉並支部など既存の組織的基盤の貢献によるところが大きい。しかし、杉並の水爆禁止運動の独自性は、それまでの大衆運動に見られたような党派性を払拭し、超党派的な理念に基づいて社会的正統性を運動に付与しようとしたところにあった²⁸⁹。それは、逆コースを体験した1950年代前半の日本では、平和運動は共産党主導の社会運動としてみなされ、心理面や政治面において白眼視の対象となっていたことによる。すなわち、広範な支持を集めるためにも、原水爆以外の争点を一切捨象し、「平和」という言説を用いず、区役所・区議会の支持を得ることで、人道問題としての水爆に対する超党派性を強調したのであった。

こうした杉並におけるグラスルーツの水爆禁止運動は、その名前が示すように、第五福龍丸の被爆とその原因たる水爆実験に対する抗議運動であり、初期においては広島・長崎の原爆体験との関連性は希薄であったとされる²⁹⁰。広島・長崎が体験した惨劇は、GHQのプレスコードが解かれる中で国民の間に伝わりつつあったが、それはあくまで過去の事象としてみなされ、の水爆実験とは同一視されなかった。こうした水爆禁止運動が原爆の記憶と関連付けられ、原水爆禁止運動として展開される発端となったのが、1955年の原水爆禁止世界大会である。

第二項 第一回世界大会から第四回大会まで

1955年8月6日、第一回原水爆禁止世界大会が開催された。46都道府県、97の全国組織を代表する2575名の正式代表と、入場できなかった参加者約2500名をあわせ、約5000名がこの大会に参加した。保守・革新といった思想の違いを超え、あらゆる階層を代表する人々が集った大会として、第一回大会は当時の戦後社会運動の中で最大規模のものであっ

²⁸⁹ 藤原修 『原水爆禁止運動の成立－戦後日本平和運動の原像 1954－1955－』 明治学院国際平和研究所 1991年 p27－28

²⁹⁰ 藤原修 前掲書 p37

た²⁹¹。大会宣言においては、(1)運動の力の発展が国際緊張を緩和し、国連軍縮委員会や四カ国外相会議において、原水爆問題に関する協定が結ばれることを訴える、(2)核兵器の持込や基地の拡張が全ての核戦争に関連するため、基地反対闘争も原水禁運動と共に共闘する、(3)被爆者救援運動を原水禁運動の基礎として位置づける、の三点が表明された²⁹²。こうした第一回大会と署名運動の成果の上に、55年9月1日には世界大会日本準備会と原水爆禁止署名運動全国協議会が統合、原水爆禁止に本協議会（日本原水協）が発足する²⁹³。署名による国民の支持や第一回大会の成功に加え、日本原水協が成立することで、原水禁運動は組織化された全国運動へ発展した。

第二回大会は、56年8月に長崎で開催された。第二回大会においては、沖縄や軍事基地、国交回復、憲法・再軍備など原水爆以外の諸闘争との関連性が議論された²⁹⁴。これらの争点を原水禁運動に盛り込もうと主張したのは、共産党の影響下にあった加盟団体である。結果、大会決議において「沖縄問題の平和的解決に関する決議²⁹⁵」が発せられる。署名運動時に原水爆以外の争点を入念に捨象し、政治イデオロギーとの決別を誓った原水禁運動の原則は、この時点で揺らいでいた。一方、この大会では国際情勢の基本的性格と特徴に関する議論が進み、原水爆禁止と核軍縮が関連付けられることとなった。その点では、原水爆禁止と核軍縮に対する大規模な社会運動の基本姿勢を示した大会であったと評価される。

第三回大会は、会場が東京に移され、25カ国、10国際団体、海外代表98名を招き、これに日本代表4000名が加わった国際色のある大会となった。大会の討議は核戦争の準備を阻止するための課題と行動に焦点が当てられ、この討議結果をもとに「東京宣言」が発せられた。宣言では、原子力の平和利用と核実験禁止の国際協定が締結されることを要求する旨が謳われ、原水爆実験の即時無条件禁止協定を要求する国際的統一行動が呼びかけられた²⁹⁶。また、この大会に参加したアジア・アフリカ諸国代表によって、反植民地主義、独立運動と平和運動の結合が共同宣言²⁹⁷として発せられた。

58年20日には「核武装阻止・民主主義擁護のための平和行進」が広島を出発し、8月11

²⁹¹ 小林徹編 『原水爆禁止運動資料集 第一巻[1954年]』緑蔭書房 1995年 p v

²⁹² 「8.6 世界大会準備ニュース p2 大会宣言」1955年8月8日 原水爆禁止大会
小林徹編 『原水爆禁止運動資料集 第二巻[1955年]』緑蔭書房 1995年 p364

²⁹³ 「原水爆禁止運動のあゆみ—原水爆禁止日本協議会の案内にかえて—」原水爆禁止日本協議会 小林編 前掲書[1955年] p385

²⁹⁴ 「第二回原水爆禁止世界大会議事速報（二日目）」第二回原水爆禁止世界大会実行委員会

小林徹 『原水爆禁止運動資料集 第三巻[1956年]』緑蔭書房 1995年 p170-192

²⁹⁵ 「沖縄問題の平和的解決に関する決議」1956年8月11日 第二回原水爆禁止世界大会
小林編 前掲書[1956] p204

²⁹⁶ 1957年8月16日 「東京宣言」 「第三回原水爆禁止世界大会 宣言・決議集」 p2
小林徹 『原水爆禁止運動資料集 第四巻[1957年]』緑蔭書房 1995年 p386

²⁹⁷ 「第三回原水爆禁止世界大会 宣言・決議集」1957年8月16日 p5 「アジア・アフリカ諸国代表の共同宣言」 小林編 前掲書[1957] p389

日に東京に到着する。全行程で 100 万人の人々の参加を得たこの行進は、原水禁運動の盛り上がりを象徴するものであった。翌 12 日から始まった第四回大会においては 6 つの議題、(1) 原水爆実験の即時全面停止・原水爆禁止と軍備縮小、(2) 日本の核武装禁止、(3) 核戦争準備と国民生活、(4) 放射障害とその対策、(5) 原水爆被害の実相と被爆者救援、(6) 原水爆禁止運動と平和運動、について討議がなされた。この討議は大会宣言である「核武装禁止宣言」として結実、その中で「日本は原水爆の被害国から加害国になろうとしています²⁹⁸」と宣言された。

このように、第四回世界大会までの原水協は原水爆禁止を中核として争点を組み立てていた。他の政治問題を極力争点化しない方針によって、異なる政治的価値観を持つ団体が原水爆禁止のスローガンの下に結集する蜜月状況を迎えられたのである。また、戦争の記憶が根強く残るこの時期に、占領統治終了に伴ってプレスコードの撤廃されたことで、原水禁運動は多くの人びとが賛同を示す国民的運動となりえた。しかし、第五回世界大会以後は、安保闘争やソ連の核実験など政治的判断が明確に分かれる争点が、原水禁運動にも流入してくる。そのとき、諸団体の蜜月は終わり、原水禁運動が相容れない価値観の中で分裂していくこととなった。

第三項 国民的運動の分裂過程

59 年 2 月、日本平和委員会・総評・原水協・日中国交回復国民会などを中心として「安保体制打破・日中国交回復、国民決起大会」が安保改定反対を掲げて開催された。3 月 28 日には安保条約改定阻止国民会議が結成され、原水協は幹事団体に選出される。その約一ヶ月前の 3 月 1 日に原水協は、「ビキニ被災五周年、原水爆禁止・核武装反対国民大会」において安保改定反対の声明を発表していた。原水協の安保闘争への参画を受け、政府・自民党は行政指導を発し、(1) 地方自治体による原水禁運動への支援金打ち切り、(2) 地方自治体の平和運動参画の抑制、(3) 地方議会による安保改定反対の議決阻止、を画策していた。この時点で、原水禁運動は安保闘争と明確な関連性を帯びるようになる。

「嵐の中の大会」と呼ばれた第五回世界大会は、安保闘争の嵐が吹き荒れる 59 年 8 月 1 日に始まった。政治的偏向性や人道主義からの逸脱が指摘される中で、「原水爆禁止運動の原則、目標共同行動についての勧告」は以下のような見解を示した。

「疑いもなく原水爆禁止運動は、たとえどんな初歩的な運動でも、本質的に政治とつながっており、我々が『政治にまきこまれている』という非難を心配するあまり、政治的な問題へのかかわりを避けようとすれば、それによってかえって原水爆政策は容易に進めら

²⁹⁸ 「核武装禁止宣言」日本大会の宣言・決議 小林徹編 『原水爆禁止運動資料集 第四卷[1958 年]』緑蔭書房 1995 年 p305

れる結果になるであろう。²⁹⁹」

第五回大会を通じ、日本の核武装と安保問題が原水禁運動に内包されることとなり、国民は二者の関連性を認識するようになった³⁰⁰。同様に、60年の第六回原水爆禁止大会は、「闘う世界大会³⁰¹」と自己規定をするほど闘争的な内容となった。一般決議は、「アメリカ帝国主義のゆくところ、必ず人民の自由は全く抑圧され、蹂躪され、多くの人々は悲惨な投獄、殺戮の難を受けている³⁰²」と規定し、反米路線が前面に押し出された。

翌61年の第七回大会に際しては、原水協の構成団体であった日青協³⁰³と地婦連³⁰⁴が、原水協の政治偏向を批判する声明を発表した。また、8月13日に出された一般決議では、「いま実験が再開されるならば、それは再び危険な実験競争を生み出し、核軍拡競争に拍車をかけることは火を見るより明らかである。今日、最初に実験を開始する政府は平和の敵、人道の敵として糾弾されるべきである。」と核実験に対する人道的見地からの強い批判が加えられていた。ところが、8月30日、3年ぶりにソ連が核実験を開始する。この実験をめぐり、ソ連を「平和の敵」とみなすか否か、論争が巻き起こった。

この論争は社会党と共産党の原水禁運動に対する対立を生み出した。65年2月、被災三県連と社会党・総評は合同して「原水爆禁止日本会議（原水禁）」を結成する。一方、原水協の内部分裂に落胆、失望して原水禁運動自体から多くの市民が去っていった。四団体声明で社会党・総評と団結した日青協や地婦連すらも64年2月に原水協を脱退している。

このように、59年から65年までの間に、原水禁運動初期の超党派的な蜜月関係は消失し、各団体・各党の利害関心に添った形で運動が展開されるようになった。原水協に影響力を行使した共産党と、原水禁を主導した総評・社会党は、原水禁運動に関して相容れない対立構造を形成し、相互に排撃を始める。そして、運動が党派性を帯びるにつれ、政治的偏向を忌避する市民団体は運動から離反し、50年代後半の国民的運動は分裂の諸相を描くこととなった。一方、分裂と対立を経験したにせよ原水協と原水禁は運動を強力に推し進め、大きく異なった発展経緯を辿ることとなる。

299 「原水爆禁止運動の原則、目標共同行動についての勧告」小林徹編 『原水爆禁止運動資料集 第六巻[1959年]』緑蔭書房 1995年 p314

300 小林 前掲書（第六巻） pvi

301 「軍備全廃を目指す第六回原水爆禁止世界大会 東京アピール」1960年8月9日 小林前掲書（第六巻）p317

302 「軍備全廃を目指す第六回原水爆禁止世界大会 一般決議 前文」小林 前掲書（第六巻）p318

303 日本青年団体協議会の略称。青年団の全国組織であり、戦前の国民義勇隊を前身として1951年に発足した。60年の安保闘争の過程の中で政治的偏向が問題視され始め、左派社会運動団体と類似したスタンスを取っているとされる。

304 全国地域婦人団体連絡協議会の略称。1952年に設立され、家制度復活や米価値上げに反対運動を展開した。54年には原水爆禁止署名運動全国協議会に参加した。

第二節 社会党の原水禁運動展開

第一項 原水協からの分離と運動路線の模索

被爆 20 周年を向かえ原水禁運動の分裂が決定的となった 1965 年 7 月、社会党国民運動局事務局長であった伊藤茂は、日本社会党機関誌『月刊社会党』誌上に運動の課題を寄稿している。伊藤によれば、65 年の大会³⁰⁵は「原水爆禁止、反戦・平和の大国民行動を展開し、戦争の危機を乗り切るために主要な役割を果たす³⁰⁶」ことが課題の中心に据えられていた。

この問題関心をもとに、伊藤は課題を四つに大別する。第一には運動の総括であり、共産党の「国際論争にたいする自主性のなさ」が指摘される。第二には反戦平和の運動への導入である。ベトナム反戦問題を「原水禁運動の中でも明確にとりいれられる必要がある」と明記し、「政治的内容を低めるならば、かえって国民の希望を失わせる」として運動の政治性を求心力の源泉として位置づける³⁰⁷。第三は運動の統一であり、社会党と原水禁運動の関係について「党の政治目標と原水禁運動の目標、水準は大きく違っている」と運動への消極的関与姿勢を示した。第四は臨時党大会における課題設定の紹介である。それによれば、課題は以下の 6 つとなる³⁰⁸。

- (1) この大会を反戦平和の国民の意思を結集する場とすること
- (2) 核兵器の完全禁止を目指して、核実験停止、核兵器使用禁止、核戦争反対を世界に訴えること
- (3) 日本の核武装阻止、戦争協力を阻止する決意をこめた大会にする
- (4) 被爆二十周年にあたり、とくに被爆者救援、被爆者組織の強化に注ぐ
- (5) 国民の連帯と共同行動の強化
- (6) 運動の前進と国民的統一への展望を切り開いてゆくこと

以上の 6 点を概観すると、共産党 65 年度版課題設定と類似していることに気付く。第一項目に反戦平和、第二に核兵器禁止、第三に日本の核武装阻止、第四に被爆者救援、第五に運動の連帯、という順序と内容は共産党のものと一致する。第六項目の運動統一に関し

³⁰⁵ 本節における「大会」とは原水禁主催による「原水禁大会」ないし「原水禁世界大会」を指し、原水協主催の大会とは別個に開催されたものに関して記述する。なお、77~84 年の統一時には、原水協との統一大会を「統一世界大会」と記載する。

³⁰⁶ 伊藤茂「被爆二十周年・原水禁世界大会の課題 その成功のための四つの提案」『月刊社会党』98 号 1965 年 p59

³⁰⁷ 伊藤 前掲書 p63

³⁰⁸ 伊藤 前掲書 p65

でも、67 年には共産党の課題として加えられている。ここでは「たたかい」という共産党的用語が無いだけで、両者が挙げた課題は実質的には同一物と考えられる。すなわち、運動分裂直後の社会党の運動路線は、「ソ連の核」以外には共産党の路線と類似しており、運動の主導権争いが対立点であった感が強い。

一方、原水禁がとった独自路線としては、非核武装宣言を要求する国民平和投票運動を 65 年段階から展開したことである。これは、マンネリ化した署名運動を刷新するべく、有権者を対象とした投票活動であって、鈴木正次（原水爆禁止日本国民会議総務担当）によって「国民会議の存亡をかける運動³⁰⁹」として重視された。

66 年には、平和投票運動の四地域における成果が報告され³¹⁰、アンケート結果をもとに原水禁の活動が「少なくともモデル地区内では最も大衆的影響力のある運動³¹¹」であると総括された。また、「日本原水協との対抗を余り意識しすぎてきたわれわれの運動が、この運動に本格的にとりくむことによって、そうした対抗意識から抜けでることができはじめた³¹²」と、運動の独自の展開の契機として評価されている。

同年 6 月には社会党国民運動局から「原水禁運動に対する党の方針³¹³」が出され、「アメリカ帝国主義」による「ベトナム侵略戦争反対」の方針が原水禁運動の中で採用されるように努力するよう定められた。また核実験に対しては、「いかなる国がこれを行なうにせよ太平洋における核実験に強い危惧の念を抱いており」とし、米ソの地下核実験とフランスの核実験に反対声明が出された。こうした運動方針を受けて、鈴木による 66 年の課題設定は、以下のように変化する³¹⁴。

- (1) ベトナム戦争を平和的に解決させ、核兵器禁止への国際的条件を切り開いていくこと
- (2) 核兵器開発競争の悪循環をたち切る具体的施策の確立。および核拡散防止のための国際的保障(条約、協定など)をつくりあげること。
- (3) アメリカの中国封じ込め政策への日本の加担をやめさせ、「日本非核武装宣言」を実現すること

³⁰⁹ 鈴木正次 「被爆二十周年大会—その運動の重点」『月刊社会党』98 号 1965 年 p70

³¹⁰ 石川健二 「75 パーセントの高達成率—木古内町・活動家学習会が基礎—」、
内藤盈成 「一戸十円募金と結合して—都留市・社会党の主体的活動—」、
大和黎生郎 「“家庭地図”で戸別訪問—半田市・党と地区労の有機的結合—」、
森文雄 「非核武装都市の実現—善通寺市・自衛隊のまっただ中で—」、
『月刊社会党』110 号 1966 年 7 月 p7-19

³¹¹ 池山重朗 「平和投票運動の大きな意義 —その成果とこんごの課題—」『月刊社会党』110 号 1966 年 7 月 p23

³¹² 池山 前掲書 p23

³¹³ 社会党国民運動局 「原水禁運動に対する党の方針一九六六．六．二一」『月刊社会党』110 号 p2-7

³¹⁴ 鈴木正次 「原水禁運動の今年の課題 —自主性ある国際連帯の迫及を—」『月刊社会党』110 号 1966 年 p30-32

(補足³¹⁵) 「被爆者援護法」の制定要求運動

これらの課題に加え、「行なわなければならぬこと」として、運動体制の整備、大会における観念的議論の回避、非核武装宣言実現のための運動構想構築が挙げられている。65 年版では第六項に設定されていた運動統一は欠落した。被爆者援護は補足としての記載に留まったものの、『月刊社会党』同月号に独立論文として取り上げられている。その中で、「二つの誤った潮流」として、「原水爆禁止」・「核戦争阻止」を援護法制定から分離させようとする動き、被爆者に一方的な平和運動を強要する傾向が指摘される³¹⁶。

67 年の「党の方針」は前年に比べ総花的 content となり、以下の 6 項目³¹⁷に渡って社会党の立場が表明された。それは、(1) ベトナム反戦、エンタープライズ寄港阻止、沖縄核基地撤去、(2) 核兵器完全禁止、日本の核武装阻止、(3) 被爆者援護法制定要求、(4) ベトナム反戦の国際共同行動、(5) 運動の国内における強化と拡大、(6) 原水禁運動の統一、である。

第一項目にベトナム反戦が掲げ続けられたことを反映するかのよう、鈴木正次による「原水禁運動の今日的意義と課題」と題する論文には、「ベトナム戦争協力阻止へ有効な闘いを」という副題がつけられていた。鈴木はアメリカによる北爆強化を「今度は、日独伊といった二流帝国主義連合による民主主義への挑戦ではなく、…そこから惹き起こされる危機はもはや過去の歴史から類推できないほど恐るべきもの³¹⁸」と批判する。鈴木の見解は、帝国主義と民主主義という抽象的概念の対立としてアジア・太平洋戦争を把握するところに特徴をもつ。この戦争観は、加害主体としての軍国主義と、被害主体としての民主主義という「主義」間の対立に焦点が絞られ、戦地で失われた人命や蹂躪された人権など「人間」に関する認識は希薄である。

一方、被爆者援護に関しては「原爆被爆者の要求」として 14 項目に渡る党公式の要求声明が提出された。その第三項「原爆被爆者健康手帳の交付範囲拡大」という項目では、(イ) 沖縄在住被爆者、(ロ) 被爆二世、(ハ) ビキニ水爆被爆者、へ交付範囲を拡大する要求がなされた³¹⁹。この三者に見て取れるように、67 年時点では外国人被爆者に対する言説は無い。

運動統一への動きに関しては、10 月号の大会総括において集中的な議論がなされた。総括は前提として、原水協との対抗意識から原水禁が脱却できたとする自己評価を行なった。総括の中で鈴木は、「小異をすてて国民的統一行動の必要性を真剣に考えなければならない

³¹⁵ 原文ママ、事実上の第四項目

³¹⁶ 大原亨 「被爆者救援運動の新段階―被爆者結集と援護運動の結合―」『月刊社会党』110 号 1966 年 p38

³¹⁷ 社会党中央執行委員会 「被爆 22 周年原水爆禁止世界大会に対する党の方針」『月刊社会党』124 号 1967 年 p2-5

³¹⁸ 鈴木正次 「原水禁運動の今日的意義と課題 - ベトナム戦争協力阻止へ有効な闘いを - 」『月刊社会党』124 号 1967 年 p7

³¹⁹ 尾畑曙生 「戦後処理と被爆者問題」『月刊社会党』124 号 1967 年 p20

³²⁰」として「いかなる国問題」を棚上げにする方針を滲ませている。

第二項 外国人被爆者の「発見」と加害意識

68年の大会に向けた課題基調では、ベトナム反戦、運動の拡大、70年安保の三点に絞って焦点が当てられることとなった。その中で鈴木は、60年安保闘争において運動の主軸となった社会党・共産党の共闘行動路線を否定する。すなわち、「全ての組織が平等な立場で協力でき、それぞれの団体の自主性を認め合うような、新しい統一の方式³²¹」という多極並存型の運動方式を提唱したのであった。こうした運動方式の提唱は、68年2月8日の「三党共同声明」および「三党共同決議案」を受け、運動統一が要求されるものの原水協との調整が不振に終わった結果に負うところが大きい。

課題の三項目ではなかったにせよ、従来どおり運動展開を続けてきた被爆者支援運動は、第58回国会における「被爆者特別措置法」の成立として一つの成果をもたらした。しかし、同法に対して尾畑曙生は国家補償責任の不在と被爆者認定制度による被爆者間の差別意識醸成を批判している³²²。

注目すべきは沖縄の問題である。工藤邦彦(社会新報編集部)は、沖縄県の被爆者をインタビューし、彼らの声が大会で紹介されたことを運動の前進として評価し、以下のように記している。

「戦後の原水禁運動が、その『唯一の被爆国民』としての原体験を基礎に世界的な注目をあびて展開されていたとき、ちょうど在日朝鮮人や在韓国の被爆者がそうであったように、沖縄在住被爆者は、その存在さえわすれられていた³²³」

工藤の論文では、沖縄在住の被爆者のインタビューのみで、外国人被爆者のことは具体的に記述されてはいない。しかしながら、これまで着目されてこなかった外国人被爆者の存在を副次的とはいえ党機関紙に記載したことは、被爆者救援運動の展開を示唆していた。

69年の『月刊社会党』は大会の課題と総括を記載しておらず、根本英一郎によって外国人被爆者問題が展開されるに留まる。根本は、ベトナム反戦よりも在日コリアン問題や日韓関係を重視すべきだと主張し、外国人被爆者問題を「窮極の課題³²⁴」であると重視した。

³²⁰ 鈴木正次 「被爆22周年原水爆禁止世界大会の中間総括—もりあがった運動意欲に明確な方向を—」『月刊社会党』126号 1967年 p118

³²¹ 鈴木正次 「『核反対・沖縄奪還』への結集—“70年闘争”の基盤をきずこう—」『月刊社会党』136号 1968年 p57

³²² 尾畑曙生 「『被爆者特別措置法』の成立について—これからのたたかいを前進させるために—」『月刊社会党』1968年 136号 p58-60

³²³ 工藤邦彦 「『核』の中の沖縄 “原水禁沖縄大会”をまえにして」『月刊社会党』136号 1968年 p70

³²⁴ 根本英一郎 「被爆者の非被爆者化—二十四年目の〈ヒロシマ〉を考える—」『月間社

その上で、被爆体験を抽象化し加害と被害とのレッテルを貼る運動方針を批判し、被爆者を〈ふつうの人間³²⁵〉として捉えることを提唱する。根本がここでいう〈ふつう〉とは、66年に小田実が「加害者／被害者」論の中で提唱した概念であり、小田の思想的影響が垣間見られる。また、ベ平連の用いた言説が、原水禁運動の文脈において使われたものとしては、最初期の事例である。

69年には外国人被爆者問題が提起される一方、中国への戦争責任問題も浮上した。『月刊社会党』11月号では、手島博によって加害意識の不在が指摘される。手島は、日本の中国侵略に対する心からの反省を大衆に促すことに失敗したことを、日中友好運動を停滞させた原因として求める。友好運動に携わる活動家は、帝国主義や軍国主義の戦争責任を追及する一方で、「日本帝国主義」の侵略を許した活動家自身の脆弱性を何ら反省しない。手島はこれを「戦争では殺さねば殺されるのだという戦争の論理のかげにかくれて、自己の責任を免罪しようとする傾向³²⁶」として非難した。この傾向が形成された要因として手島が想定するのは、「アメリカ帝国主義」の占領政策である。すなわち、日本の防共という観点から、「対中国優越感、反共意識の温存がはかれるとともに、日本人の中国侵略戦争に対する責任感が故意に麻痺させられた³²⁷」というのである。この原因論は、手島自身が指摘する「アメリカ帝国主義」批判の範疇を出ていない議論として受け止めうる。しかし、社会党においても「主義」の問題に還元されていた戦争責任論議を、「人間」の問題として再定義した点に変化が見られた。

1970年の被爆25周年原水禁世界大会では、原体験としての被爆経験が際立って重視された大会となった。広島大会アピールは「私たちの運動の根底には、単に言葉の上で表現する「悲惨」などは現わすことのできない『原体験』の事実が、厳然として存在している³²⁸」と明記する。また長崎大会宣言は、被爆の記憶が風化していく風潮を危惧し、「若い世代に反原爆の意識を伝え、絶えることなき運動のうねりをつくりだしましょう³²⁹」と宣言した。これを受け、国民運動局は「被爆25周年の『新たな決意』」として被爆経験への原点回帰と被爆者救援の強化を表明する。60年代に見られた反米色は影を潜め、「日本が核兵器の加害国となる道を歩み、朝鮮半島へ、インドシナへと新たな軍国主義の道を歩んでいる³³⁰」と述べた。これらの動きは、相沢進一（社会新報記者）の言葉を借りれば、「『原体験』が体系化され、戦争、とりわけ核戦争への批判の唯一の強力な武器としての機能を十分に発

会党』151号 1969年 p30

³²⁵ 根本 前掲書 p34

³²⁶ 手島博 「戦争責任の自覚—日中友好運動の前提として—」『月刊社会党』152号 1969年 p116

³²⁷ 手島 前掲書 p121

³²⁸ 「広島アピール」1970年8月5日 『月刊社会党』164号所収 1970年 p105

³²⁹ 「長崎大会宣言」1970年8月9日 『月刊社会党』164号所収 1970年 p107

³³⁰ 国民運動局 「原水禁世界大会を終わって—強調された70年代への決意—」『月刊社会党』164号 1970年 p102

揮するため再度、原水禁運動の中にその定位を確定してゆこうとする³³¹」動きであった。

71 年には前年とは異なる方針が提示された。7 月に池山重朗（原水禁国民会議事務局員）は、反原爆意識の根拠を被爆体験のみに求める風潮に対して、「早晩空洞化するか、消滅してしまう³³²」と危惧する。池山の問題関心は、米ソの核抑止体制下における核軍縮運動の展開にあり、原水禁運動と米国ABM反対運動および中国国民との連携がその主張の根幹をなしていた。また、沖縄復帰を間近に控えた同年は、沖縄の核問題にも焦点が当てられた。「核抜き、本土並み」を公約とする政府与党に対し、沖縄原水協の調査記録をもとに公約実現の困難さが示された³³³。これを受け原水禁は「沖縄の核点検・調査の報告に当たってのアピール」を発表、その中で「核抜きを保障しない『沖縄返還協定』を粉砕し、前面・無条件の沖縄返還を要求する」と主張した³³⁴。

これらの情勢をもとに、71 年大会を前とした基調報告では、国際的課題と国内的課題に二分されて課題設定がなされた³³⁵。国際面では、(1)アトムチカ島での核実験禁止運動、(2)中国との国交回復と東アジア諸国との関係改善、(3)アメリカの反戦平和団体との連帯、(4)ミクロネシアへの被害調査団の派遣、の 4 点が設定された。一方、国内的課題としては、(1)沖縄の核および核基地撤去、(2)日本の核武装阻止、(3)原発・核燃料再処理工場設置反対、(4)被爆者救援・援護法制定、が課題とされた。

第四項目に上がったミクロネシア問題に関しては、71 年大会に二名の代表がミクロネシアから派遣された。参加者のアタジ・バロス（ミクロネシア下院議員）は、日本兵がミクロネシア人の子供に日本名を付けていたことを紹介し、モーゼス・ウルドン（ハワイ大学政経学部学生）は戦災被害に対する日米両政府の賠償姿勢に関し問題提起を行なった。これに対し、山根正一は、「これは日本の落とした影の一部にすぎない」ものであり、「日本の『戦後』はまだ、こんなところに色濃く残っていた」と報告を行なった³³⁶。

以上の基調報告は、大会において「行動の決議」、「国際共同行動の決議」、「被害者援護法制定運動強化の決議」、「ベトナム反戦国際共同行動に関する決議」、「ミクロネシアの独立支援と調査団派遣の決議」、「アトムチカの地下核実験阻止に関する決議」として反映された。なお、同大会の広島アピールは被爆経験を運動の原点として位置づけつつ、「核の加害者」としての自国認識が提示され、「沖縄の核基地撤去」や「インドシナ侵略戦争」が運動

³³¹ 相沢進一 「『原体験』としての原爆—被爆 25 周年原水禁世界大会—」『月刊社会党』164 号 1970 年 p98

³³² 池山重朗 「変革の 70 年代と原水禁運動」『月刊社会党』173 号 1971 年 p39

³³³ 小山内宏 「沖縄に於ける“核”（第一次）点検・調査報告」『月刊社会党』174 号 1971 年 p31-39

³³⁴ 「沖縄の核点検・調査の報告に当たってのアピール」『月刊社会党』174 号所収 p30

³³⁵ 原水爆禁止日本国民会議「被爆二十六周年原水爆禁止世界大会基調（第一次案）」『月刊社会党』174 号 1971 年 p41-53

³³⁶ 山根正一 「ミクロネシアの問う原点—今年の原水禁大会から—」『月刊社会党』176 号 1971 年 p163

の課題となった³³⁷。

72 年に発表された大会基調は、「世界情勢の特徴と“核”をめぐる動向」と題して 4 つの立場を表明している。第一は、ベトナム戦争に関するものである。アメリカ軍による機雷封鎖と北爆強化に対して、「ナチスや日本軍国主義が第二次世界大戦中に行なった狂暴な民衆殺戮にまさるとも劣らないもの³³⁸」と酷評がなされた。第二は 71 年 5 月に合意に達した SALT に対する評価である。原水禁は合意達成に「一応の意義」を見出しつつも、新規核兵器開発の可能性を危険視する。第三は、中国の核軍縮問題であり、中国が自国の核開発を「帝国主義の核威嚇という状況のもとで余儀なくおこなわれているものであり、まったく防御的なもの」と位置づけていることに対するコメントである。原水禁は「いかなる国の核兵器にも反対する」というスローガンを提示し、中国の核開発を批判した。第四は沖縄返還協定による安全保障政策の変化であり、「ベトナム戦争を終結させ、日本の軍事協力の道を封じてゆかなくてはならない」との立場が表明されている。

第三項 ミクロネシア問題と孫振斗支援運動

72 年の大会総括執筆担当者も前年と同じく山根正一であった。山根の総括は、全 8 ページのうち 4 ページ半がミクロネシア問題に割かれている。その中で、ミクロネシア代表团による日本の協力要請に対し、「かつての統治者として軍国主義のもとにあの大戦に現地住民を巻き込んだ日本と日本人の戦争責任に根ざすものであらねばなるまい³³⁹」とコメントしている。前年には、「日本の落とした影」という記述に留まった点が、72 年には「日本と日本人の戦争責任」として責任性帯びた言説に変化した。なお、運動の分裂をもたらした「いかなる国問題」に関しては、「そのレゾン・デートルである『核兵器』に反対するのを放棄したとき、運動はアイデンティティを喪失し、風化する³⁴⁰」として硬直的な姿勢を提示した。

山根の変化をもたらした要因としては、72 年大会で採択された「朝鮮人被爆者・孫振斗さんに被爆者手帳を交付し、原爆治療のための在留を認めることを要求する決議」が基盤になっていると考えられる。孫振斗（日本名：密山文秀^{ソンジンドウ}）は、1927 年大阪市に生まれ 18 歳のときに広島で被爆した韓国人被爆者である。1951 年に外国人登録令違反で韓国へ強制送還されたが、原爆治療を日本で受けるために 70 年 10 月、佐賀県に密入国して逮捕された。福岡刑務所に服役中の 71 年 10 月、福岡県に原爆手帳の交付を申請したところ、福岡県は

³³⁷ 被爆二十六周年原水爆禁止世界大会開会総会「広島アピール」1971 年 8 月 5 日 『月刊社会党』176 号所収 p166 - 167

³³⁸ 原水爆禁止日本国民会議 「被爆二十七周年原水爆禁止世界大会基調（第二次案）」『月刊社会党』186 号所収 p122

³³⁹ 山根正一 「原水禁とベトナムのきづな - 運動の特性との機能的結合をめざして - 」『月刊社会党』188 号 1972 年 p188

³⁴⁰ 山根 前掲書（1972） p190

申請を却下、孫振斗は福岡県を相手に訴訟を起こした。原水禁は孫振斗の原爆手帳交付支援運動を開始し、被爆者救援活動の一部として組み込んだ。同年に採択された「被爆者救援と援護法制定運動の決議」は、原水禁や社会党による加害性を帯びた議論が反映された内容となった。やや長いが該当箇所を全文引用したい。

「本大会での被爆者救援の討論では、さらに重要なもう一つの問題が提起された。

それは、朝鮮人と中国人の被爆問題である。かつて日本軍国主義は、多数の朝鮮人や中国人を強制的に日本に連行し、戦争のための産業に従事させていた。そして、ヒロシマ、ナガサキではこれら多くの人びとが原爆の被害を受けたのである。

この問題についての旧日本軍国主義の責任は明らかである。こうして原爆被害の原点には旧日本軍国主義の責任が刻印されている。朝鮮人、中国人被爆者の肉体には、この責任が消えることなく刻まれているのである。われわれはこれら朝鮮人および中国人被爆の実態を日本政府がなんら調べていないことに憤るとともに、われわれの手によってその実相を明らかにしようと決心した。

その上にたって、あらためて日本政府の責任を糾弾し、国家責任による補償を要求しよう。また、発見された外国人被爆者については、日本人被爆者と全く同等の扱いをすることを取りあえず要求する。³⁴¹⁾」

ここには 72 年以前の原水禁運動には存在しなかった外国人被爆者に関する問題意識と、彼らを被爆に至らしめた強制連行に関する言及がなされている。アジア・太平洋戦争期における日本の対外的加害責任は、この時点で原水爆禁止運動に浮上し、以後の運動における一大争点となっていく。なお、同年の大会宣言は、孫振斗への支援決議をもとに次のような立場を宣言する。

「かつての日本軍国主義による抑圧の中で被爆した朝鮮人、中国人被爆者の救援を闘うことは外ならぬわれわれ自身の問題であり、この闘いによってこそ原水禁運動が『被爆者』の運動から、再び『加害者』にならない運動になることであり、アジア諸国民に対する真の平和と友好の証でもあるのです。³⁴²⁾」

同宣言によって原水禁が標榜してきた「被害者から加害者にならぬために」というスローガンは、アジア・太平洋戦争期における対外的加害責任と一体性を持って、原水禁の活動に新たな風を吹き込んでいった。

73 年の大会で発表された「原水禁運動の当面の課題」の「被爆者援護の諸行動」には、

³⁴¹⁾ 原水禁 「被爆者救援と援護法制定運動の決議」1972 年 8 月 9 日 『月刊社会党』188 号所収 1972 年 p193-194

³⁴²⁾ 原水禁 「大会宣言」1972 年 8 月 9 日 『月刊社会党』188 号所収 1972 年 p196

外国人被爆者に対する記述は見当たらない。しかし、孫振斗支援運動を通じて主張された加害責任に関連して、73年に池山重朗は以下のように記している。

「戦前の日本は、反体制の弱体、反戦平和運動の非力も手伝って、昭和初頭、無責任な軍国主義に権力のヘゲモニーを掌握されてしまった。そして中国侵略に始まるアジア侵略は留まるところを知らず、遂にあの無謀な世界大戦に突入するに至った³⁴³」

池山の言葉は、軍国主義とアジア・太平洋戦争の開戦・アジア侵略の因果付けを行い、憲政の常道を擁護し切れなかった当時の社会を自省する。だが、71～72年に原水禁の一大争点となった外国人被爆者問題は、その後数年間影を潜めることとなった。

第四項 ベトナム戦争終結と統一への道標

74年の大会総括は、園田原三（社会新報記者）が担当し、(1)被爆体験に根ざした原水禁運動の原点確認、(2)被爆者援護法制定要求、(3)原水禁統一の三点が翌年以後の課題として掲げた³⁴⁴。第一の原点確認に関しては、核軍拡と共に原子力発電所や原子力船などの開発が「“石油危機”に便乗してすすんでいる」と危機感が示された。第二の被爆者援護は、沖縄の被爆者が、「原子爆弾被爆者の特別措置に関する法律」と「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」双方の適用外にあるところが問題として提起されるに留まる。前年と同じく、外国人被爆者には言及がなされない。第三の運動統一に関しては、大会における「原水禁禁止運動統一に関する決議」をもとに、「いかなる国…」を前提とした統一行動の必要が指摘されている。

75年には、米軍のベトナムからの撤兵や第四次中東戦闘を受け、東アジアやアラブ諸国への核拡散が危惧され、非核三原則の空洞化が指摘される。また、被爆者援護に関しては75年2月に被爆者を乗せて広島・東京間を移動した「被爆列車」の功績が紹介される。なお、統一問題に関しては、「まず一致できる課題での共同行動から出発すべきである」との前向きな姿勢が示され、「統一集会を開くことは決して至難のわざではあるまい³⁴⁵」として統一への意思を見せた。

被爆30周年を迎えた原水禁世界大会に際し、原水禁は「今年こそ国民的統一を」という目標を可掲げて臨んだ。社共両党および被団協、総評、中立労連、平和委員会、科学者会議によって原水禁統一問題懇談会（統一懇）が構成され、統一への調整が進められていた。7月29日、統一懇第五回会合において、安恒総評幹事と熊倉平和委員会副理事長から「原

³⁴³ 池山重朗 「原水禁運動に問われているもの」『月刊社会党』198号 1973年 p115

³⁴⁴ 園田原三 「原水禁運動の三つの課題 - 被爆二十九周年原水禁世界大会の報告 - 」『月刊社会党』213号 p172-177

³⁴⁵ 関口和 「被爆三十周年を迎えた原水禁運動」『月刊社会党』224号 1975年 p55-56

水爆禁止運動の組織の一体的統一を目指しての合意」が試案として提案された。同提案は 7 月 31 日の第六回会合において、七団体のうち六団体から支持を得た。残りの一団体は共産党であり、共産党の反対修正要求によって、同試案に基づく統一は頓挫する。社会新報記者の園田原三はこれを「統一を妨害した共産党のエゴ、独善ぶり³⁴⁶」と酷評する。

しかし、共産党の反対修正要求も無理らしからぬことであった。7 月 12 日の社会党全国国民運動部長会議において採択された「四つの基本原則³⁴⁷」には、「いかなる国の核兵器にも反対する」という核絶対否定の立場が明記されていたのである。原水禁運動分裂の最大の争点であった「いかなる国問題」に対して、社会党は全く譲歩姿勢を見せないまま望んだのだった。ゆえに、この基本原則が反映された試案に対して共産党が賛意を示すことなく、満場一致による合意形成機関である統一懇において、同試案が採択された可能性は皆無に等しい。

77 年は原水協と原水禁による統一大会が開かれた記念すべき年であるが、『月刊社会党』に統一への賛辞は乏しい。高桑純夫は、5 月 19 日の「5.19 合意書」に対し賛意を表す一方で、合意書における「統一」の意味について、「深甚な考慮が為されなかったのではないかと疑問を提示する。その上で、「均質的単一性を強要しようとする『統一』要求に追従させるとすれば、それはまぎれもなく運動の生命を枯渇させる統一」であると危機感をもらした³⁴⁸。

78 年 5 月 23 日から 6 月 28 日にかけて、軍縮のみを議題とする国連特別総会³⁴⁹が開催された。日本からは 500 名ほどの NGO 代表団が 2000 万名分の署名を携えて派遣された。この代表団は、被爆者を中心として労働組合、女性、研究者、法律家など多岐にわたる人びとを包含していた。署名運動は原水禁・原水協をはじめとする各団体によって構成された署名推進会議が中心となって進められ、内容は以下の三項目³⁵⁰によって構成されている。

“再びヒバクシャをつくらないために、核兵器の無い平和な世界を作るために、私たちは次のことを国連に要請します”

- (1) 広島・長崎の原爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界の人々に知らせること
- (2) 核兵器を使うことは人道に反する犯罪として禁止すること
- (3) 世界軍縮会議を開き、一日も早く核兵器の実験、使用、製造、貯蔵、拡散、設備を全面的に禁止する条件を作ること

³⁴⁶ 園田原三 「原水禁運動統一問題の経過」『月刊社会党』226 号 1975 年 p157

³⁴⁷ 園田(1975) 前掲書 p158

³⁴⁸ 高桑純夫 「原水禁運動の統一要求から学ぶ」『月刊社会党』249 号 1977 年 p66-72

³⁴⁹ この特別総会は、1976 年 8 月にコロンボで行なわれた第五階非同盟諸国首脳会議の求めに応じて、国連憲章第 20 条の規定に基づき、第 31 回総会で開催が決定された。

³⁵⁰ 関口和 「NGO と今後の原水禁運動の課題—国連軍縮特別総会に参加して—」『月刊社会党』262 号 1978 年 p122

この三項目は、「いかなる国問題」が反映されず、被爆者の存在と核兵器の非人道性を前面に押し出した請願内容となった。ゆえに、政党による系列化に伴い原水禁運度を離反した人々からの署名をも可能にしたのであった。署名推進会議発足当時、500万人であった目標人数は78年7月段階で2000万人を超え、超党派的な国民運動の復活ともいえる成果を生み出した。

被爆者の存在をアピールした請願は、国連総会の場において被爆者自体の多様性を知らしめる結果をも生み出した。6月12日総会午前の部における田中智子のスピーチには以下のような内容が含まれている。

「広島、長崎での外国人被爆者、とりわけ朝鮮人被爆者、そして太平洋諸島、アメリカ合衆国その他における核実験による被爆の実相をも、国連軍縮センターが率先して調査し、その結果を公表されるようもとめるものです。³⁵¹」

孫振斗支援運動の中で提起されてきた外国人被爆者の問題は、6年の月日を経て国連総会の場で、国際的に認知されることとなった。外国人被爆者問題が原水禁独自の課題ではなく、運動全体の問題として公式に位置づけられるのは、まさに統一大会後に国連総会で行なったこのスピーチを契機としている。広島・長崎における日本人被爆者に限定されていた「被爆者」の概念は、両地における外国人被爆者や核実験の被爆者などと一体化され、バーバラ・レイノルズが提唱した「ヒバクシャ」として国際的認知度を高めることとなった。

翌79年、『月刊社会党』には新村猛による論稿が寄せられた。新村は、原水禁運動においては、団体間で運動目的よりも運動主体に関する議論が盛んに行なわれ、他団体を差別・排除することで運動が分裂に至ったことを指摘する。さらに、社共両党による運動推進と不可分に結ばれたマルクス主義イデオロギーを運動の阻害要因と位置づけ、「原水禁運動は階級闘争である、というふうな考え方に依拠する限り、統一的な国民組織など何十年立ってもできないだろう³⁵²」と述べた。

84年に西谷豊（評論家）によって寄稿された「原水禁運動はどうあるべきか」と題された論文は、『月刊社会党』における事実上最後の言説となった。ここでは、77年以来の統一状況が84年大会準備委員会の進行過程で崩壊したことが報告されている。批判の矛先を向けられたのは、84年4月4日付『赤旗』の「統一の路線と分裂の路線—原水爆禁止運動三十年の経験と教訓」であった。この論文で共産党は、統一の停滞を原水禁や総評・社会党の運動路線に求め、再び「いかなる国問題」を持ち出した。共産党による批判に対し、大会準備委員会における共産党の行動を事例として、分裂の原因を共産党側に求めた。そ

³⁵¹ 関口（1978）前掲書 p129

³⁵² 新村猛 「原水禁運動の統一と日本の平和運動（Ⅱ）」『月刊社会党』276号 1979年 p162

の上で、以下のように述べている。

「77 年以來、統一世界大会が年々盛んになり、内容も充実してきたことの背景には、政党があまり表に出ず、原水協、原水禁も市民団体を前面に押し立てて縁の下の力持ちに徹してきたということがある、と指摘する人が少なくない。そうした方向がもう一度追求されていいのではないか。³⁵³」

西谷の願いも虚しく、統一世界大会は 84 年が最後の年となった。社共両党による相互批判の再開は、77 年以來の大同団結状況に致命的な亀裂を刻み、再び分裂への道を開いていた。それとともに『月刊社会党』からは原水禁運動に関する言説が消える。なお、『月刊社会党』は 96 年の社会民主党設立に伴い、『月刊社会民主』へと改題され現在に至っている。

第五項 要約

1965 年に原水禁が分裂した際、原水禁は「いかなる国の核にも反対する」という争点をめぐり、原水協と対決姿勢を示していた。これは両組織に影響力を行使した社会党・共産党についても同じことが言える。しかし、こうした争点や運動の主導権争い以外に原水禁独自の運動路線があったとは言い難い。それは、65 年原水禁大会に向けた課題設定が、同年の共産党による課題設定と酷似しており、66 年には「アメリカ帝国主義」の「ベトナム侵略」が第一の課題に挙げられたこと集約されている。

67 年以後には被爆者援護に関する言説が多くなり、社会党・原水禁の運動の中で確固たる存在となっていく。一方、同時期の共産党・原水協は、ベトナム反戦と原水禁批判に明け暮れた。原水禁において被爆者の存在感が増すに連れ、被爆者自体の多様性や被爆者間での差別構造などに注目が集まっていく。沖縄返還運動の只中にあった 68 年、沖縄在住被爆者の問題の中で、中国・朝鮮人被爆者の存在が明言され始める。この動きは、71 年のミクロネシア問題にまつわる議論に促され、アジア・太平洋戦争におけるアジアへの侵略性・加害性に関する論議に繋がった。

72 年には朝鮮人被爆者である孫振斗の支援運動が始まり、原水禁大会において外国人被爆者を日本人被爆者と同等に扱う決議がなされる。同時にアジア侵略の原因を旧日本軍国主義に求め、開戦責任を追及する動きが生まれた。これは、日本を「原爆の加害者」とさせないために 60 年代から続いてきた反核運動の発展形態であった。すなわち、連行された形で来日し、被爆を余儀なくされた外国人被爆者にとって、旧日本軍国主義は「原爆の加害者」であり、償いが必要だとされたのである。

この孫振斗支援運動や米軍のベトナム撤退は原水禁の運動方針の転換点となった。原水

³⁵³ 西谷豊 「原水禁運動はどうあるべきか」『月刊社会党』342 号 1984 年 p89

禁が1978年に発行したパンフレットには、「1973年以降、被爆者救援の運動は新しい段階をむかえた。³⁵⁴」と記されている。

73年以降は原水協との統一が運動の重要課題として掲げられ、外国人被爆者に関する言説は影を潜める。77年には「5.19合意」に基づき、統一世界大会開催が決定されたが、原水禁は喜々することなく、統一大会とともに独自大会を開催し続けた。しかし、統一によって2000万名に及ぶ署名運動が実現可能になり、78年6月の国連特別総会へ代表団を送れたことは、社会党・原水禁が評価する点でもある。この特別総会において、外国人被爆者の問題は国際的認知度を高める。

統一大会の開催は、84年の準備委員会における敵対意識復活により、同年大会をもって途絶えた。同時に、社会党の原水禁運動に対する関心度も低下し、以後『月刊社会党』に運動に関する記事が載ることはなくなる。

以上のように、社会党・原水禁による運動は、被爆者援護運動の中で外国人被爆者の存在を発見し、その文脈の中でアジア・太平洋戦争における対外的加害責任を提起したところに特徴を持つ。社会党の支持母体である総評には多種多様な団体が加盟しており、外国人被爆者支援をも射程として活動していた核禁会議と接触することが可能であった。その接触と人材交流の中から、孫振斗の問題が提起されてきたのであった。これは、堅固な活動方針を持つ共産党・原水協による運動の中ではなされなかった展開である。

第三節 共産党の原水禁運動

第一項 分裂と「五項目」の確立・継承

原水禁運動に関し多くの言説を発信しているのは、共産党統一戦線部長や大衆運動委員会委員長を歴任し、72年に衆議院議員として当選した金子満広である。金子は65年の第11回世界大会に際し、大会の課題を以下の五項目として述べた³⁵⁵。

- (1) 核戦争阻止のためのたたかい、当面の課題として、インドシナ半島をはじめとするアメリカ帝国主義のアジア諸国民にたいする軍事侵略と、核戦争挑発に反対し、米原子力潜水艦の「寄港」を阻止するたたかい、とくにアメリカ帝国主義のベトナムにおける侵略戦争を即時やめさせ、ベトナムから米軍を撤退させるためのたたかい。

³⁵⁴ 原水爆禁止国民会議 『原水禁運動の歴史と教訓 ―核絶対否定の理念をかかげて―』
1978年 原水禁ホームページ
<http://www.gensuikin.org/data/rekisikyokun.html#Anchor134975>

2007年11月16日アクセス

³⁵⁵ 金子満広 「原水禁運動の当面の任務」『前衛』239号 日本共産党中央委員会 1965年 p51-52

- (2) 核兵器の使用、実験、製造、貯蔵の完全禁止、まず核兵器の使用禁止の実現、アジア・太平洋地域に非核武装地帯を設置するたたかい。
- (3) 日本の全面核武装に反対し、米原子力潜水艦「寄港」阻止、F105D 水爆搭載機配備、ナイキ・ホーク基地設置に反対し、日韓会談を粉碎し、憲法改悪をはじめ「三矢作戦」計画など日本の軍事主義化に反対するたたかい、沖縄の原水爆基地撤去、沖縄、小笠原の日本への返還を要求するたたかい。これらのたたかいのなかで安保反対国民会議の再開を求める。
- (4) 被爆者救援と被爆者組織の強化。戦後二十年・被爆 20 周年をきして、「被爆者完全援護法の制定」「原爆症根治療法研究機関設置」の実施をかりとるたたかい。
- (5) 世界各国人民との連帯、相互支援と共同行動の強化、世界平和運動の団結を求める。

以上の五項目には、原水爆反対や被爆者支援に加えて、アメリカ帝国主義やベトナム反戦、沖縄返還、原潜寄港阻止などの争点が総花的に盛り込まれている。ここには、初期原水禁運動に見られた原水爆以外の争点の捨象という原則は、既に見出すことが出来ない。66 年の第 12 回大会においても前述の 5 項目要求は引き継がれ³⁵⁶、67 年には五項目継承に加え、(6) 原水爆禁止運動の発展と日本原水協組織の拡大強化が設定される。

第二項 統一計画の挫折と運動の凋落

68 年 6 月 11 日、共産党書記長宮元顕治は社会党書記長山本幸一に公式に統一を申し込んだ。68 年 2 月 8 日に共産党・社会党・公明党によって発せられた核兵器問題についての「三党共同声明」と「三党共同決議案」に対する賛に焦点は絞られた。「共同声明」は、核兵器持ち込み禁止、日本の核武装反対、沖縄の基地撤去、核兵器使用禁止国際協定の実現、被爆者の医療制度実現を目指した大同団結的なもので、「決議案」はこの「共同声明」を基礎として国会に提出されたものである。「共同声明」と「決議案」に対して、金子は「我が国の原水禁運動の今後の発展にとってきわめて重要な成果³⁵⁷」という賛辞を送った。一方、ソ連の核実験をめぐる「いかなる国問題」に関しては、「他の国際的な平和・民主運動のなかでは、まったく問題にならなかった」として、原水禁が「事実上すでに存立の基盤を失った³⁵⁸」と批判する。68 年には、前年の危機的状況を踏まえて、総評・社会党に宥和する姿勢を見せつつも共産党路線への吸収を目指す姿勢をみせた。

前年の歩み寄りを受けて、69 年の世界大会に向けた課題設定では、原水協と原水禁を「民

³⁵⁶ 原水協の第 26 回全国理事会は、(1)ベトナム戦争反対、(2)核戦争阻止、核兵器完全廃止、(3)核兵器もちこみ、自衛隊の核武装、海外派兵反対、(4)被爆者救援の強化、(5)国際連帯の強化、を大会の課題として設定した。

³⁵⁷ 金子満広 「第十四回原水禁世界大会の成功のために」『前衛』282 号 日本共産党中央委員会 1968 年 p13

³⁵⁸ 金子 (1968) 前掲書 p15

主勢力」として一括し、原水禁運動の統一的主体として位置づける言説が散見される。関幸夫は「あきらかに運動統一の条件は成熟しています」と明言しながらも、「五項目」を提示し、原水禁が『共産主義労働者党』などの反党妨害集団を「トロツキスト集団や反戦青年委員会」などと同様に「民主勢力」に加えていることを非難した³⁵⁹。5月8日に第二回に公式な統一の申し込みが頓挫した要因を社会党の姿勢に求める認識が表明されている。

政党間対立に伴い運動が縮小する中で、71年には金子満広、津金祐近（統一戦線部長）、井出洋（国際部副部長）らによる座談会が開催された。座談会の中で金子は、自省的に以下のような言葉を残した。

「路線が正しいだけでは運動は進まない。問題は、正しい路線が広範な大衆に理解され、実際の運動になったときにはじめてそれが核兵器を完全に禁止する大衆的な力に転化されるのだという観点にたってわれわれはさらに努力すべきだ。」³⁶⁰

金子の発言を裏返せば、共産党と日本原水協の運動路線が、多くの国民の反発を受け、運動が頓挫・停滞している状況が浮かび上がる。この状況を打開するためには、原水禁との大同団結による運動規模の拡大と、そのための宥和が必要とされていた。

第三項 ベトナム戦争終結と「五項目」の改訂

74年には、「五項目」が四項目として改変の上で再登場する。その四項目は、(1)核兵器の使用・実験・製造・貯蔵の禁止に関する訴え、(2)核兵器全面禁止条約締結のための決議を各国国会に送る計画、(3)国連に送る被爆者を含む代表団の選考、(4)被爆者援護法案の実現、であった³⁶¹。「五項目」において常に冒頭に示されてきた、「アメリカ帝国主義」とベトナム戦争の問題は、姿を消している。

これは73年3月29日に米軍がベトナム戦争から撤退したことを受け、第一項のベトナム反戦が不要となったことが原因と考えられる。長年の固定的目標であった「五項目」の改定に際し、次のような理由が設定された。

「運動の『原点』である『核兵器完全禁止』の実現を基本課題としてつねに中心におき、そのときどきの緊急な具体的課題を結合して運動を発展させてきた」³⁶²

³⁵⁹ 関幸夫 「第十五回原水禁世界大会の成功のために」『前衛』297号 日本共産党中央委員会 1969年 p16-19

³⁶⁰ 金子満広・津金祐近・井出洋 「〈座談会〉原水禁運動の足取りと展望」『前衛』327号 日本共産党中央委員会 1971年 p20

³⁶¹ 金子満広 「原水禁運動20年をむかえて」『前衛』371号 日本共産党中央委員会 1974年 p14-15

³⁶² 金子 1974 前掲書 p12

すなわち、社会党との歩み寄りのために、対立争点であったベトナムを捨象するのではなく、あくまでアメリカがベトナムから撤退したために緊急性が無くなったという説明である。なお、米軍撤退後の南ベトナムは北ベトナム軍の侵攻に加え、西砂作戦によって中国人民解放軍の攻撃を受け、戦火がなお続く状況であった。

こうした宥和姿勢も 75 年には姿を消え、社会党に対する過激な批判が息を吹き返す。3 月には、社会主義協会向坂派³⁶³を「対ソ盲従主義による統一妨害³⁶⁴」として名指しで非難した。8 月の課題設定では、核兵器完全禁止協定の実施を求める三項目が課題とされ³⁶⁵、社会党批判は抑制される。しかし、10 月の大会総括では総評・社会党に対して「みずからの原水禁運動分裂の責任についてはなんら反省しないばかりか、あくまでも『分裂の論理』を運動に押し付ける³⁶⁶」と酷評している。歩み寄りのために融和的な言説を提示し、統一の実現が困難になると再び対立勢力を批判するという構図が再び繰り返されたのであった。

第四項 合意達成と統一の停滞

76 年度大会直後の 9 月 20 日、共産党は「現在と統一戦線の問題」をテーマとした「ひらかれた懇談会」を開催した。この席上で宮本顕治は、原水禁運動統一問題打開の態度表明を行なう。これを受けて、12 月の総選挙後に共産党と総評の定期協議において同問題が取り上げられ、共産党金子満広と総評富塚三夫の対談を経て、12 月 27 日に事態打開策が合意に至った。その合意内容は、二者が会談を行なった事実確認、統一実現のための努力を進めること、第二回の会談を 77 年 1 月に実施予定とすること、の三点から構成されていた。

1977 年は原水禁運動にとって大きな転換点の年となった。3 月 17 日、共産党・総評間で共通の努力目標が合意に至る。合意は、核兵器全面禁止・被爆者援護を基本目標として、「より高い見地にたつてより広い階層の人びとを結集する新しい統一組織体」の創設を目指していた。この努力目標を元に協議をした結果、5 月 19 日、原水協理事長草の信男と原水禁代表森滝市郎の間で、統一への合意書が締結された。合意書は 5 つの合意項目と 3 つのメモから構成される。6 月 13 日には原水爆禁止統一実行委員会発足に当たり、以下の点が「6. 13 申し合わせ」として締結された。

(1) 77 年 8 月の大会を統一世界大会として開催する

³⁶³ 社会主義協会は、日本社会党内部の労農派マルクス主義の理論研究集団の総称。向坂派は 67 年の大田派との分裂を経て、71 年には党執行部を独占し、社会党内の最大派閥として影響力を行使した。

³⁶⁴ 岡崎万寿秀 「向坂派の原水禁運動論批判―反共、対ソ盲従主義による統一妨害論」『前衛』380 号 日本共産党中央委員会 1975 年 p188

³⁶⁵ 岡崎万寿秀 「被爆 30 年と原水禁運動の急務」『前衛』385 号 1975 年 p44-45

³⁶⁶ 河邑重光 「原水禁運動の原点と統一問題」『前衛』387 号 1975 年 p100

(2) 国連軍縮特別総会に向けて統一代表団を送る

(3) 年内を目処に統一組織を結成する

「6.13 申し合わせ」に基づき、原水協・原水禁の既存組織を解体した上での統一組織体を形成することが目標とされた。『前衛』7月号は、統一への合意に賛辞を送ると共に、「自己のせまい経験のなかからだけしかものをみない部分的なよせあつめの“統一”ではあってはならない³⁶⁷」と警戒している。

しかし、統一が呉越同舟的な側面を払拭できないまま進む中で、石田彊は「いかなる国問題」が分裂の起爆剤になると警鐘を鳴らした³⁶⁸。石田の危機意識は79年には石田自身による原水禁批判として現実化する。石田は、原水禁の独自大会を「5.19 合意」および「6.13 申し合わせ」を「じゅうりんする行動」、「分裂固定化の行動と論理」であると非難し³⁶⁹、「いかなる国問題」に言及した。77～78年に弱まった原水禁批判は再びその過激さを呈し始める。

第五項 要約

以上、60年代後半から70年代末に至るまでの間に共産党が原水禁運動の争点としてきたことは固定的であった。北爆を続ける「アメリカ帝国主義」に対する反抗こそが、65年以降の「5項目」の第一項とされ、ソ連の核は防衛的なものとして位置づけられた。こうした日本の被爆経験以外の部分を争点化するところに、発足当時の原水協とは性質を異にしていた。また、「いかなる国」か「核兵器全面禁止」かをめぐり、総評・社会党の影響下にある原水禁を排撃の対象としていた。

しかし、原水協が共産党の実質的支配下にあるという見解が広まるにつれ、共産党の方針に若干の変化が現れる。一般市民が運動から離反していき、規模が縮小する過程では、再び規模を拡大する試みが為されるようになった。運動推進主体としての「民主勢力」という用語が頻繁に使用され、ソ連の核実験に対しても否定的見解を滲ませるようになる。73年に米軍がベトナムから撤退した以後は、教条的存在であった「5項目」からベトナム反戦が姿を消し、「核兵器全面禁止」を運動の原則として掲げるようになる。

76年以降には原水禁との合意が結ばれ、統一へ向けた努力目標を掲げたものの、「いかなる国問題」や原子力発電等の争点をめぐる対立が解消されることはなかった。77年から84年にかけて、原水禁と原水協は何度か統一を標榜した世界大会を実施しているが、85年以後は再び分裂し、組織的統一は現在に至るまで実現していない。

³⁶⁷ 金子満広 「原水禁運動統一への道標」『前衛』412号 1977年 p24

³⁶⁸ 石田彊 「原水爆運動の新たな出発点—安倍一成氏の批判に対して—」『前衛』422号 1978年 p164

³⁶⁹ 石田彊 「原水爆禁止運動の現段階と確固たる統一への道—統一を望む多数者の声—」『前衛』436号 1979年 p225-227

こうした対立構造の存続は、『前衛』が指摘する総評・社会党の方針と共に、「五項目」を9年に渡って改変することなく提示し続けた共産党の硬直的な姿勢に求めることも出来よう。金子が指摘した「時代に応じた争点を混入した形」での運動方針は、ベトナム戦争終戦による脱争点化以外では殆ど実現されることがなかった。

共産党の原水禁運動においては、70年代を通じて問題視された在日コリアン被爆者の問題への接触は確認できない。「アメリカ帝国主義」に対する「日本人民」の「たたかい」こそが何よりの課題であった。

第四節 原水禁運動における加害意識とその特質

第一項 加害意識の表出過程

本章で概観してきたとおり、1954年の第五福竜丸被爆事件にはじまる日本の原水爆禁止運動は、反核以外の焦点を捨象した超党派の国民運動にその起源を持つ。しかし、60年代前半を通じて社会党・共産党によって系列化され、各政党の政治イデオロギーが色濃く反映されることとなった。特に61年のソ連核実験以後、総評・社会党が主張する「いかなる国の核実験にも反対する」という運動姿勢をめぐり、原水禁運動は混乱に陥った。その過程で、共産党主導の原水協と社会党主導の原水禁、自民党主導の核禁会議が発足したが、大規模な運動を存続しえたのは前二者である。

65年には原水協主催の世界大会と原水禁主催の原水禁大会が別個に開催される。両大会では、「いかなる国問題」をめぐって相互批判を行なったが、各大会において社共両党がそれぞれ掲げた課題設定は、酷似していた。社会党の課題設定は、ベトナム反戦、核使用禁止、核武装阻止、被爆者援護、運動の拡大という共産党の提示した「五項目」と内容のみならず項目順まで一致している。すなわち、この時点では両党の運動に対する本質的差異は見出しがたく、あくまで「いかなる国問題」と運動の主導権争いの産物として分裂に至った。

以後、68年の「三党共同宣言」が発せられるまで、共産党の「五項目」は教条的に受け継がれる。一方、社会党側は被爆者手帳の交付件を沖縄在住被爆者へ広げる要求を行なうなど、被爆者の福利厚生面を重視した運動展開を行なった。その過程の中で、ミクロネシア問題の文脈から中国人被爆者・朝鮮人被爆者の存在に注目が集まり、彼らを被爆に至らしめた旧日本軍国主義の加害性が提起されてくる。しかし、両政党間での悪辣なまでの相互批判は止むことが無く、多くの無党派市民は運動に見切りをつけ、国民的規模の運動は縮小を余儀なくされる。

外国人被爆者の救済を運動の中で確固として位置づけた社会党の運動路線は、72年の孫振斗支援訴訟を契機に転換点を迎えた。ベトナム反戦から被爆体験という原点回帰が運動

課題の第一項に据えられるようになる。その過程で、原水禁に加盟していなかった諸団体から孫振斗支援運動への賛意が提示され、アジア・太平洋戦争期における強制連行を代表する戦争責任が問われ始めることとなった。

社会党・原水禁が外国人被爆者の問題を重視する一方で、共産党・原水禁からは同問題への言及が為されることはなかった。共産党にとって運動の転換期となったのは、74 年 3 月の米軍ベトナム撤退である。ベトナム戦争を「アメリカ帝国主義によるベトナム侵略戦争」として位置づけてきた共産党にとって、ベトナムから米軍がいなくなれば、反戦運動をそれ以上展開する根拠が無くなったのである。76 年には宮本顕治から統一方針が発せられ、77 年には原水禁との統一に到る。

外国人被爆者問題は、78 年 6 月の国連特別総会で、日本における原水禁運動の公式表明として言及がなされ、国際的に認知度を高めることとなった。これら外国人被爆者への視座は、次のような 78 年統一大会の大会宣言として結実する。

「被爆者は、日本国内にだけいるのではない。広島・長崎で被爆した多数の朝鮮人被爆者をはじめとする外国人被爆者、外国に移住した日本人被爆者、ビキニ環礁及び世界の各地で行なわれた核爆発実験で被爆したミクロネシアの島民、その他の被爆者などについての実情は、まだ十分に明らかにされていない³⁷⁰。

外国人被爆者への眼差しは、アジア・太平洋戦争における加害意識をもとにグローバルな被爆者の連帯感を紡いでいく。「被爆者」は、バーバラ・レイノルズの提唱により「ヒバクシャ」として国境を越えた概念に昇華され、核兵器の非人道性を提起する主体としてその記憶が語り継がれることとなる。

以上のように、原水禁運動において対外的加害意識が萌芽を見せたのは、68～69 年の沖縄在住被爆者にまつわる議論においてであり、運動の中で明確な位置を占めるようになるのは 72 年の孫振斗支援訴訟が開始された時期であった。いずれも社会党・原水禁の運動展開から出てきた論点であって、共産党『前衛』には言及がなされていない。「五項目」に束縛され、硬直的姿勢を極めた共産党の組織体系および運動展開は、被爆者支援を重点化するような方針転換を阻害した。外国人被爆者が共産党を含めた形で、原水禁運動全体に受容されるのは、78 年の国連特別総会における田中里子のスピーチを待たねばならなかった。

第二項 加害意識とヒバクシャ

³⁷⁰ 「東京宣言」 日本労働年鑑 第 50 集 1980 年版 第二部 労働運動 XIII 政治的大衆行動と平和運動 法政大学大原社会問題研究所ホームページ

<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/rn/50/index.html>

2007 年 11 月 18 日アクセス

外国人被爆者の存在は、日本人の加害者としての自己認識形成を促した。それは、あくまで外国人被爆者に対する加害意識であって、原水禁運動から他の問題に関する加害意識が表出されたわけではない。被爆における加害と被害の一体性を説く議論において、かつて銃後の人々が行なった戦争協力の歴史が掘り起こされた。しかし、被害と加害の一体性は、日本人被爆者を戦争の加害主体として位置づける言説をも生み出した。被爆者は、過去の忌まわしい経験に対して口を噤む。それは被爆による差別や偏見を避けたいが為の行為であると同時に、非被爆者と同等の人間らしい暮らしを送りたいという積極的な願望が基になっている³⁷¹。しかし、原水禁運動の中で、様々な鞭と偏見を受け、あるいは被害性を強調した振る舞いを強いられることで、自身の生と被爆を不可分の一体として認めざるを得なくなる。また、軍都広島で銃後を支えた「加害者」としてのレッテルを貼られる事例さえある³⁷²。

被爆者自身には、石田忠の調査によってある程度の政治的傾向性を見出すことが出来る。すなわち、原爆体験は被爆者の思想的営為を活性化する。そしてその思想の営為は反原爆、平和、戦争否定、国の戦争責任追及などの方向へと向かわせていく。その度合いは、被爆による被害が重度であるほど強いものとなる³⁷³。しかしそれは直ちに被爆体験の公表と運動への参加を促すものではない。「あの日」の忘却を望み、被爆体験を自身の内側に押し殺してきた被爆者にとって、原水禁運動の神輿として祭り上げられることは、古傷を抉られるような暴虐に等しい。被爆者は、被爆による被災だけでなく、政治運動に翻弄され、時として加害者として批判される、幾重もの被害を余儀なくされることとなった。

外国人被爆者は、こうした苦しみに加えて国籍上の差別も加えられた存在だった。67年には韓国原爆被害者協会が設立されたものの、日本人活動家からは「日本人の救済さえ充分でないのに、韓国人にまで手を伸ばすことはない³⁷⁴」と一蹴された。70年10月に梁政明（当時早稲田大学学生）は「在日朝鮮人の存在そのものが歴史の不条理だ」と抗議文を残し焼身自殺を遂げる。しかし、梁の抗議文は改竄されて共産党と核マル派の政治闘争の手段となる³⁷⁵。また『潮』7月号では18名の在韓韓国人被爆者の証言が紹介され、窮状が述べられた³⁷⁶。しかし、原水禁が孫振斗支援運動を開始するまでは、韓国側が韓国人被爆者

³⁷¹ 藤原修 「ヒバクシャの世紀 ―ヒロシマ・ナガサキ・ビキニー」 倉田愛子・杉原達他編『岩波講座 アジア・太平洋戦争 8 20世紀の中のアジア・太平洋戦争』岩波書店 2006 p337

³⁷² 土井敏邦 『『国際平和都市』広島の実像 戦争加害体験をなぜ語れないのか』『朝日ジャーナル』1989年8月11日 p20-24

³⁷³ 石田忠 『統計集〈原爆体験の思想化〉について―2004.5.23 社会調査質に置ける講義録―』石田忠先生の米寿を祝う会・杳石会 2004年 p3

³⁷⁴ 平岡敬 「黙殺との戦い―被爆朝鮮人・孫振斗さんの訴え―」『世界』345号 1974年 p241

³⁷⁵ 石垣雅設 「孫振斗さんに治療と在留を！」『新日本文学』298号 1972年 p114

³⁷⁶ 「在韓朝鮮人被爆者の証言」『潮』156号 1972年 p188-200

に接触を許可したのは核禁会議のみであり³⁷⁷、同団体の運動規模からしても支援運動が成功する可能性は低かった。74年2月には、「諸君は今尚〈地獄〉の底で生きている在韓被爆者の存在を知っているだろう！彼等の〈生〉は一体何を意味するのか、君達は一度でも考えたことがあるのか！³⁷⁸」というビラが原爆ドームにまかれたが、さほどの反響を呼ばぬまま忘れ去られた。81年には朝鮮人被爆者を初めて扱った記録映画「世界の人へ」が製作されるが、被爆現場となった三菱重工構内での撮影交渉は難航を極めた³⁷⁹。

こうした朝鮮半島を出自とする外国人被爆者に対する認識の変化が原水禁運動外部で明確に生じたのは、78年3月30日の孫振斗裁判最高裁勝訴判決だった。これは、原爆裁判史において国外からの訴えによって初めて日本の戦争責任が明らかにされた判例である³⁸⁰。判決後、『歴史評論』4月号はアジア・太平洋戦争期における強制連行の国家責任を糾弾し³⁸¹、『世界』6月号では原爆被害に対する外国人被爆者による国家補償要求の正当性が論じられている³⁸²。

以上のように、68年に始まる外国人被爆者の発見は、戦争責任問題として日本の加害性が運動内部において論じられる活路を開いた。しかし、朝鮮半島を出自とする人々に対する戦後補償の法的不備や差別意識の残存などにより、外国人被爆者への補償および加害意識の定着には10年の歳月を要することとなる。それは原水禁と原水協の政治的対立が小康状態を保った時期に現れ、運動全体に新たな方針を与えていった。一方、原水禁運動においても加害意識が拡大解釈されることで、日本人被爆者にも加害性を求める動きがうまれ、被爆者を苦しめることとなった。

³⁷⁷ 本田邦広 「朝鮮人被爆者は無視されている」『エコノミスト』1883号 1971年 p84

³⁷⁸ 平岡 前掲書 (1974) p235

³⁷⁹ 久保田達郎 「ある朝鮮人被爆者の証言」『新日本文学』412号 1981年 p92-93

³⁸⁰ 中島竜美 「孫振斗裁判」『月刊社会民主』5月号 2002年 p49

³⁸¹ 中塚明 「朝鮮人被爆者の問題—歴史的考察—」『歴史評論』336号 1978年 p39

³⁸² 平岡敬 「国歌と被爆者—孫振斗氏勝訴の意味—」『世界』391号 1978年 p326

結論

結論

本論稿で述べてきたように、アジア・太平洋戦争における日本軍の加害性を公の場で表出するに至る過程は、各団体で異なった。

第一に、歴史学の研究者たちにとって、戦場で行われた行為を研究対象とする動向は希薄だった。戦後歴史学において中核的な役割を果たしてきた歴史学研究会は、長期にわたって「歴史を動かす主体」たる民衆と民族の問題に腐心してきた。国民的歴史学運動における「歴史の掘り起こし」は、山村の名もなき農民の生活史を強調することで、権力者を主体に据えた「正史」を再考する動きの所産でしかなかった。その際、被支配階級として脱個性化された民衆や民族は、「昭和史論争」における論争の種となる。後に、民衆・民族は人民という言葉で支配階級に対立する存在として描かれ始めるが、その来歴や構成の多様性に関する配慮は浅薄であった。

ゆえに 60 年代の歴研における人民概念の射程は、どれほど広く見積もっても本土に暮らす日本人のみを指した。かつて日本国民として皇民化教育を受けた植民地の人々に視点は当てられていない。その眼差しの乏しさは、朝鮮史研究や中国史研究における研究業績の浅さとして表れた。65 年の第一次教科書裁判は、歴研の主流な学説であった「歴史を支える人々」に対する擁護の動きに他ならない。また、66～68 年に歴研で複数回にわたり特集された紀元節復活と明治百年祭の問題も、人民の支配階級に対する闘争過程として理解される。しかし、これら二者への反対運動が失敗に終わり、人民概念は再考を迫られることとなる。74 年刊『現代歴史学の成果と課題』は、人民闘争史観の限界を示しつつも、その限界を超克しようとする姿勢を提示する。

1970 年に始まる日韓歴史学者の交流は、朝鮮史研究の進展を促し植民地視の視点を獲得させる。70 年代前半を象徴する沖縄返還とベトナム戦争は、歴研の大会において決議項目として登場する。だが、沖縄・ベトナムに関する歴史的研究が飛躍的發展を遂げたわけではない。

70 年代後半に現れた社会史研究の動きは、女性史やマイノリティー史を掘り起こす研究動向を生み、民衆の内部における支配構造や差別構造に眼差しを向けた。一枚岩的に語られてきた人民内部における階級性の存在提起に伴い、人民闘争史観は後退を余儀なくされる。こうした潮流は、81 年刊『現代歴史学の成果と課題』で、社会経済史と人民闘争史観を中核としたマルクス主義歴史学の反省を明記するに至る。

同時に、かつて国際的連帯の対象であった中国や北朝鮮に関しても、研究が進み戦時下の日本軍の行為が浮き彫りにされてくる。第三次教科書裁判では中国戦線における日本軍の加害性が争点とされた。

第二に、歴史教育に従事する教員たちは、沖縄戦における日本軍の加害性を提起し続けてきたものの、沖縄以外の事例に関する言及は十分ではなかった。教員の相互扶助を目的として設立された日教組は、50 年代の逆コースを経て政治色を強め、反軍国主義的色彩を

呈示する。沖縄返還を推進した復帰協に参画することで、日教組は沖縄を訪問する機会を得る。沖縄教祖のとの人的・知的交流の中で、日教組の訪問団は沖縄県民と直に接し、沖縄戦の禍根を知る。65 年の『教育評論』には、沖縄戦における日本軍の住民虐殺や強制自決の事例が掲載された。

日教組の公式見解では、沖縄復帰はベトナム反戦の従属事項として位置づけられたものの、実際は沖縄返還に教師たちの焦点は置かれた。その理由は、ベトナムと比較した際、沖縄は日本語による人材交流や資料解読が可能であり、政治的色彩を解さない生身の姿を見ることができたからかもしれない。

いち早く沖縄における加害性を公式に論じた日教組は、軍国主義批判の要として日本軍国主義の加害を位置づける。70 年安保を経てアジア諸国への視野が開けた際にも、この手法は用いられたが、アジアにおける具体的な事例が出てくることはなく、漠然とした観念的議論に終始した。その一例として、在日コリアンと強制連行の問題は、70 年代には国内での差別問題としてのみ語られ、戦争責任の議論として浮上するのは 85 年であった。

80 年代初頭の「教科書攻撃」に際して日教組は、アジア・太平洋戦争下の日本軍の加害性を否認しようとする保守意イデオログと対立する。しかし、教育荒廃の中にあっては、学校外の運動に注力する余裕は教師たちにはなく、その言葉が現実を変革する運動の力となったわけではなかった。

第三に、国民的な平和運動であった原水禁運動からは、外国人被爆者の問題から強制連行の責任が示唆されたものの、他の事例が検討される機会はなかった。「いかなる国問題」を契機として 65 年に分裂した原水禁運動は、共産党影響下の原水協と社会党影響下の原水禁に分かれて進展する。原水禁はベトナム反戦を基調とした「5 項目」を掲げ続けたのに対し、原水禁は被爆者支援に焦点を移す。

原水禁の被爆者支援の活動の中で、66 年には沖縄の被爆者にスポットが当てられる。この動きは、68 年のミクロネシア人被爆者や 72 年の孫信斗など外国人被爆者の問題が提起された。78 年には孫信斗裁判の最高裁勝訴を受けて、日本の戦争責任が浮き彫りにされる。しかし、外国人被爆者問題は、外国人を被爆に至らしめた過程に対する批判を運動内部で提起したわけではない。

このように、三団体においてアジア・太平洋戦争下の日本軍による加害行為への責任が表出してくる過程は、それぞれ異なった。社会運動興隆の契機となった 1965 年段階では、日教組が沖縄に対する加害性を提示し、翌年に原水禁が沖縄在住被爆者の問題を発掘するにとどまった。中国や朝鮮半島をはじめとするアジア諸国における加害行為は、この段階では公の場で議論されることがなかった。その意味では、占領統治期における日本人再教育プランや東京裁判は、他国民への加害行為を国民に周知させるほどの影響力はもたなかった。

また、ベトナム反戦の中で小田実が提示した「加害者／被害者」論は、三団体の中にあって否定されることはなかったが、即時的に受容されることもなかった。歴研が「される

ものの視点」と題して小田の議論を反映させたのは、82 年のことだった。日教組に関しては、72 年に情宣局が「教育評論」において紹介したが、沖縄復帰とベトナム戦争終結後には、日の丸・君が代問題の文脈で用いられる程度であった。原水禁運動においては、「加害者／被害者」論は、被爆者の加害性を強調する文脈で用いられ、被爆者の感情を逆なでする結果をもたらした。

沖縄・ベトナムと同時期の言説である「中国の旅」は、中国戦線を事例として日本軍の加害行為を世間に知らしめた。しかし、同書が加害意識表出の契機という役割を果たしたわけではない。歴研は 70 年の日韓交流を契機として、日教組は 70 年安保を契機として「アジアの中の日本」という国際的視野に立った形での戦争認識をすでに築きつつあった。原水禁運動の中では、中国戦線に出征した兵士自体が議論の対象となっていなかった。これらの点で、「中国の旅」は加害意識の表出を促す影響を及ぼした可能性はあるものの、同書発行と前後して加害意識の表出が大きく変化したわけではなかった。

一方、第三次教科書裁判は加害行為を争点とした裁判としてはじまった。この裁判に対して、三団体は原告支援の姿勢を見せる。それぞれ異なった過程を経て表出された日本軍国主義の加害責任と同国民としての加害意識は、この時点で足並みが揃うこととなった。

以上のように、アジア・太平洋戦争におけるアジアへの加害意識は、沖縄返還やベトナム反戦など社会運動の時代を経て表出を始めた。しかし、沖縄とベトナムは同時代に並行して進んだ問題であったが、加害意識表出の発端となる事例は、団体ごとに異なっていた。それぞれ違うアプローチが、日本の加害責任追及という形で統一され、各団体内において所与のものとされる契機は、第三次教科書裁判であった。

最後に序文で提起した問いに答える形で本論稿を閉じたい。第一に、「東京裁判史観」として批判される対象となった史観が存在し、各団体の戦争観を形成した軌跡は見られなかった。主要分析期間の開始期である 1965 年段階において、これら三団体はアジア・太平洋戦争における加害意識を持っていたわけではなく、あくまで資本主義とファシズムが結託した軍国主義の批判に終始していた。反軍国主義的言説の対象は資本主義国全般であり、日本に限定されていたわけではない。この史観の代表的事例が、歴研の人民闘争史観である。人民闘争史観からは、加害者としての自己意識が欠落しがちになるため、人民闘争史観が「自虐史観」であるとは言えない。「自虐史観」か「パール史観」か、という短絡的な二項対立の図式で分けられるほど、国民の戦争観は単純ではない

第二に、多種多様な戦争体験を持つ国民によって構成された三団体は、ベトナム戦争を契機に加害意識を表出していったわけでもない。小熊が指摘するように、小田実の「加害者／被害者」論は、戦時下における加害性が公の場で大規模に提起された最初の事例であり、ベトナム反戦の文脈の中で生まれた。しかし、この議論が三団体に関しては、受容されるまでにそれぞれ時間がかかった。人民闘争史観からの脱却や沖縄教組との交流、そして外国人被爆者の発見など、別個の経験をもとに各団体は小田の議論を受容する。それは、テレビの中でしか見たことのないベトナム人の姿にかつての自己像を見出す精神的営為で

はない。各々の活動に即した身近な存在を再考し、捨象してきたものを「発見」する過程であった。

そして第三に、三団体が表出した加害意識とは、自分自身が戦場で行なった行為に対する贖罪意識では必ずしもない。歴研は人民内部のマイノリティーに着目することで、マイノリティーに加えられた被害と被害をもたらした加害者の存在を「発見」した。この観点からなされた戦時下の加害行為に関する研究は、歴史家自身の体験ではなく史資料に基づいていた。そこに歴史家が兵士として行なった行為に対する贖罪意識は、直接的には反映されていない。日教組は、沖縄との交流の中で、沖縄に被害をもたらした加害者としての日本兵の姿を見出した。しかし、教え子を戦死させたことを戦争責任と感じる教師達にとって、沖縄の日本兵と教え子が同一の存在であるとの想定は希薄であった。また原水禁は外国人被爆者を「発見」し、彼らを被爆に至らしめた戦時下の経緯を非難した。だがそれも、強制連行にまつわる国家の責任に帰着した。過去の自分が中国・朝鮮半島出自の人々に加えた差別に対し、自己批判を迫るものではなかった。

すなわち、加害意識の表出とは、各団体の活動の中で「発見」した被害者の視点から、被害者の目に映った日本兵の姿を再生させ、その残虐性を批判する精神的営為であった。そこからは、加害者としての日本兵の責任を浮き彫りにし、国家の戦争責任を追及する言説が生まれる。しかし、再生された兵士の姿を過去の自分として公言する議論は稀であり、兵士達は国家を代表する匿名の存在として描かれた。被害者の視点に寄り添ったとき、加害者の残酷さは強調され、加害に至った背景や状況は捨象されがちになる。また、加害の概念自体も戦時国際法など法的観点よりも道義的観点から形成されることになる。戦争下の加害・被害の関係において、道義的観点は欠くべからざる点である。しかし、加害行為を行っていない者が、被害者に寄り添い、道義的観点のみを強調して加害意識を表出させるとき、その加害意識は実際の加害者から乖離する危険性も有していた。

参考文献一覽

参考文献

序文

- 『正論』2007年1月号 産経新聞社 2007年
『正論』2007年4月号 産経新聞社 2007年
『諸君』2002年6月臨時増刊号 文芸春秋社 2002年
『諸君』1988年2月号 文芸春秋社 1988年
『諸君』2006年12月号 文芸春秋社 2006年
『諸君』2004年8月号 文芸春秋社 2004年
朝日新聞取材班『「過去の克服」と愛国心』 朝日新聞社 2007年
小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉—戦後日本のナショナリズムと公共性—』新曜社 2002年
内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp>
国会議事録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp>

第一章

- 竹山昭子 『ラジオの時代 ラジオは茶の間の主役だった』世界思想社 2002年
吉田裕 『日本人の戦争観—戦後史の中の変容』岩波書店 1995年
鹿野正直 『日本の近代思想』岩波新書 2002年
櫻井よしこ 『GHQ作成の情報操作書「真相箱」の呪縛を解く—戦後日本人の戦争観はこうして歪められた』小学館文庫 2002年
児島襄 『東京裁判 (上)』 中公新書 1971年
日本戦没学生記念会 『きけわだつみのこえ—日本戦没学生の手記—』岩波文庫 1982年
藤原帰一 『戦争を記憶する—広島・ホロコーストと現在—』講談社現代新書 2001年
小田実 『小田実評論集 1 60年代—「難死の思想」—』筑摩書房 2000年
小田実『小田実全仕事 8 評論2歩き、話し、考え、書き…』河出書房 1970年
小田実『小田実全仕事 7 評論1ここから出発して…』河出書房 1970年
ベトナムに平和を！市民連合『資料・「ベ平連」運動 上巻』 1974年 河出書房
大田昌秀編 『写真集 沖縄戦後史』 那覇出版社 1986年
与那国ノボル『戦後沖縄の社会変動と近代化 米軍支配と大衆運動のダイナミズム』 沖縄タイムス社 2001年
太田昌秀 『沖縄のこころ』 岩波新書 1971年
大江健三郎 『沖縄ノート』岩波新書 1970年
嶋津与志 『沖縄戦を考える』おきなわ文庫 1983年
本多勝一 『中国の旅』1972年 朝日新聞社

家永教科書訴訟弁護団 『家永教科書裁判 三二年にわたる弁護団の総括』 日本評論社
1998 年

イアン・ブルマ 『戦争の記憶—日本人とドイツ人—』 TBS ブリタニカ 1994 年

『諸君！』 文芸春秋社 1983 年 12 月号

JCA-NET ホームページ 「旧『ベ平連』運動の情報ページ」

<http://www.jca.apc.org/jca-net/whoweare.html>

南京への道・史実を守る会 百人斬り裁判・夏淑琴裁判支援サイト

<http://andesfolklore.hp.infoseek.co.jp/intisol/hyakunin/hanketu4.htm>

第二章

東京都立大学人文学部 『人文学報』 327 号 2002 年

東京都立大学人文学部 『人文学報』 337 号 2003 年

歴史科学協議会 『歴史評論』 201 号 1967 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 281 号 青木書店 1963 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 314 号 青木書店 1966 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 316 号 青木書店 1966 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 320 号 青木書店 1967 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 322 号 青木書店 1967 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 324 号 青木書店 1967 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 326 号 青木書店 1967 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 330 号 青木書店 1967 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 331 号 青木書店 1967 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 332 号 青木書店 1967 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 333 号 青木書店 1968 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 335 号 青木書店 1968 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 336 号 青木書店 1968 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 338 号 青木書店 1968 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 339 号 青木書店 1968 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 341 号 青木書店 1969 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 347 号 青木書店 1969 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 348 号 青木書店 1969 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 349 号 青木書店 1969 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 350 号 青木書店 1969 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 356 号 青木書店 1970 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 363 号 青木書店 1970 年

歴史学研究会 『歴史学研究』 366号 青木書店 1970年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 357号 青木書店 1970年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 365号 青木書店 1970年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 372号 青木書店 1971年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 377号 青木書店 1971年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 378号 青木書店 1971年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 379号 青木書店 1971年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 380号 青木書店 1972年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 383号 青木書店 1972年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 386号 青木書店 1972年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 393号 青木書店 1973年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 457号 青木書店 1978年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 472号 青木書店 1979年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 477号 青木書店 1980年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 478号 青木書店 1980年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 479号 青木書店 1980年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 491号 青木書店 1981年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 492号 青木書店 1981年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 495号 青木書店 1981年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 496号 青木書店 1981年
 歴史学研究会 『歴史学研究』 498号 青木書店 1981年
 臼井吉見 『戦後文学史論争 下巻』 番町書房 1972年
 大門正克編 『昭和史論争を問う 歴史を叙述することの可能性』 日本経済評論社 2006年
 亀井勝一郎 『現代史の課題』 岩波現代文庫 2005年
 永原慶二・中村正則編 『歴史家が語る 戦後史と私』 吉川弘文館 1997年
 永原慶二 『20世紀日本の歴史学』 吉川弘文館 2003年
 阿部勤也 『ハーメルンの笛吹き男』 平凡社 1974年
 木坂順一郎 『昭和の歴史 7 太平洋戦争』 小学館 1982年
 藤原彰 『昭和の歴史 5 日中全面戦争』 小学館 1982年
 歴史学研究会 『世界史認識と人民闘争史研究の課題—1971年度歴史学研究会大会報告—』 青木書店 1971年
 歴史学研究会編 『現代歴史学の成果と課題 1 歴史理論・科学運動』 青木書店 1974年
 歴史学研究会 『現代歴史学と教科書裁判』 青木書店 1973年
 歴史学研究会 『現代歴史学の成果と課題Ⅱ 第一巻 歴史学と歴史意識』

青木書店 1982 年

歴史学研究会・日本史研究会『講座 日本歴史 13 歴史における現在』 東京大学出版
会 1985 年

歴史学研究会『現代歴史学の成果と課題 1980—2000 I 歴史学における方法論的展開』
2002 年 青木書店

歴史学研究会『現代歴史学の成果と課題 3』 青木書店 1974 年

加藤哲郎ネチズンカレッジ <http://homepage3.nifty.com/katote/jinmin.html>

日本郷友連盟ホームページ <http://www2.gol.com/users/goyu/newpage1.htm>

第三章

日本教職員組合『日教組二〇年史 資料集』労働旬報社 1970 年

日本教職員組合『日教組四十年資料集（一九七〇～一九八五年）』日本教職員組合 1988 年

日本教職員組合『日教組五〇年史 資料集』日本教職員組合 1997 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 172 号 労働旬報社 1965 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 174 号 労働旬報社 1965 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 180 号 労働旬報社 1966 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 189 号 労働旬報社 1966 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 190 号 労働旬報社 1966 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 191 号 労働旬報社 1966 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 193 号 労働旬報社 1966 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 197 号 労働旬報社 1967 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 211 号 労働旬報社 1968 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 215 号 労働旬報社 1968 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 218 号 労働旬報社 1968 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 219 号 労働旬報社 1968 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 221 号 労働旬報社 1968 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 225 号 労働旬報社 1969 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 226 号 労働旬報社 1969 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 228 号 労働旬報社 1969 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 230 号 労働旬報社 1969 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 231 号 労働旬報社 1969 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 232 号 労働旬報社 1969 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 234 号 労働旬報社 1969 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 240 号 労働旬報社 1970 年

日本教職員組合情宣局 『教育評論』 70 年 8 月臨時増刊号 労働旬報社 1970 年

日本教職員組合情宣局	『教育評論』	255 号	労働旬報社	1971 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	258 号	労働旬報社	1971 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	261 号	労働旬報社	1971 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	265 号	労働旬報社	1971 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	269 号	労働旬報社	1971 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	276 号	労働旬報社	1972 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	278 号	労働旬報社	1972 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	279 号	労働旬報社	1972 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	286 号	労働旬報社	1973 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	287 号	労働旬報社	1972 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	310 号	労働旬報社	1974 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	324 号	労働旬報社	1975 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	334 号	労働旬報社	1976 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	360 号	労働旬報社	1978 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	375 号	労働旬報社	1979 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	381 号	労働旬報社	1979 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	392 号	労働旬報社	1980 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	394 号	労働旬報社	1980 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	406 号	労働旬報社	1981 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	417 号	労働旬報社	1982 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	420 号	労働旬報社	1982 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	427 号	労働旬報社	1983 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	428 号	労働旬報社	1983 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	429 号	労働旬報社	1983 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	450 号	労働旬報社	1984 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	456 号	労働旬報社	1985 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	458 号	労働旬報社	1985 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	483 号	労働旬報社	1987 年
日本教職員組合情宣局	『教育評論』	486 号	労働旬報社	1987 年

裁判所ホームページ

<http://www.courts.go.jp>

第四章

藤原修 『原水爆禁止運動の成立—戦後日本平和運動の原像 1954—1955—』 明治学院国際
平和研究所 1991 年

小林徹編 『原水爆禁止運動資料集 第一巻[1954 年]』 緑蔭書房 1995 年

小林徹編 『原水爆禁止運動資料集 第二巻[1955 年]』 緑蔭書房 1995 年

小林徹編 『原水爆禁止運動資料集 第三巻[1956 年]』 緑蔭書房 1995 年

小林徹編 『原水爆禁止運動資料集 第四巻[1958 年]』 緑蔭書房 1995 年

小林徹編 『原水爆禁止運動資料集 第六巻[1959 年]』 緑蔭書房 1995 年

石田忠 『統計集〈原爆体験の思想化〉について—2004. 5. 23 社会調査質に置ける講義録
—』 石田忠先生の米寿を祝う会・沓石会 2004 年

倉田愛子・杉原達他編『岩波講座 アジア・太平洋戦争 8 20 世紀の中のアジア・太平洋
戦争』 岩波書店 2006 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』239 号 日本共産党中央委員会 1965 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』253 号 日本共産党中央委員会 1966 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』268 号 日本共産党中央委員会 1967 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』282 号 日本共産党中央委員会 1968 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』297 号 日本共産党中央委員会 1969 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』299 号 日本共産党中央委員会 1969 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』327 号 日本共産党中央委員会 1971 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』341 号 日本共産党中央委員会 1972 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』359 号 日本共産党中央委員会 1973 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』371 号 日本共産党中央委員会 1974 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』380 号 日本共産党中央委員会 1975 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』385 号 日本共産党中央委員会 1975 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』387 号 日本共産党中央委員会 1975 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』412 号 日本共産党中央委員会 1977 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』416 号 日本共産党中央委員会 1977 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』422 号 日本共産党中央委員会 1978 年

日本共産党中央委員会出版局『前衛』436 号 日本共産党中央委員会 1979 年

日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』98 号 日本社会党 1965 年

日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』110 号 日本社会党 1966 年

日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』124 号 日本社会党 1967 年

日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』126 号 日本社会党 1967 年

日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』136 号 日本社会党 1968 年

日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』151 号 日本社会党 1969 年

日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』152 号 日本社会党 1969 年

日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』164号 日本社会党 1970年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』173号 日本社会党 1971年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』174号 日本社会党 1971年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』176号 日本社会党 1971年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』186号 日本社会党 1972年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』188号 日本社会党 1972年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』188号 日本社会党 1972年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』198号 日本社会党 1973年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』213号 日本社会党 1974年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』224号 日本社会党 1975年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』226号 日本社会党 1975年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』249号 日本社会党 1977年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』262号 日本社会党 1978年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』276号 日本社会党 1979年
 日本社会党中央本部機関紙局『月刊社会党』342号 日本社会党 1984年
 朝日新聞社『朝日ジャーナル』1989年8月11日 朝日新聞社 1989年
 潮出版社『潮』156号 潮出版社 1972年
 毎日新聞社『エコノミスト』1883号 毎日新聞社 1971年
 新日本文学会『新日本文学』298号 新日本文学会 1972年
 新日本文学会『新日本文学』412号 新日本文学会 1981年
 社会民主党全国連合機関紙宣伝局『月刊社会民主』5月号 2002年
 歴史家学者協議会『歴史評論』336号 丹波書林 1978年
 岩波書店『世界』345号 岩波書店 1974年
 岩波書店『世界』391号 岩波書店 1978年
 法政大学大原社会問題研究所ホームページ
<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp>
 原水禁ホームページ
<http://www.gensuikin.org>

あとがき

極平凡な家庭だった。二人の祖父は中国戦線から生きて帰り、老後を満喫して天寿を全うした人たちだった。だから彼らは英霊として靖国に祀られているわけではない。父は、「68年」を大学で過ごした団塊の世代である。彼は大学がバリケードで封鎖されているのをよいことに、千葉の海で潮干狩りに興じていた。大学紛争後に学生生活を送った母は、キャンパスライフを謳歌する普通の大学生だった。だから、両親は「闘う人民」などという勇ましい存在ではない。

しかし、インターネットでの言説が爆発的に増加した現在において、元兵士たちは「殉国の英雄」として、そして学生運動世代は「革命の同志」として、一般化されることがある。こうしたレッテルの貼り合いの中では、各時代の政情や社会通念の中で、戸惑い、悩んだ多くの人々の姿は捨象されがちである。同時代を生きた多種多様な人々が、なぜ極端な語られ方をされ、一義的に規定されてしまうのか。極論によってレッテルを貼られた人々は、本当にそのレッテルどおりの言動を行ったのか。これを検証してみたいというのが本論文執筆の動機である。

検証過程は、決して清々しいものではなかった。対立意見を罵倒し、異端者を吊るし上げ、事実と乖離した主情的な表現を多用する活動家の言説は、私を時として辟易させた。その言説が単なる暴力的表現としてのみ存在するのか、または定着した思想を表象するのか、常に私を悩ませた。結果として、言説内容の推移にのみ焦点を当て、言説が思想として定着したか否かにまでは考察が至らなかったかもしれない。しかし、言説の推移に限り私の結論が妥当であるならば、私の研究生生活が一つの結果を出せたと達成感を感じる。

本論文の執筆に当たっては、様々な方からの御支援・御指導を頂いた。突然ゼミに押しかけて出席を許可していただいて以来、藤原帰一先生には本当にお世話になった。先生の粘り強い御指導と研究に対する真摯な姿勢によって、私の大学院生活は支えられていたと思う。いつかこの学恩に報いたいのが、現段階ではその術が思いつかないことが心残りである。本当にありがとうございました。また、歴史学研究会については加藤哲郎先生（一橋大学）から、原水禁運動に関しては藤原修先生（東京経済大学）からアドバイスを頂いた。両先生をはじめ、お世話になった多くの研究者の方々に感謝したい。

最後に、居室としていた自習室は、多くの院生と議論を交わし、問題意識を深化させる快適な研究環境であった。こうした環境を用意して下さった公共政策学教育部のスタッフの方々と、ともに論文執筆の労苦をともにした友人一同に御礼を申し上げる。

平成 20 年 2 月 本郷にて